

## 目次

○巻頭エッセイ「地から生えるように」……………野村 拓 1

### 特集「震災原発問題と人々の協同」

○緊急座談会「福島第一原発と市民社会」角瀬 保雄、中川 雄一郎、  
……………坂根 利幸、高柳 新、司会：石塚 秀雄 2

○「東日本大震災、原発による農民の現状と今後のたたかい」  
……………笹渡 義夫 17

○「破壊されたのは人生そのものだった—大震災・津波・原発事故の被災地  
をあるいて—」……………池上 洋通 20

○シリーズ『「非営利・協同Q&A」誌上コメント（その3）』  
……………秋葉武、大高研道、高山一夫、司会：石塚 秀雄 26

○第13回自主共済組織学習会報告「保険業法改正法（2010年法）と共済の課題」  
……………相馬 健次 41

○協同組合と政治的中立性原則の問題……………石塚 秀雄 59

○社会福祉と医療政策・100話（66—70話）「14 ベトナム戦争前後」  
……………野村 拓 67

○シリーズ医療産業における労働力④イタリアの医療機関の特徴  
……………石塚 秀雄 72

○書評・鈴木勉／田中智子編著『現代障害者福祉論・新版』  
……………石塚 秀雄 74

○機関誌・ニュースバックナンバー、単行本など  
…………… 71、76

# 地から生えるように

野村 拓

「衛生雑誌を発行すべし」「衛生相談所を設置すべし」「市設病院を増設すべし」「区医制度を設くべし」「結核療養所を更に四五ヶ所新設すべし」「結核巡回医師看護婦制度を設くべし」…これは関東大震災（1923）からの復興過程において、時の東京市長が市民に呼びかけて要求を募った時の回答の一部である。はがきで数万通が寄せられたという。

関東大震災は訪問看護、巡回看護、セツルメント活動などを生んだ。言うなれば、下からの保健活動が展開され、1935年には東京・京橋に「都市保健館」、埼玉県・所沢に「農村保健館」が生まれた。このあたりまでは、比較的まともだったが、翌1936年に陸軍主導の「保健国策」が策定され、1937年に「保健所法」が制定・施行されたころには、保健活動は戦争政策に組み込まれてしまった。そして、関東大震災から22年後に東京だけではなく、日本中焼け野原にされてしまった。

戦中・戦後の「どん底生活」で社会的弱者が声もなく消えていったことを忘れてはならないが、戦後復興に励んだ人達の心よりどころは「戦後民主主義」ではなかったか。端的に言えば、軍中心に配置された医療機関が、国民のための国立病院として生まれ変わったわけである。戦前には国立大学付属病院とハンセン病の隔離施設以外に国立の医療機関はなかったのである。そして、戦後復興から高度経済成長期を迎え、「成長神話」に取りつかれた者たちによって原発がつけられ、同じ勢力によって「戦後民主主義」が否定され、民主主義を否定することが市場拡大につながるとい

う「成長神話」に踊らされながら、周期的にバブルがはじけ、ついに原発がはじけたわけである。

「三度許すまじ原爆を」の歌はヒロシマ、ナガサキにつづいて「三度目」をゆるしてはならない、という意味であったが、三度目は原爆ではなく、原発であった。戦争行為としての原爆ではなく、あさはかな金儲け行為としての原発事故である。日本はどこで間違えたのか。

『みんなで福井の原子力発電を考えよう・その1・写真集・福井の原発』（1983）の巻末には岡田栄一作成の「福井の原発略年表」が載っているが、この年表は1962年から始まっている。そして、この本をいただいたころ（1985）、原発労働者の要求項目の筆頭に「被曝量の記入はボールペンで」と書かれてあることに驚いた。暗に、鉛筆で書かせた上での改ざんが指摘されていたからである。

昭和2年生まれのは私は、関東大震災の復興の植音は聞いていないが、ヒロシマの原爆は爆心地から15キロ地点で体験しているし、敗戦時の見渡すかぎりの焼け野原も知っている。そして、焼け野原から、地から生えたように復活した日本国民のバイタリティを共有している。もう一度地から生えなければならないが、その前に日本はどこで、どこから間違えたかを確認しなければならない。この確認の仕事は「再生・再建のための語り部」の仕事でもある。再建のビジョンは歴史を無視しては成り立たないからである。

（のむら たく、北九州医療・福祉総合研究所所長）

## 緊急座談会 「福島第一原発と市民社会」

出席者：角瀬 保雄（研究所名誉理事長・顧問）

中川雄一郎（研究所理事長）

坂根 利幸（研究所副理事長）

高柳 新（研究所副理事長）

司 会：石塚 秀雄（研究所主任研究員）

### ● 3月11日はどうだったか

司会（高柳） 今日はお忙しい中ですが緊急にお集まりいただきました。まずはそれぞれ、地震・大津波・原発の問題に直面して最初にどのようにお感じになったのか、その後、事態は推移していきますが、最初のときの思いのようなものを出してみようかと思えます。地震・津波・原発という一連の塊に直面したとき、何が頭をよぎったのかというあたりからお願いします。

角瀬 私はちょうど書齋で仕事をしているときで、女房は家にいました。「大変だから外に出なさい」というので外に出たら、家が揺れるとともに、外の電線もぶらんぶらんと揺れているのが目に飛び込んできました。周り近所の人も飛び出してきた地震だということがわかりました。しかし、慌てて滑ってころんだという人もおらず、みんな落ち着いていました。あれだけ大きな揺れは初めての経験でした。我が家ではかねがね今度地震が起こったら、書齋の書棚が倒れ、その下敷きになるか、頭を打って死ぬと口癖のようにいうのが常でした。しかし、振り返って書齋の中を見ると本棚は倒れてなく、本は一冊も転がっていませんでした。これは書棚を壁に打ちつけて、上から下までびっしりと本が詰まっていたからだと思えます。

司会（高柳） 中川先生はどうされてました？

中川 私は、地震が発生した2時46分に明治大学の学生会館のエレベーターに乗ろうとしていました。乗ろうとした瞬間にエレベーターの扉が閉ま

ったので、びっくりして守衛さんに「このエレベーターはおかしいよ」と伝えたところ、「地震のためですよ」と言われたので、外を見ると、真向いのビルが大きく揺れているのがわかりました。「ここにいると危ないな」と咄嗟に思いました。そこで会館の外に出て2分ほど木に掴まっていました。その間に周りを見わたしていると、向いの2つのビルがぶつかり合って、コッソンという鈍い音を出していました。「これは危険な状態だ」と思う一方で、「東京直下型地震ではない」とも思いました。それから、このままここにいるのかと考えました。車はほとんど止まっているし、通行人や学生の多くが立ちすくんでいましたから。

その日はまた偶然、「ペシャワール会」の写真展が始まった日でした。本学で一番新しい校舎であるアカデミー・コモンの展示場を会場として私が借りていたものですから、ペシャワール会の皆さんは無事だろうかと思い、慌てて展示場に行きました。アカデミー・コモンはガラス張りですので危惧しましたが、行ってみると会の皆さんも無事避難した後でした。そういうことで安堵したのですが、しばらくすると地震の情報が入ってこないことが気になり始めました。たまたまペシャワール会では展示説明のためにテレビとビデオを置いていたので、学生に手伝ってもらい、通常のテレビ画面が映るようにしました。すると、たちまち人盛りができました。ペシャワール会の人は誰もいないし、ペシャワールの展示を見る人もいないのですが、人盛りはできていたのです。いずれにしても、地震発生からこの間は大きな恐怖感を覚えた時間帯でした。やがてすべての会議が中止になり、教職員がお互いに情報も伝え合うように

なりました。やはり情報が入ると安心できるようになり、震源地が宮城県沖、津波も起こっていることが分かってきました。

司会（高柳） 坂根先生は？

坂根 当日は事務所に何人かといきました。僕は地震をすぐ察知する方なので落ち着いていたのですが、ちょっといつもと違うなと感じました。事務所はビルの4階なので、エレベーターが止まると降りられないため非常階段の扉を開けに行こうとしたとき、僕の頭上の棚の上に置いた物が少しばらばらと落ちてきました。非常口を開けたらすでに上の階から下に避難する人たちがいました。それでも僕らはまだ4階の事務所にいましたが、3度目の縦揺れでどうもまずいなと思って、とりあえず非常階段を使って地上に降りました。電車も止まっているよだから早くみんな帰れと指示を出して、17時前後にだいたい歩いて帰りました。一番長く歩いて帰宅した人は3時間以上歩いたと聞いています。少し歩いたものの電車の動く気配がないので、全労連会館に宿泊した人もいました。私はほぼ最後に事務所を出ました。

事務所から家までは大した距離ではないのですが、すごい人の波で目の悪い私ではとても歩けない状況でした。たまたま長男が迎えにきたので長男を先頭にしたので帰れましたが、一人では事務所に戻るしかなかったと思います。だからああいうときは右側通行にしてくれないかなと。途中でコンビニに入る人もいましたが、コンビニには何もなかったです。普通だったらわずか15分程の道のりですが、えらく時間がかかりました。

司会（以後、石塚） 高柳先生は、当日はどうされていましたか？

高柳 僕は、代々木診療所で診療をしていました。診療所はけっこのつぽビルの2階で、すごく揺れて、いままであの建物はかなり立派な建物だと言われていましたが、階段とかの壁がポロポロ落ちていて、いまはそれを修理しなくてはいけないくらい壁が落ちました（事務局注：最近のビルは地震での大きな損傷を避けるために、敢えてそう

なる設計にすると建築事務所の方に伺いました）。上の方では事務所の本棚などは、かなり倒れたようです。診療所には急に患者がピタッと来なくなりました。それからテレビにかじりついていました。何人かは代々木から吉祥寺などに二人組になったりして帰って行きました。

僕は泊まり込んで一晩中テレビにかじりついて、地震から津波の光景から仙台方面の火事や、千葉でもガスタンクが燃えているとかを観ていました。でも、記憶が曖昧なんですね。原発はかなり経ってからテレビで問題にし始めた。最初のうちはもっぱら津波と地震・火事ということでした。

## ●東京電力と公的管理

司会 今日はちょうど震災があって2カ月経ったところです。新聞によると東京電力を10年くらい公的管理するという報道も載っています。原発問題は産業・社会・生活・経済に重大な影響を与えます。角瀬先生は以前に東電の分析をされておりますので、東京電力というのはどういうものなのか、今後どうなるのか、話の口火を切っていただきたいと思います。

角瀬 日本の電力会社は明治以降に生まれて発展してきたわけですが、最初は民間の自由企業でした。ところがその後、戦争経済へと移行していくなかで国家総動員法が公布され、日本発送電という国策会社に再編成され、国家管理のもとにおかれます。戦争が終わってからは、一社にまとめられていたものを分割再編成することになりました。当時の日本国内の電力供給の地域的な区分に従って9社に分けられました。電力再編成といわれるものですが、これで地域的独占の9電力体制となりました。後に沖縄電力が加わり、10社になります。

電力会社が公的管理下に置かれるということは、かつての戦争に突入していく時期と似てくるわけです。一応株式会社ではあるものの国策会社としてね。全部の民間電力会社が一本にまとめられる。戦後は再び民間の企業へと再分割され今日に至るわけですが、これがどういう意味を持っているのかということです。

電力会社はいままでの自由競争の株式会社から今度は公益事業という公共性を帯びた会社になり、普通の株式会社とは少し違った、国家による料金規制などが課せられる会社になります。公益事業ですから地域独占という特権を与えられるとともに、電力の供給責任という義務を課せられます。株式会社でありますから株主に対して配当が払えないと、企業としては成り立っていかないわけですが、収益は総括原価主義という独特のシステムによって必要費用と事業報酬が保障され、赤字に陥らないようになっていきます。しかし今度の場合は、原発の事故を契機にして経営が破綻に瀕する、社会的な信頼を失っているということなので、自由企業としては成り立ちようがないわけです。そういうことから企業としての存立基盤を失ってしまっているのです、否応なしに公的管理が強化されざるを得ません。今年の3月期は明らかになっただけで1兆2473億円の赤字（5月21日現在）という、日本企業では過去最大の純損失をだしております。これもすべてではなく、賠償額などまだ算定できない部分がありますから、赤字がどこまで膨らむかわかりません。10年間で普通の株式会社に戻れるかどうかが大きな問題になってくるかと思えます。

司会 それは10年後に元に戻すという発想で良いんでしょうか？

角瀬 それを巡っては色々な力関係が働き、最終的にどういう形のものに落ち着くかわかりませんが、とにかく日本の会社史上で前例のないケースとなることは確かです。単なる一つの会社が破産から更生へという場合には、銀行が主導して銀行管理が行われるのですが、今度の東電の場合は、国際的信用もかかっているのです、国家的な管理の新しい形態が探られることとなるでしょう。核燃料の処分がどうなるかという国の安全保障の問題もあります。

司会 公的管理の案が出ているだけですが、賠償というのは東電が責任を持てるものなのでしょうか。

角瀬 大変ですね。今のところは賠償をきちっとやるということできています。東電は巨額の資産をもっていますが、企業の財産処分だけではどうにもならないことは明らかです。国を巻き込んだ電力会社全体での連帯責任での弁済ということにならざるをえないでしょう。東電の再建がならない限り、他の電力会社の存亡にも関わってくるからです。長期にわたる問題になります。

高柳 先ほど言われた公的管理という情報は、かなり固まった格好で出てきたのですか？

司会 今朝の「日本経済新聞」朝刊の一面にも載っていますね。

賠償の問題ですが、放射能となると分からないですよ。30年先とか50年先とか、そこまで企業が存続して賠償の責任を取れるのでしょうか。また公的資金をつぎ込む論理、営利企業に対して注ぎ込むのか単に貸すだけなのか、その辺がはっきりしていませんが。

高柳 海江田なんかは、震災の初期には東電は残すと主張していたでしょう？それが揺らいでいるということですね？東電は東電として残すと言っていましたよね。

中川 昨日（5月11日）ニュースを聞いていましたら、東電の賠償には上限を置かない、とのことと言われていました。東電は賠償をするわけですが、賠償がある程度のところまで行くとうどうなるかわからないけれど、一応今のところは上限を置かず被災者に賠償をするということになっている。しかしながら、今後、原発事故の原因、管理対応、4号機・5号機の状態などについての情報が開示され、明らかにされてくると、賠償問題も単純ではなくなり、予想以上に大きな問題になってくるのではないのでしょうか。

司会 東電が上限を作ってくれと言った理由はどのようなことでしょうか？

坂根 東電にも賠償金額の制限がないというのが見えているという意味だと思いますよ。

中川 もともと、東電の清水社長が言ったように、本当は予想もしていない天変地異だから賠償をしなくてもいいのだ、免責されると発想をしていたのでしょうか。それは、被災した地域の人たちは絶対に許さないとします。その論理は企業倫理的にもまったく通用しないでしょう。

角瀬 一応法律がありますね。「原子力損害賠償法」に則ってやるということにならざるを得ない。その場合に、法律通りにやったら東電の経営は成り立たないところに追い込まれていくことは目に見えている。そこで国が出てくる。

現在、「機構」を作るという案があるんですね。政府が国債を発行する、電力9社が共同責任というかたちで資金を出し合う。そして東電の所有する資産を処分する。ありとあらゆる手段を使って責任を果たさないことには、東電は社会的に成り立っていないということがはっきりしているわけですね。東電は、いまかなりの財産を持っているわけだから、それをまず処分する。それだけでは足りないということになりますから、次は銀行から借りている社債や借入金をどうするか。払えないわけですから、それらを株式に振り替えてしまう。東電のいままでの株主の株式はパーになっちゃう。新しい株主が登場してくる。新しい体制を維持するための株主が必要となってくる。そのような変化が起こるでしょう。

中川 これまでの株主が持っている株が紙くずになるということは、一種のリスクだからしょうがないですね。

角瀬 しょうがないですね。東電のガバナンス、存続を誰が握るか、支配するかという問題です。今までの債権を持っていた者と代わって新しい株主が登場してくる。結局は銀行管理のようなかたちにならざるを得ない。国と銀行とが共同して管理する。

高柳 昨日あたりの夕刊だと経営を続けながらそこから上がってくる利益をつぎ込み続けると書いてありましたね。

角瀬 それはできればそうしたい。しかしそのためには、まずリストラをやらないとお金が出てこない。そこで働いている従業員をできるだけ整理する。経営陣もどのくらい退職金を負担するかということが報道に出ていましたけど、あの程度ではまったく済まない。

高柳 冗談じゃない、そんな程度で勘弁できるか、ですね。坂根先生、今まで世界的にこんなことはあるのでしょうか？

坂根 経過とか原因は別だけど、あり得ます。ただしパブリックな仕事をやっているという意味ではあまり例はありません。多少、JAL が似ているでしょうか。

まず公的管理をするということの意味は、必ずしも国が株主になるということを行っているわけではないのです。あり得るかもしれないですが。国からしてみれば東電が第1次的な責任を負う、このことは当たり前のことだから、それはそれでかまわない。だけど不安だと思います。どういうスキームで公的管理という形態を取るのかわからないが、昨日言っていた支払いのための機構を作るということと、これがリンクしているのかどうかも分かりません。体制的には温存しながら、横に何かの仕組みを作るのかというようにも見えます。

もう1つ、負担の問題ですが、ここは多くの方が勘違いをするところです。たとえば20兆円の負担をするというのには、①費用として負担をする、これは債権ではないから20兆円を出して終わりというパターンと、②20兆円を貸す、資金として取りあえずは負担するのであって、後から返してもらおうというもの、③1と2の組み合わせとがあるじゃないですか。国も東電に貸し込んでいる金融機関も、みんな考えているわけです。他の電力債もみんなそうですが、東京電力債は国債より利回りが良いので、金融機関と生保等々が投資をしています。企業年金資金の投資先としても、これを使っています。これをパーにすると、将来年金が貰えなくなります。だから極端にやらないかもしれませんが、いま電力債は値段が落ちていますから、実体利回りだけが跳ね上がっています。しかし株

は手をつけるかもしれない。つまり、いままで配当を貰っていたのだからいいだろうと。既存の株についてはパーにする可能性、とりわけ公的な所有に移行するのであれば、紙くずになる可能性がありますね。

高柳 それは当然、東京都が持っている株も一緒にすっ飛ばすわけですね？

坂根 そうです。自治体とかは債権も持っていませんからね。さきほどの資金あるいは費用の負担、これは明らかに意味が違う。費用負担をすれば、東電が貰ってしまうので終わりです。しかし貸す場合、皆さん方の住宅ローンと同じだけど、東電はいったい何年で返すのが重要となります。

高柳 誰が誰に貸すのですか。

坂根 国が東電に、第三者か金融機関を通じてか、あるいは国が直で貸す形です。仮に30兆円を貸すとなると、何年で返せるのか、このこと次第なのですが、これが読めない。30兆円なのかということと、当然一挙に返せることもないし負担もできないから、だから電力料金値上げのようなことを言っているのだと思います。ここは読みの勝負になっていると私は思っています。

国も費用としてしまえば赤字になってしまうだけの話だから全部はやらないだろう、一部は突っ込みながら、一部は貸し込んで取り立てるでしょう。東電側から見れば、取り立てられるだけの営業の見通しがあり得るか、ということです。営業の見通しでは、従来の東京電力というパターン、市場から株の資金や債権の資金を中心にしてきた仕組みが崩れると、これはもうできない。そうすると国から金を引っ張る以外にはない。公的管理を考えざるを得ないと思えます。

結論としては、負担の総額と、それをどれほどの期間で資金的な負担にするかということに尽きると思います。ただし、そこは見えていないのです。

司会 賠償の上限を青天井にするという話と、公的管理10年間で主として貸し込むという話だと思

うのですが、10年間で本当に返してもらえるのか、全体に政府が言っていることはつじつまが合わないように思えます。

高柳 それは、いくらくらい金が必要なのか。1つの組織として、どれくらい営業しながら能力があるのかという実績をみれば、総額がはっきりしない限りははっきりしない。いま坂根先生が30兆円という例を言っていましたが、本当にそんな金で良いのかということが当然問題になる。

坂根 スリーマイルよりもひどいという前提とすればもっとかかる可能性があるし、10年で最終処理まで終わるかとなると難しいと思いますね。

司会 政府のコメントの整合性がないので言っていることが信用できない。

高柳 ああいうのは分かっているんでしょうか？分かっているけど…

角瀬 何人かは分かっている。全員ではないでしょう。

高柳 およそいくらくらい動かせば全体がそれなりになる、国民が動けてカバーできて企業が持続したり再生のパターンに入れたりするのか、大枠の金額というのは計算できるものなのですか？

坂根 専門家がやろうと思えば、できるのではないのでしょうか。例えば日本の国内総生産約400兆円、1割で40兆円だから1割くらいはなんとかできるのではないか、本気でひねり出す気であれば出せるでしょう。10年間で400兆円になるんだから、かなり思い切ったことをすれば、できないわけではない。ただ、日本の国の予算そのものが赤字だから、それを何とかしないとイケない。おそらくはコミコミにしていくのではないですかね。

## ●今後の復興再生プラン

司会 次のテーマは東電も絡むわけですが、東北地方、東日本の復興再生について、大別すると2

つの再生プランが出ていると思います。1つは竹中平蔵が主張するような旧来の新自由主義路線をますます強化することによって強い経済と強い産業を育てるといふ、農業・漁業も強いものにするという方向です。手法としては国が農業や漁業を一時期管理して、そのうち株式会社にしていこうという集団化・株式会社化です。もう一方は、内橋克人などのいふ共生経済です。今回ほど阪神大震災のときと同じように人々の連帯意識や共生の気持ちが強まっている時期はなく、カンパの集まりもすごく、助け合いの精神が強いです。地域共同体を社会的連帯の力で復興させていこうという姿勢です。五百旗頭氏が議長の復興構想会議も現場を見回っていてまだ正式にはプランが出ていないので、みんなどういふものが出てくるのだろうかという段階だと思います。それにつきましてご意見をお願いします。

**高柳** 素人からまず発言します。色々なことが僕自身も錯綜していて、はっきりしないところが沢山あります。まず、これから原発事故がどの程度に拡大していくのかとてもはっきりしないのが問題です。先ほども出ましたが「とりあえず東京ではない」というので、少し外から見ようという状況ですが、具体的な被災の問題でもそういうことがいっぱいあります。しかし状況によってはたちまちのうちに数百キロ単位でチェルノブイリのように影響が及ぶ可能性がある。助け合うというのは被害共同体として「がんばれニッポン」「がんばれ東北」「俺たちも一緒だ」みたいな、もさもさしているととても違った「協同」の議論が入り込んでくる。それに対して、本当の意味で、株式会社で営利前提で競り合って、あとはみんな雇用労働者になっていくというのはどうなのか。大きくは2つだけれど、同時に3つ4つとすぐに別れるというような、そんな感想を持っています。被害共同体だからみな力が合わせていこうという事...

**角瀬** 被害共同体的な動きが一方で出てくる。他方で支配体制側、財界ですよ。そちらがどういふ考えでいまの事態を乗り切ろうとしているのか、両方から見えていかないと。

**中川** 私は「くらしと協同の研究所」の機関誌である『協う』から頼まれて「協同組合は東日本大震災を災禍にどう立ち向かうか—国際協同組合年を前にして—」を書きました。要するに、「国際協同組合年を1年後に控えて今回の震災について協同組合はどういふ対応をすべきなのか」を書くよう依頼されたのですが、そう簡単には書けませんでした。それでも、この震災によって日本の経済-社会と、とりわけ東北地方はどうなってしまうのか、したがってまた、協同組合と地域コミュニティの人たちによる復旧と復興後の「再建の青写真」のあり方などについて少し書いておきました。これらのことについてのデータは経済産業省が4月28日に発表したものでして、前月の鉱工業生産指数の速報値の全体が震災の影響によって前月比より15.3%減少したこと、3月11日の地震以前を含めて2005年を100とすると82.9に落ち込んだこと、それは1953年2月以来最大の落ち込みになっていること、などです。また注視すべきは、これまでの最高の落ち込みはリーマンショック後の景気低迷による09年2月の8.6%減だったが、それが今回は15.3%という大きな落ち込みとなったことです。反語的に言えば、こんなにも落ち込む大きな潜在力を東北が持っていた、ということです。

**角瀬** 東北を基地とした自動車産業や電機産業の下請子会社等、東北は日本の経済の潜在力ということですね。

**中川** それを示しているように、東北関東9県に事業所を置いている企業のうち被災地の企業に限ると、前月比鉱工業生産指数は31.9%減と日本経済や地域経済に大きな影響を与えました。被災地以外にも13.5%の大幅減ですが、それは、被災地からの製品供給が滞ったり、東電が計画停電を実施したりした影響が出ていることを物語っています。これらの数値は、朝日新聞 (<http://www.asahi.com/business/update/0428/TKY201104280101.html>) の経済産業省関連の記事から取ってきたものですが、この記事からわれわれは、農作物や魚介類の生産だけではなく日本の鉱工業生産もまた東北地方に大きく依存している現状を知ることができると思

います。同じ朝日新聞の記事に「業種別では、震災後、国内の組み立て工場がすべて停止した自動車を含む輸送機械工業が46.4%と半減。半導体製造装置などの一般機械工業が14.4%減、化学工業が11.4%減と大幅な減産が続いた」とのことが記されています。この記事からも先ほど角瀬先生が仰ったことが言えるわけです。自動車部品をはじめとして半導体製品の生産の多くを東北地方が請け負っていたことがこの記事から読み取れるのです。そう言えよと思って『協う』に書いておきました。「震災直後に東京の電気店やスーパーマーケットそれにコンビニから乾電池が消えてしまいました」と。何故、消えてしまったのかと言えば、電池の相当量が東北地方で生産されていた、ということですよ。

このような経産省の数値とともに総務省もいくつかのデータを発表(<http://www.asahi.com/business/update/0428/TKY201104280160.html>)しました。労働力調査がそれですよ。3月の完全失業率は前月比で横ばいの4.6%なのですよ、この数値は大震災の影響で調査できなかった岩手と宮城と福島の3県を除いた数値ですよ。したがって、この3県を含むと当然失業率が上がります。実際のところ、総務省は3県の失業者数を7万人と見ています。記事は、「失業手当の受給手続きを事業所を通じて始めた人が計約7万人に上る」と書いています。しかしまた、この数字には個人事業主である農民と漁民は入っていません。失業手当のための雇用保険料を払っていないからですよ。また厚労省の22日現在のまとめによると、被災者向けの求人数は全国で2万5,937人分ありましたが、そのなかで岩手・宮城・福島の3県の事業所は1割しかなく、大半が県外だですよ。おそらく被災者のうちほとんどは県外で働く条件を持ち合わせていないだろうから、そのような人たちの多くが雇用の機会を確保することができない、ということになってしまいます。そういう状況があることを私たちは見逃してはなりません。テレビも新聞も政府・省庁から発表があれば追いかけますが、しかし、そのような数字や数値の背後にあって目には見えにくい諸要因を追求することを普段はなかなかやろうとしません。例えば、被災者の「雇用の機会」をどう確保し、また「雇用の創出」をどう創り出

すのか、そしてその手続きをどうするのか、さらに破壊された地域コミュニティをどう再生し再建していくのか、ということへの示唆がないんですよ。それ故、私としては、地域コミュニティの再建は地域コミュニティの人たちが、例えば、農協、漁協、森林組合、生協それに中小企業等事業協同組合や商工会などが自らのイニシアティブを以て、相互に協同し、連携し、連帯して「新しい社会秩序」の形成に向けての「青写真」を作成する努力を継続していく指針を設計し、これに地方自治体が対等平等な立場で協働していく、というスキームを示していくべきだ、と思っています。そしてその際に私たちは、その青写真についてのヒントや「新しい社会的枠組み」をどう捉えるかのヒントを示唆すべきですよ。

逆説的な言い方になりますが、このような大きな災害と被害に立ち向かうのであれば、それは、以前とまったく同じものを再建することではない、というのは正しい発想でしょう。地震、津波それに原発事故による災害と被害ということであれば、それはむしろ、新しい地域社会の枠組みをこそ地域コミュニティ再建の基礎とすべきですよ。言い換えると、雇用の創出、地域コミュニティの再生、人びとの間のより豊かな社会的関係の構築といった視点からしてさえも、「これまでとは違った社会的枠組み」を据えた「新しい社会秩序の形成」を生活と労働のなかに埋め込んでいくことが求められるんですよ。それは、人びとの間の社会的な人間関係をこれまで以上に厚く、深く、そして奥行きのあるものにしていく「シチズンシップの確立」とでも言うべきものですよ。一言でいえば、人びとの間に地域コミュニティを基礎とする「協同と相互依存の意識」を広め、促進していくことですよ。個々バラバラな、競争のみを善とする人間関係を止めて、「自治、権利、責任そして参加」というシチズンシップのコアによる「参加の倫理」を基礎とする「生活と労働」のあり方を追い求める「新しい社会秩序」を形成するよう時代は求めているんですよ。人びとの生活の基礎単位である「家族」とその家族の集合によって形成される「地域コミュニティ」という「私的領域」においてシチズンシップが活かされることによって始めて、人びとの間の「相互扶助の現代化」(「助け合いの現代

化)が達成される、と私は考えています。

そのような観点から、現在の農業や漁業の現状を見てみると、これら両者のあり方も変えいかなければならないでしょう。例えば、後継者問題です。私は、この問題を解決する方法の一つとして、農協や漁協の「協同労働の協同組合化」というものがあるのではないかと考えています。これは、農協や漁協のすべてを「協同労働の協同組合化」するのではなく、地域コミュニティのニーズを満たす事業部門や領域において、あるいはまた環境と資源を保護する事業部門や領域において効率的になされる、というものです。これは、特に漁業における「後継者問題」が漁協組合員の「身内の後継者不足」がネックとなっていることから、「漁業を生業なりわいとしたい」と望んでいる若者たちを引き付けるのではないかと思えるのです。農業の場合も同様で、地域コミュニティのニーズを満たす生産事業部門や生産領域において「農業を生業としたい」と望んでいる若者を引き付け、後継者問題の解決への一里塚になるのではないかと。これは、言ってみれば、「社会的協同」の成果です。個人で漁業や農業を続け、その結果、「後継者問題」に突き当たり、苦悩している漁民と農民、農協と漁協に大いなる示唆を与え、また反対に「株式会社による漁業権取得」という重大問題に対する回答の一つとなるのではないのでしょうか。

例えば、宮城県の「震災復興会議」を主催する村井知事は5月10日に「水産業復興特区」構想を打ち上げて、大企業による漁業権の取得を狙う、日経連の「構造改革」に宮城県の震災復興計画を沿い合せてきました。しかも、この「震災復興会議」の委員の大半は首都圏在住の委員で占められており、被災者はもちろん、漁民を含めた地元の人たちの意見や構想をまったく受けつけないのです。何故受けつけないのかと言えば、委員たる人は「地球的規模で物事を考えている人でなければならないからである」そうですが、これほど良識のない人も珍しい。東電の社長は日経連の副会長を務めているが、彼や日経連会長が「地球的規模で物事を考えている人」には私には到底思えない。彼らは日本や福島どころか、自社の利益しか考えない人たちである、と私には思えるほどです。

ということで、私は、震災復興を機会に一直ぐ

前で話した一漁業と農業における「協同労働の協同組合」を考え、議論・検討し、一定の方向を示してみても、と期待したい。漁民も農民も、漁協も農協も、復旧と復興の過程で単に「前に戻る」のではなく、「協同と相互依存の意識」を下敷きにして、「新しい社会—経済の枠組み」や「新しい社会秩序」の形成に挑み、試みてもらいたいと思っています。

高柳 それは社会的な使命などを前提にして株式会社のような形式でもない？

中川 漁民や農民、漁協や農協の組合員がイニシアティブを持って「青写真」を設計するものです。

高柳 僕は現地の人の想いというものをそれほど分かっていないけど、これまでもヘトヘトだったけど、とりあえず元に戻りたいという願望はあるのでしょうか？一回戻って、やはり戻れないとなったときに、中川先生の言ったどういう格好でやっていくのかという議論が生まれてくるのではないかと思いますね。上からそうしなさいとやると資本の方もそんなチマチマしたことで行けるかと、ドカンと資本を落として雇用を含めて全部…というような、その辺の時間とかタイミングとかかなり研究をしないといけないんじゃないかしらと思うんですけどね。

司会 新聞を読みますと、農協や漁協の人の話で一時的に国家管理でやって何年かしたら元に戻りたいというのですが、政府の方は元に戻るのではなく株式会社にもしたらとなってきます。その辺のアプローチの仕方としてはどういうふうにやると地域再生の良い結果が出てくるんでしょうか。

坂根 港や岸壁・道路などの基本的なインフラは基本的には国がやるべきですね。それから漁協も農協の人も、みんな個人事業主、船も個人の所有なわけです。田畑もそれぞれの農協の組合員のもの。ここでそれぞれの被害があって、なおかつ被害程度に格段の格差がある。これを放っておくと、個人的再建、もしくは買収されて買い占められてということになるでしょう。従って、僕の意見は

農協・漁協に基本的なものを買わせる、持たせる。その資金は公的に融通したうえで後から返済であるとか。漁協・農協組合員はここから船を借りたり、田畑を借りたりして一種の働く協同組合員となる。それが本筋なのではないのかなと思います。簡単ではないですが。

司会 新聞を読む限り、JAや漁協サイドから積極的なプランが出ていないような気がするんですね。

坂根 出てない。もともとないですから。

中川 それが問題なのです。まずは漁協や農協がイニシアティブを執って青写真を自分達自身で議論・検討して考えていかなければならない。私たちが応援できるのはその後ですよ、ということです。

角瀬 戦後、東京湾の周辺に漁民がたくさんいました。ところが彼らは漁業権放棄をした。要するにお金に換えてしてしまう。そうして今の東京湾の漁業は崩壊した。地場産業の担い手として若者がどれだけ戻ってくるかです。他方では株式会社化、大規模化が進む。そういうのが一番ありそうなことです。それに対して中川先生が言われているようなものがどう対抗していくことができるか。これは簡単なことではないですね。

高柳 僕が勤めていた大田病院は、まわりはみんな海苔とかをやっていました。進駐軍が入ってきたあたりからみんな金にして、中にはすごい邸宅を作る者もいるし、夜な夜な蒲田に行って酒をかつ食らう者、だまされてすってんてんになる者、総なめでしたね。そこには漁民とあの地域の低賃金労働者というのが、僕がいたころの基本的患者群でした。

角瀬 それから公務員になるんですよ。船橋市とかの市役所に勤める。みんなそういうふうになっていく。

司会 そういうのが条件で漁業権を手放したと。

高柳 いまでもそうなんでしょう、原発誘致とか。

司会 成立したときにそういう経過があり、漁業権を放棄しなければ建たない。

中川 日本の中小企業は全企業の97%以上を占め、雇用も70%以上を占めています。この数値は日本の全国の企業の平均ですが、おそらく東北3県もほぼ同じような数値ではないかと思います。そうであるならば、中小企業も地域コミュニティを再生していくために重要な役割を担う権利と責任があるのですから、再建のプロジェクトを立ち上げて、他の人たちや組織との協同、協働、連携、連帯を遂行すべきだと私は思っています。被災した当事者が自らイニシアティブを執って復旧・復興の青写真と同時に、将来の世代をも含む「地域コミュニティの再生・再建」や「地域の経済-社会的枠組み」や「新たな社会秩序」のあり様を描き、それを地方自治体が支援したりしていく道筋を「青写真」として描く、ということが肝要です。われわれの支援はそうプロセスと足並みを揃えることになるのではないかと思います。要するに、漁協のプロジェクトと農協のプロジェクト、中小企業者組織のプロジェクト、それに森林組合のプロジェクトなどが常に協同・協働し、連携・連帯して、どのように自分達自身の「地域コミュニティを再生・再建」していくのかを話し合いつつ事を成し遂げていくべきだ、と私は思いますね。ヨーロッパのように劇的にできるのかどうかわかりませんが、日本人もシチズンシップを生活と労働のなかに取り込み、埋め込んでいくことが求められます。このことは、「民主主義は資本（あるいは資本主義）に対して用心深くして慎重な関係にある」べきだ、という当たり前のことを求められていることを民主主義国家の国民に知らせてくれているのです。日本だけが例外であってはならないのです。

高柳 曖昧にして誰も責任取らないで。

中川 例えば、「前向きに善処する」というのは何もしないという意味ですからね。現状維持という意味ですからね。

高柳 ただ、いままでのシステムを根本的に変えなくてはいけない局面にきている。それをとても危険な方向でやらかそうとする動きがある。

司会 五百旗頭議長の復興再生会議ですよ。インタビューでは全く新しいものを作ろうと。それも優秀な人とか若い人だけを集めて強い経済にする。まあ、良い社会にしようとする善意は善意なのです。ただし良い言葉でもって竹中の的な世界ができあがるのが大いにあり得る。

角瀬 中川先生の発想というのは、我々、学者や研究者が「こういうやり方があるよ」と教えてあげなくてはならないという…それじゃ駄目だと思います。

中川 そういうことではありません。われわれはどうすれば被災者や被災地の復興や新たな建設に協力できるのか、ということを私は言っているのですよ。

高柳 一方で反動的に持っていかれるという流れと、僕らが思っているようなことで動かざるを得ないという流れとが、現地の人たち自身が激しく競り合っているというか、それに明確な骨格なり現地協議会のようなディスカッションする場が生まれてきていないという局面ではないかと。それを全部、反動どもが持っていく可能性がある。地域の人たちの気分も半ばつかみながら持って行かれちゃう、そういう危機感をかなり僕は強めている。

坂根 当然ですよ。お金と結びついているから。金のルートと結びつくから簡単ではない。

## ●財源

司会 お金の話ですが、政府でも議論をしていますが、財源がなければ全部絵に描いた餅だといっているわけです。財源は色々な議論があるかと思えます。消費税を上げる、国債を出すなどです。これはどういう組み合わせが良いのでしょうか？

坂根 これはさっきも言った通り、従前の赤字国債もそうだけど借金はずっと続けられないわけです。この震災復興費用負担を、どれだけの期間で返すのか。経営と同じで、莫大な累積赤字だと1年間で返すのは無理なわけです。だけど100年間ということはないよな、と。そうすると20年～30年という単位で返すためには、どうすれば良いのかという議論をしないと、その手の問題議論ばかりになってしまう。とりあえず消費税の議論は従前からあるわけです。

消費税の課題に少し踏み込むと、消費税の前は様々な間接税があったのです。入場税から入湯税からね。消費税になって全部消えたから、これを元に戻せば良いんだと思います。要するにヨーロッパ型の比較的高額なものを中心にして税率を上げて、食料品や医療、教育などは非課税ではなく免税にすれば、かつての状態に戻るだけで、消費税が温存されても税率が上がっても庶民のいのちとくらしには極端に影響はないのです。

司会 消費税自体はもうすでに存在しているわけですが、物品税など奢侈税の復活の方が良いと思えますが。

高柳 僕はこのどさくさに紛れて消費税が増税されるのは、運動論としては反対です。そんないい加減なことをするなど。まず責任を明確にしたうえで優先順位を組みなおして財源論に入らないと。みんな一肌脱ごうと思っている時期だからこそ、簡単に消費税増税だけがずっと先走られることに、僕はかなり警戒を強めています。優先順位を厳密に、5年10年という長期、当面の2～3年という短期レベルでどれだけの金が東北の人たちに渡るか、その金をどこからひねり出すかというのも本気で議論しないで、消費税だとすっといっちゃうのはとても警戒しています。やられそうだなと。

角瀬 財源論の問題については消費税で行こうという流れが1つある。もう1つは国債で、国債の場合にはただ単に国の借金であるということではなく、大企業の内部留保を取り崩してそれに負担させるということであればうまくいのではないかとという発想もあるわけです。

中川 けれど、それはなかなか国民には通じないようですね。3月にはトヨタは大きな利益上げたそうですが。

角瀬 生産をたくさんやって利益を上げるとともに、生産をやらないで利益を上げるのが大企業なんですね。今度の震災のときにまず操短で工場をストップしたのはトヨタです。敵はなかなか頭を使っていますね。

司会 大企業の内部留保を引き出す方策は、法人課税を強めるというかたちですか？持っているものを出せという単純なことではないですよね？

高柳 それはヤクザだよ。

司会 オバマ政権も一時そういう主張をしてお金持ちとか法人税を高くしろというので、まだ決着はついていないのですが、あれは日本でも可能なのでしょうか？

高柳 一時、とても重大な局面であるというので永遠にはなくとも当面企業が社会的責任を発揮するにはどういう方策があるのか言えというのはあり得ると思う。内部留保を持ってこいというだけではなかなか通らない話で。

坂根 内部留保というのはお金を意味していない。その内部留保を活用して何かに化けているわけです。お金であるものもあるかもしれない。内部留保に仮に税率をかけようと思ってもお金で全部あるわけではない可能性があるから、納税はそう簡単ではない。内部留保に掛けるやり方に反対しているわけではないけれど。

角瀬 いま良くいわれるのが大企業の社会的責任ですが、社会的責任ということで攻めていく力が国民の側にあるかないかの問題ですね。

司会 それがあれば法人税を上げるなどというかたちで結果的に内部留保を結果的に出せると。その点はオバマに学ばないといけない。国債をたとえば100年で返す、30兆円でも1年間で3000億円

ならば、これは負担できるだろうと。こういう案は現実性はあるんでしょうか？

坂根 リアリティがあるかどうかより、100年持つかということだから。持てば全然問題ない。ドイツみたいに100年もつ家を建てるから、もつなら100年ローンで構わない。赤字とか借金をどれほどのテンポで解消していくのかの議論をしないと、早い議論と遅い議論が常にないまぜになってしまうので簡単ではない。

中川 イギリスが香港を植民地にしたときに、99年というのは「永久」という意味だった。でも99年経ってしまったから戻さざるを得なかった。その代わり何をしたかということ、香港大学の学生をどんどんイギリスに持っていった。頭脳を持っていったのです。

高柳 100年でなくても50年でという議論をまずしないといきなり消費税引き上げになってしまう。

坂根 議論をしている多くの人が自覚しているのか分からないけど、ほとんどが短期の議論なんだよね。期間という概念がない。それで大変だとなる。国が金融機関から金を借りて100年で返す、50年で返す、これで構わないと思う。返せるなら。

高柳 山梨勤医協だって20年間なんだから、ましてや国家の一大事なんだから50年くらいのスパンで色々なことを考えて…

中川 私も定年になるとときには大学に勤務して42年になりますからね。あっという間に過ぎてしまった。50年なんて、どうってことないかもしれない。

## ●環境問題とエネルギー政策

中川 今回の惨禍を目撃した世界の人々は、イギリスなどは特にそうなのですが、環境構造に対する脅威だと言っている。ヨーロッパでは一フランスを含めて一環境を構造的に守っていこうとして

いるのに日本の原発事故1つで世界の環境がおかしくなってしまう、と言っています。これはある面でグローバリゼーションのプラスの側面かもしれない。おそらく、日本人のわれわれは大震災を含め「自然の脅威」を前にしては「人間は非常に脆（もろ）いものだ」と分かったと思います。それにまた原発事故に対して原発を受け入れたことをどのように考えるのだろうか。おそらくわれわれは、生態系を破壊するかもしれないが、それでも「善し」としようと受け入れたと思うのです。意識しようとしまいと、目の前にあることと将来の世代に対する責任とを「秤にかける」ことなど止めようとしてきた戦後の歴史が日本人のDNAに見られるのかもしれない。沖縄の米軍基地がいい例ですよ。今度の原発事故も、受け入れた以上仕方がない、生態系が破壊されても構わない、と考えるようにしてきたことが下敷きにあるのでは、と私は思っています。ところが、本当に原発事故が起こると、そうはいかなくなる。だが、環境構造をどのようにしてより良いものにしていくかについて被害者も、新聞報道もテレビ報道も、政府も地方自治体も、大学も研究所も、そして企業も何も言わないし、やろうともしない。私がこのように言うのは、われわれ日本人が「環境構造をより良いものにしていく」という視点をはっきり持つようになれば、おそらく日本から原発をなくして欲しいという人が少しずつ増えていくのではないかと、思っていることです。そういう思いを込めて諸々に取り組んでいかなければいけないのですが、それもわれわれの仕事かなと思っています。

高柳 かなり文句を言った人たちに対する締め出しというのが、町ぐるみですごかったらしいですね。商いをしているとすぐ目の前に同じ商いをして「あいつのところには買いは行くな」とやって、結局、居られない。現代の村八分のようなこともあった。それに僕が思っているのは三つの神話です。第一は安全神話です。第二は原発は安い、水力火力と比べると雲泥の違いで安いと。それから第三にクリーンであると環境論に踏み込んできた。そしてみんな二酸化炭素がどうだとかだけに矮小して、世界中に放射能をはじき出すという議論はストップされた。大人の世代は仮にいいとして、

子供たちをどうするんだ、孫たちをどうするんだ、他人様の国をどうするんだという議論が起こらざるを得ない。それを日本も世界的に恐れている。だからアメリカもすっ飛んでくる、フランスもすっ飛んでくる。この事故にはせ参じてくる。

中川 原発事故による環境構造問題をどうするのか、また放射能問題は日本だけの問題ではなく、地球的規模の問題になっているのです。ドイツのメルケル首相のように、経済界・産業界と闘っても「原発はもう止めましょう」という首相が日本にも存在しなければならぬのですよ。

司会 電力における原発の依存が日本の場合は3割くらい、フランスは8割、アメリカは2割くらいで、依存度は国によって違います。エネルギー問題をどうするのかというと、原発は費用効率が悪いけれどスパッとやめることはできない。

高柳 計画停電はデモストレーションのようなニュアンスが強いものだと思うのですが、みんなを攪乱するような議論になっているのは、停電か原発かというのがもろにつきだされている。

司会 あれは明らかに政策的に東電が原発は大事であるとアピールするために計画停電をやったと思いますね。

高柳 フランスの原発反対論者は緊急にできることは水力とか火力をもっと使いながら原発にとどめを刺さないといけなと。火力はとて環境に悪いですよって…

司会 温暖化問題は原発推進のための性格がありました。

高柳 クリーンエネルギーってね。すぐやめることが本当にすぐやめることにつながるかどうかは議論があるが、「すぐやめるというスタンス」に立ってこれこそ計画的に撤退させるかという議論をしないと永遠につながりますね。

司会 クリーンエネルギーの場合は小さなコミュ

ニティ単位の発電のシステムを作っていないと補填ができなくなる。9電力会社分割支配のないまのエネルギー・電気・電力という日本の構造はそういう方向だと細かいのが増えていく。

高柳 集中して同じようなパターンで巨大化してきたやり方は絶対だめだと主張し続けていかなくてはならないと思うんです。しかし、すぐに小さい電気でというとその間をどう現実的にしていくか。総合的なエネルギー政策を持たないと、なかなか急には行かないのではないかと。

司会 公的管理は10年ですから30年とか何十年単位でみていかないと…

高柳 2、30年できれいさっぱり切り替えようとするには、当面の5年はどう進んでいくか、時間の単位と基本方向をクロスさせる議論が必要になってきていると思います。政党でも明確なエネルギー政策を打ち出していないでしょ？

角瀬 多少変わってきているんです。脱原発、自然エネルギーへの転換は世界的なトレンドで、最近になると段階的な移行を踏むがなくなっていくことを目指したいと。

坂根 まあ、いまどっちが良いかと聞いたら「なくそうよ」って人が多いよね、絶対。

高柳 けれど朝日新聞や東京新聞などで世論調査をすると、「現状通りで」が56%いると、ちょっとちゃんとキャンペーンを張られていますね。急激に増えて急にやめましょうというのではないのだと。あれも世論誘導かなと思いますけど。

中川 東京を見てみなさい、と。原発がないからみんな平気だよ、と。

高柳 それは自分の家の裏の原発じゃないと思っているからだよ。まだ他人様の家だと思込んでいる。

司会 東京電力管内に原発があるわけではなくて、

東北電力とか北陸電力の管内に東京電力の原発があること自体、無理がある。

高柳 これは比喩的だけれども「ゴミ捨て場はうちの村では困る、隣の村に持っていけ」というような、そういうレベルで留まっている部分がある。しかしそんなことを言っていられない。日本だけ、福島県の県境だけで放射線が止まるなんて馬鹿馬鹿しいことはあり得ない。国境で止まることはないということがだんだん分かってくるんだよね、きっと。そうすると巨大で一様で集中化させたことが根本的に環境破壊であり経済的でも何でもない、実に不経済でいざとなったらいくら金がかかるかわからないということをいま突きつけられている。そういう意味で国民に説教するのはいかなものかと思うけど、日本人としてかなり真剣に反省をして眼を醒まさないといけない。

## ●非営利・協同セクターは何ができるか

司会 最後に非営利・協同セクターとして果たせる役割があるとすれば、どういうことがあるのかご意見を伺いたいと思います。

角瀬 阪神淡路大震災のときに盛んに言われていたのは、震災の後に協同組合があるということでした。特に中心になったのはコープこうべなど、大きなところですね。その後、現在どうなっているのかというと、手放しでうまくいっているとは言えない。

司会 阪神大震災の後に、小泉の新自由主義が跋扈したわけですから、新聞では日本人の連帯だとかいう人が多いけれど、実現するには具体的なことでないと気分が終わるかなと思います。

中川 阪神淡路大震災では「コープこうべ」そのものが大きな被害を受けたのです。この大震災でみやぎ生協や他の生協も被害を受けたと思います。みやぎ生協は宮城県内の世帯の60%以上を組織している大きな生協ですので、組合員や職員のなか

には被害者や被災者も多数いるかもしれない。農協と漁協のことはテレビでもラジオでも放送するので、ある程度状況を知ることができますが、生協についてはほとんど放送されず、したがって、私は震災、原発事故による生協への影響や生協の現況などはなかなか認識できないでいる。生協は何かできるのか、どういう役割を生協は果たしていったら良いのかという被災地域の生協の声は、少なくとも私にはあまり届いてこない。

司会 連合会レベルでそういうものを出してないからですね。

中川 雇用の問題や地域コミュニティの再建の青写真を作っていくイニシアティブを発揮する漁協とか農協にそういう役割もあるのです。

高柳 NHKの特集番組に、消費生協の責任者がお金持ちと一緒に出ていましたね。生協はこういう支援をやっていますよと笑いながら話していて、なんて気合の入っていない、無責任なことだろうと思いました。

中川 復旧・復興後の「新しい社会秩序」をどうやって創り出していくのか、そのために雇用主としてどういうことができるのか、とのことが話されるのかなと思っていたが、そのことについては触れなかった。司会の運び方もあるでしょうが、話が被災地の物的支援に止まっていた。復旧・復興のプロセスでも、またその後の地域コミュニティの再建のプロセスでも「雇用の創出」・「雇用の機会の確保」が重要な課題となることは想像できたのに、少々残念です。

角瀬 『激流』という流通専門誌6月号（国際商業出版）の広告にありましたが、特集が「震災が変える流通構造」なんです。コープこうべについては「阪神大震災の教訓を生かせ 物から心までの両面支援」という見出しです。「みやぎ生協は全国組織の連帯力が想定外の震災下でも機能」「営業体制を守る」「被災者＝職員の奮闘」と、まあそれなりの動きがみられる。しかしこの場合には、消費生協をイトーヨーカドーのような流通

ビッグとの対抗関係で捉えているのですね。

司会 はやく非営利・協同セクターとして対案を出さないと、どんどん都合良くされてしまうでしょう。

中川 農協はただ怒っているだけではなく、またただお願いするだけでもなく、自分達自身で復興・再建の青写真を作成していかなければならない。復興・再建の鳥瞰図のようなものはわれわれでも作成できるかもしれないけれど、実際にそこで生活し労働していた人たち自身が今後どういう生活をしていくのかという方向性や具体性を示さないといけない。最早、御上がやってくれる、と待っている時代ではないのです。協同組合は一体となって、復興・再建の青写真は私たちが作成するので、国や自治体は私たちにその青写真に対して援助をしなさい、というそういう力をつけないとだめだと思います。

高柳 僕は最後に2点発言します。1つは「想定外」ということです。これはとてもインチキな議論です。これは本の引用ですが「安全性を確率で計算する」と、何万年に1回とか千年に1回とかにいちいち手を打っていたら技術的にも経済的にも成り立ちっこない。それで想定外にしろと。かなり丁寧に想定して外してある。その結果生まれてきたのが今直面している原発事故なんだということを確認しておく必要があるとつくづく思うのです。2点目はその上で、現地の人、色々な知恵者をひっくるめてパネルディスカッションであるとか意見交換の場を提供できるきっかけが我々にあればいい。色々な人の意見の広場を提供できたら良いと思います。

司会 研究所としてシンポとか勉強会ができれば良いですね。

高柳 市民運動の人、漁民・農民、プロの人を含めた何回かバージョンアップしていくような格好でシンポジウムをやりながら、デザインのヒントの骨格できたら積極的なことだと考えています。

中川 毎日新聞は、一応、原発は縮小するべきだ、との方針を取りました。実は、今日はリクルート社が大学の推薦で中川ゼミを1時間ほど撮影させてくださいと、私のゼミを訪ねてきました。しかし、ご承知の通り、多くの大学は5月の初めから授業を開始しましたので、3年生のゼミでは漸く協同組合について勉強することになったばかりです。そこで「私が話してよろしいですか?」と聞きましたところ、「結構です」とのことでしたので、3年生の勉強になるよう話しましたが、その後のリクルート社員の質問は「この震災に対して大学、特に協同組合学はどのようなことができるのですか」ということだった。いま大学は大震災に対して何ができるのか、という関心は一般の人たちも持っている関心事だろうと思われませんが、これは「答えに窮する」なかなか難しい課題ですね。

高柳 自然科学にしる社会科学にしる、学者・専門家の価値が問われています。いい加減なことばかりいって「水を掛ける」と急に泡食って空気抜

いたり、いかにふざけていたか。それを裏返せばそういうのを容認してきた国民もあるし、容認してきた社会科学もあった。そういう意味では協同組合の出番です。不当に主張する必要もないが次に代わるもの、内橋克人さんがいっていることとクロスしていると思います。

司会 我々も場外ではなくて場内に入ってそういう議論に噛みたいと思います。今日の議論を踏まえて再来週現地を見て何ができるか、何をすべきか改めてやりたいと思います。

坂根 ちょうど総研が10年目でこういうことが起きて、これから10年間を総研でも検証してもらいたいね。10年後僕はいないだろうけど。阪神大震災のときにはこんなこと考えなかったし、これほどの議論はなかったですね。

司会 今日はどうもありがとうございました。

(2011年5月12日実施)

# 東日本大震災、原発による農民の現状と今後のたたかい

笹渡 義夫

3月11日に発生した東日本大地震と津波被害は、私たちがかつて経験したことのない未曾有の被害をもたらしました。多くの方が命を失い、家屋をなくし、かろうじて難を逃れた被災者の多くが生存権が脅かされています。そして、3カ月有余の時間を経た今も収束の目途が立たない福島原発事故は、人々を故郷から追いやり、自然と田畑、山海を汚し続け、復興の願いを断ち切り続けています。

農民連の仲間も、家族を含めて6名の方が命を落とされ、家屋を破損・流失した会員は数百名に上ります。5月12日に宮城県の東松島市、石巻市を訪れましたが、津波直後より大分、片付けが進んだとはいえ、全壊状態の無残な家屋がいたるところにあり、農地には津波が運んだ瓦礫とヘドロ、横転した自動車や船舶が横たわっていました。見事に整備された米どころ、宮城のかつての美田を想像することができない無残な姿に愕然とさせられました。

福島県では、地震、津波に加えた原発事故で100人以上の会員が避難を余儀なくされています。幸いにして被災を免れた会員も、野菜、原乳から暫定基準値を上回る放射性物質が検出され、全県的な出荷と摂取制限が行われ、制限が解除されても国民の放射能に対する恐怖から、いわゆる「風評被害」で、事実上、出荷ができず、2カ月有余にわたって無収入に追いやられています。避難対象地域の畜産農家は、エサをやることもできず、家族同然の家畜をみすみす餓死させ、非難区域以外の酪農家は、毎日、家畜に餌を給与しながら牛乳を廃棄処分しています。

地震・津波は、自然の脅威を私たちが実感させることに余りあるできごとでしたが、原発は明らかに「人災」であり、安全神話に浸かって安全対策を怠ったまま、原発を建設、推進してきた東電と歴代の政府の責任は万死に値するといわざるを得ません。

私たちは、東電と政府に対して、本来、原発事故がなければあったはずの収入を全面的に賠償させる運動に全力をあげています。

震災直後は、東北3県連の幹部の安否確認がままならず、山形県連の仲間が道路事情が悪く、給油機能も絶たれているなかを宮城県大崎市まで駆けつけて安否を確認するという状況でした。

また、震災の翌日には、本部スタッフが大渋滞の国道4号線を夜通し走って福島県に入り、救援物資を届け、安否確認を行いました。

命をつないだ被災者が真っ先に奪われたのは食であり生存権でした。この事態に農民がどうして黙ってられようか。農民連は、命の糧を生産する農民の組織として全国に食料の救援を呼びかけ、米、野菜、果物、味噌などを被災地に連日、届け続けました。届けられた米だけでも17万食分に相当し、岩手、宮城、福島 の3県連をあわせれば40万食近くに及びます。避難所での炊き出しも数万食にのぼります。物資のお届けと炊き出しは、今尚、継続されています。

農民連は、大震災の直前まで、TPPへの参加を許さない運動に全力を注ぎ込んでいました。日本を農業のない国にして、食糧供給を外国に丸投げする「壊国、政策」に反対してきたのでした。全国の仲間たちが食糧を提供する姿に触れて痛感するのは、日本の食料自給率が40%しかないことに多くの国民が不安を募らせていますが、それでも日本には40%の自給率を支えている農民が存在するということでした。そして、食糧を生産する力が根こそぎ失いかねないTPPへの参加は、絶対に許してはならないという強い思いです。

被災地の今後のテーマは復旧・復興です。財界は、大震災を格好の儲けにする思惑からの再生プランを打ち出していますがとんでもありません。その中心となっている「特区」は、震災のドサク

サのなかで、農民を農業から締め出して大規模法人経営に絞り込むことや、農地法が禁止している農地を株式会社が所有して自由に開発できるようにするねらいが含まれています。

被災地では、津波に耐えた桜が、何事もなかったように花をつけ、木々が芽吹いています。津波から2ヶ月の地点で、塩水をかぶった農地から雑草が芽を出し、津波に葉をちぎりとられたネギが青々と成長していました。こうした生命の胎動に依拠して、一人ひとりの農民や漁民が生産する力を取り戻すこと、そして食糧を生産する力を強化することこそが復興の鍵です。被災者や住民を無視した上からのプランの押し付けは拒否されなければなりません。瓦礫と塩害の農地、寸断された用水などを復旧させるのは容易なことではありませんが、政府が従来のかん組みにとらわれない全面的な対策を投入して、農家や漁民、地元住民と連携して水田を、海をよみがえらせ、激励することが優先されなければなりません。

それにつけても復旧・復興の希望を断ち切っているのが、安全神話に浸かって対策を怠り、コントロール不能に陥った福島原発であり、東電と歴代政府の罪は万死に値するといわざるを得ません。私たちは、あらゆる力を結集して一刻も早く収束させることを切望しています。放射能汚染は、作物と土壌を汚し、その範囲は福島県から東北、関東まで広がっています。いわゆる「風評被害」も深刻です。

住むことさえも許されず故郷を後にせざるを得ない被災者の無念さは、お金では決して償いきれるものではありませんが、東電と政府は全面的に賠償と補償を行うことは当然のことです。

放射能汚染から3ヶ月余り経過したいま、避難区域に1世帯100万円、単身世帯75万円を基準に仮払いが始まっています。しかし、放射性物質が政府の暫定基準値を超えた作物や原乳には、賠償する方針は決めましたが、支払いはごく一部に限られています。基準値はクリアしているものの、いわゆる「風評被害」によって出荷できなかったり、価格が暴落した損害については、ごく限定した地域のみを対象に賠償することになっていますが、支払いはこれからです。

こうした誠意のない東電と政府に怒りを募らせた農民が、4月26日、東電本社前に駆けつけ、抗議と賠償請求行動を展開しました。農民連と全国食健連が呼びかけたもので、大型バス3台をチャーターして160名が参加した福島県連をはじめ、関東など全国から250名の農民が参加。支援の労組や市民団体を含めた400名が狭い東電本社前の歩道を埋め尽くしました。福島県と千葉県からはそれぞれ牛がトラックで運びこまれ、茨城県からは基準値を上回る放射性物質が検出されて出荷できずに、伸び放題となったハウレンソウが東電前に積み上げられました。

福島県農民連は、行動を知らせるチラシを避難所に配布して参加を呼びかけ、農民連会員でない



ガレキだらけの水田

約30人の農家も参加し、鬼気迫る声をあげました。このうちの15人が、後日、農民連に加入し、東電と政府に対する賠償・補償を要求する運動を一緒に進めています。

放射能漏れは、日本の「食の安全」に激震をもたらしました。4月26日に東電前で茨城県の農民がマイクを握って訴えました。「28年間、農薬を一切、使わずに貧乏しながら安全な土を作り、消費者に安全な作物を届けてきた。しかし、今回、こともあろうに、東電が我が家の農地に放射能を撒きやがった。俺の無念さを東電はわかるか。どうしてくれるんだ…」。彼の言葉は、作物や土壤汚染に苦しめられている農民の苦悩を示しています。東電と政府の責任で、綿密な放射能検査を徹底し、国民の安全を守ることを強く要求します。また、放射能漏れを一刻も早く収束させ、汚染された土壌を除染することも同様に要求します。

同時に、政府だけに食の安全を任せておくわけ

には行きません。農民連は、広範な団体・個人、専門家のご協力をいただきながら、農民連食品分析センターに高性能な放射能検査が可能な機材を配備することを決め、広く募金を訴えることにしています。

東日本の太平洋側一帯に及び、3月12日の長野県栄村を襲った大地震を含め、被害を受けたのは農山漁村でした。ズタズタにされた農地や港、関連施設が、政府、自治体、農漁民、地域住民が一体となって乗り越え、何としても蘇らせなければなりません。被災者不在の上からの復興プランの押しつけは許されません。復旧、復興、賠償と補償、そして放射能を乗り越える長い運動になりますが、国難を乗り越える歴史的役割を深く刻んで奮闘する決意です。

(ささわたり よしお、農民運動全国連合会事務局長)



飯館村の田んぼ

# 破壊されたのは人生そのものだった

— 大震災・津波・原発事故の被災地をあるいて

池上洋通（自治体問題研究所・主任研究員）

目の前に広がるのは、まさに息をのむ光景であった。3月11日から1カ月が過ぎたばかりの4月13日、私は、福島・南相馬市の津波被害の現場に立っていた。

同行者は、2日間の案内を引受けてくれた福島・伊達市議の佐々木英章さんとNPO法人多摩住民自治研究所主任研究員の太田清さん（写真・録音を担当してもらった）の2人である。

すでに何回もテレビの映像で見ていたはずの津波被害の状況だったが、そこには私の先入観をかくく吹き飛ばす実像があった。

何よりとてつもない被災地の広さである。佐々木さんが自家用車で案内してくれなければ、とうてい調査不能な面積がそこにあった。

とはいうものの、じつは道路がない。いや道路らしいものはあるが、津波で舗装部分がはがされていて砂利がむき出しになっているのだ。そこここに、はがされ落ちた黒っぽいアスファルトの舗装部分が、あたかも厚紙の切れ端のように重なりあったりしている。そうした所を車で進むのである。

コンクリート電柱が倒れ、電力を運ぶ鉄塔が倒れ、農機具、それも大型のトレーラーや耕運機がいつも簡単に流されたりしている。乗用車、軽トラック、そしてまた乗用車…。

しかし何といても胸にせまるのは、暮らしの姿を伝える生活用品の数々である。土台から引きはがされた家屋が幽霊のように立ち、流されてきたタンスの引き出しが開いていて、中の衣料が見えたりする。地震に揺さぶられ、津波に流されて破壊されたのは、人々の日常生活そのものであった。そして数多くの生命がさらわれ、消えた。

東京にいて気になっていたことに「原発カーテン現象」があった。むろん私の造語だが、連日の「原発問題」の報道がカーテンの役割を果たして、大震災・大津波による深刻な被害の実態がおおい隠されているのではないか、という懸念のことである。

もちろん後でも見るように、原発事故は重大事件である。現地はいうまでもなく、放射能拡散によってどれほどの被害が広がるのか検討もつかない事態であれば、報道機関が力を込めて伝えるのは当然のことだ。しかしその結果、震災や津波による被害が軽視されるようになってはならない、という強い思いが私をとらえていた。そしてそれは、津波の被災現場でいっそう強固なものになっていった。

この思いは、阪神・淡路大震災の記憶に結びついている。あつという間に家や生活・生業の手段を失った人たちに向かって、時の首相は「日本は資本主義社会だから、私有財産の補償はしない」と言い放った。文字通りの「自己責任・自助自立」路線の宣言である。思えばこの年あたりから「自治体リストラ」の掛け声が強まって、地方公務員の定数削減が本格化し、国民・住民に「行政に甘えるな」と繰り返し説教するようになった。今度の災害は、その理念の根本を揺さぶっている。

今回は福島県の南相馬市、飯館村、川俣町、そして伊達市の自治体と住民を訪ねた。いずれも各自治体の議員の付添いによるもので、深刻な事態のなか、ていねいな説明を受け、多くを学んだ。ここで記すのは南相馬・飯館・川俣で見たことの一部だが、参考にしていただけたらと思う。

●気にかかっていた「原発カーテン」

●馬と共に生きてきた家族が…

南相馬市を含む相馬の地に、千年をこえる歴史

を持つ「相馬野馬追い」がある。500頭余の馬にまたがって甲冑をつけた人々が登場する、全国最大の馬の行事という。ここから、各種の馬術競技で上位を占める数多くの騎手があらわれた。

私は祭に出る馬は牧場でまとめて飼っているのかと思っていたが、騎手になる人のそれぞれの家で飼っているのだという。

その野馬追いの騎手を出し続けてきた大瀧家にうかがうことができた。そこで奥さんの良子さんからお聞きしたこと…。

介護が必要な両親がいる。「老父84歳・老衰認知症・介護度1」「老母87歳・脊髄狭窄・介護度4。この事はできる」—その家に「放射能からの避難」の勧告。

避難は3月13日にはじまり、まず郡山に1泊した。次に栃木県にある、息子の妻の親族の家に向かった。そこの主人はとてもやさしい人で「甘えさせてもらおう」と思って2週間お世話になった。しかしそのお宅にも認知症の高齢者がおり、子ども2人のうち1人が神経難病だった。

やがて老父が帰りたいと言い出し、放射能が気になったが自宅に戻ることにした。

そこからが大変であった。高齢者介護の地域体制が崩壊しており、ケアマネージャーに電話したら「自分でやってもらうしかない」といわれた。介護保険が役に立たないのである。一刻も早い包括的なケア体制の復活を…それが何よりの願いです、と良子さんは話した。

広い屋敷を持つ大瀧家の前を常磐線が走っていた。地域の通勤・通学を支えてきた鉄道だが、地震で線路がたわみ、脱線したままの車両が傾いた形で放置されていた。

#### ●40年間、塗装業に生きてきた

塗装業を営む菅野さんの家にお訪ねして、ご夫妻のお話をお聞きした。

地震は工場の中での作業中にやってきた。市役所から受注していた、保育園の屋根塗りの作業準備をしていたのである。

「20～30キロ以上離れた地へ避難」の勧告が出され、家族全員と二人の従業員と相談して、バラバラに避難した。山形、宮城、茨城、東京、愛知。行った先では、どこも親切だった。夫妻が行った

愛知・岡崎の避難先は、行政書士をしている息子の友人の家であったが、市役所の対応も良く、ありがたかった。

だが、頭をよぎるのは会社のことばかり。放射能はこわいが、結局、家に戻った。けれども市役所の仕事も中断、収入のメドはなく、給料も払えない。1級塗装工の資格を持つ優秀な従業員がいるが、彼を引き止めておく力は今は無い。勤めを辞めて父親と共に働くことにした長男が、会社の中心になってきたところだった。

「塗装業40年、結婚して30年。私もいまは病がちで」というご主人のとなりで、「とりあえずは、行政書士をしている下の息子に頼るしかないかなあ」と奥さんが言った。

「でも、陸前高田のことなんかをテレビを見ると、死んだり、行方不明の人がたくさんいて。うちはだれも死んでいないし、もっと苦しい人たちがいるんだから、と思ったりもします。」

お2人の目に光るものを見た私は返す言葉を失い、ただうなずくしか無かった。

#### ●避難した市民への行政責任は

南相馬市の市役所で、桜井勝延市長にお会いした。多忙のなか、時間を割いていただいたのである。てきぱきと話される精悍な感じの人だ。

被災後一度も帰宅していない、自身の父母は女子高に避難している…。死者・行方不明者・倒壊家屋の数字をあげて「認めたくない現実だ」と声をしぼり出した。

政府・官邸とは直接会話しているが、緊急避難の体制についてのプラン思うように進まない。県の動きも具体性にとほしい。

そして最大の悩み、問題として「各地に避難した市民に対する、市としての責任をどう果たすか。公共サービスをどうするか、それがいちばんの課題です。」といった。

そこで改めて南相馬市の被害状況を見ておくことにする（表A）。人口は7万人余、何といても津波の被害が目を引く。そこに原発事故による放射能被害が襲いかかったのである。市のホームページは、被災直後の市の対応について、次のようにいう。

「福島第一原子力発電所の事故を受け、本市では

表 A 南相馬市の被害状況

3月1日現在

・人口70772人

・世帯数23653世帯

・面積398.5km<sup>2</sup>

●人的被害 (5.18現在)	
死者	540人
行方不明	225人
負傷者	59人
重症	2人
軽傷	57人
●津波被害棟数 (5.11現在)	
市内全棟数	60406棟
被害棟数計	5966棟
全壊	4682棟
大規模半壊	320棟
半壊	655棟
床下浸水	309棟
●避難者数 (5.19現在) 14259人	
◇避難先の例 群馬県片品村・草津町・東吾妻町・ 新潟県長岡市・上越市・三条市・小千谷市	

多くの市民が自主避難し、その後、基本的に全市民に市外への避難を勧めました。その結果20キロ圏内の避難指示区域の市民はもとより、多くの市民が市外に避難しました。…市では3月26日頃の人口を、1万人程度と見込んでいました。]

7万人をこえる市民の大半が、放射能被害から逃れようと市外に避難した。市長の最大の問題意識が、市外へ避難した人々の生活問題であるのは当然のことだった。

だが、それに応える法制度はない。まさに「想定外」の事態だ。けれども市の行政にとって「しかたがない」では済まされない。桜井市長の言葉には、市民への奉仕を職務とする自治体の長としての強い響きがあった。そして、原発事故という「人災」への深い怒りも込められていたと思う。

市役所を出た後、木幡伊美子さんのお宅で行われた小さな会合に出た。テーマは「高校問題」。津波被害を受けた県立高校がいくつもある。木幡さんの娘さんの通う高校はその一つだ。新学期を

迎えて県教育委員会は、いちどきに1000人をこえる対象者を集めて説明会を開き「校舎が使える高校に分散して授業を始める」といったという。

話し合いでは、分散はやむをえないが「通学の交通をどうするか」が課題になった。鉄道は止まったままである。結局、県を動かして、独占的営業権を持つバス会社による定期バスの運行を求めよう、という結論になった。

子どもらの教育権を守ろうとする真剣さが静かな熱気を生むような話し合いだった。こうした小さい営みが「復旧」への一歩ずつにちがいない、そう思いつつお別れした。

### ●放射能に生活と共同体を破壊され

14日の朝、南相馬市の西の内陸寄りに隣接する飯館村に向かった。

飯館村。阿武隈山系北部、山林が75%をしめる230km<sup>2</sup>の美しい里に6100余の人々が住む。自律をめざして社会教育などに力を入れ、住民総参加の村づくりで名を知られてきた。

襲った地震は震度6弱、家屋に被害が出た。しかし死者があったわけではなく、直後には南相馬市からの集団自主避難者を含めて1200人の避難者を受け入れている。

その飯館村がいま「全村避難の村」として連日のようにテレビに映し出される。原因はいうまでもなく「放射能汚染」だ。天災をなんとかやり過ごした村に、人災がおおいかぶさったのである。

3月20日(日)付の『福島県飯館村の震災・原発被災の現状』と題する報告書がある。菅野典雄村長が「災害対策本部長」の名で作成したものだ。それには次のように記されていた。

「福祉担当の職員3人で、ひとり暮らし高齢者の訪問サービスを実施しているが、職員は見えない放射能への恐怖や不安を持ちながら、公用車で1戸1戸訪問している」、そして「今後の対応」の一つとして、「自主避難などで遠隔地に移動した村民が医者にかかる場合の利便を図るため『遠隔地用健康保険証』を交付する。」とあった。空前の事態の下で、村民の生活に向き合う村政の姿がそこに見える。

役場で、門馬伸市副村長にお会いできた。「土と共に生きてきたのに、放射能被害で土壌が

汚染した。どの作物も、牧草もダメだ。でも国が何かをしてくれるわけではない。」

「一時人口の半分ほどが避難して、2週間ほどで大半が戻ってきた。だが今度は全村避難という指示だ。子ども、妊産婦、高齢者…住民の健康を考えたら仕方が無い。離れたくないという声が多いが、早く避難したいという人もいる。」

村民の心が複雑に揺れるのは当然だ。村は住民同士のつながりを大切にしてきた。

「若い人はなかなか農業につかない。どうしたら村で共に生きることができるか。だから行政計画は村民すべてが参加する形で作ってきた。村の計画を、みんなで共有するためだ。そこから連帯感が生まれる。」

毎年度の予算書の内容を、村民全体の意見で作った「基本計画」の組み立てと同じ項目で編集し、A4版・80頁ほどの読みやすい冊子にして全戸に配布している。

「最大課題は、事業所も避難ということになると、雇用の場が全く無くなることです。」

農業以外にも力を入れ、いまでは280人が働く金型製造の工場もある。そうした事業所が無くなったらどうなるか。

原発事故・放射能被害が、これまでけんめいに積み上げてきた、生活と自治体の営み全体を破壊しつつあるのだ。

門馬副村長は穏やかに語ってくれたが、ときおり悔しさをにじませ、原発事故への怒りを隠さなかった。「余震のつど胸が痛くなる。放射能の状況は悪化するばかりだ。」一役場職員数75人。点滴をしたりして踏ん張っているといった。

## ●「牛」と共に生きてきた一家が

肉牛の肥育をしている佐藤隆男さん宅をお訪ねした。飯館牛はブランド品だ。隆男さんは不在で、奥さんと息子さんたちからお話を聴いた。

隆男さん夫婦は、1973年に乳牛5～6頭から始めたが、85年に肥育に転換した。いまは自分たち夫妻が200頭、長男と次男の家族でそれぞれ200頭ずつ、計600頭の牛を飼育している。

ここにも避難の指示が出された。「600頭の牛をどこに運ぶか。」

肥育は生後6～12カ月の仔牛の仕入れから始め

る。餌は、アメリカからの輸入餌料、地元産のワラと牧草、そして地元の水ということになる。

これらのうち、仔牛と餌料にかかるカネはすべて銀行からの借金である。育てた牛が売れた時点でこれを返済していくシステムだ。餌料代だけでも年間700万円ほどになる。もちろん仔牛の仕入れにかかる金額はさらに大きい。このサイクルが止まれば巨額の借金が残る。

数字をあげて説明してくれたのは、29歳になる次男の典洋さんだった。農業短大を出て群馬の牧場で働いたあと結婚し、地元に戻って、父親がしてきた肥育業に入った。

「おカネもそうだけど、牛の一頭一頭がみんな分かる。かわいいんです。それがこんな事になって」典洋さんの目がうるんだ。

全く希望が無いわけではない。いくつかの地域から「牛を連れてきていいよ」という声がかかった。いま青森からの話に心が動いている。でも、600頭をどうやって移動させるか、費用は国が持ってくれるのか。

典洋さんが、ふたたび表情を引き締めた。

## ●原発が全産業を押しつぶす

「JA そうま」の飯館支店を訪ね、次長で営農センター長の山田登さんからお話を聞いた。飯館村の組合員数は約1300戸だという。

さっそく放射能による出荷停止と被害額に話が及ぶ。タラノメ810万円、コマツナ650万円、ワサビ1320万円、これらはすべてがやられた。ハウレンソウ2200万円、シイタケ1000万円、これらの3分の1。さらにダイコン240万円、花卉類1000万円にも被害の予測。葉タバコ2億円、米作2億4000万円の農家に危機感が広がり、果実類5億円もあぶない。そして酪農・畜産の被害。どこまでいくか正確に見通せないのが現状だ。

「農家はJAに借金をかかえている。」山田さんの気がかりだ。自動車や農機具を買うとき、家を建てる時、JAにカネを借りる。それを収穫物の売上げで返済する。では、出荷停止と全村避難の後はどうなるのだろうか。一戸ずつの農家を気遣う山田さんの声がくもる。

しかも農業以外の商工業全体がやられているのだ。国や東電に、差別のない補償をしてもらわな

ければならない。山田さんは、その基礎資料を JA で作成中だといった。

### ●「風評被害」と向き合って

佐々木英章さんの車で川俣町へ向かう。飯館の西、127平方キロのうち64%をしめる山林が広がる緑豊かな町だ。ここに1万5500人をこえる人々が暮らしている。

私がこの町を訪ねるのは2度目だ。数年前に福島市との合併問題が起きたとき、議会に招かれて講演をしたのである。

役場に通され、議会の高野善兵衛副議長と高橋孝副町長が懇談に応じてくれた。飯館と同じく、川俣町の地震被害も大きくはなかったが、ここにも原発事故による放射能被害が襲った。そして1部地域（4.5平方キロ、人口1200人・350世帯）が「計画的避難地域」とされた。1カ月以内に避難せよ、という。

なんとかして町内かすぐ近くへの避難ができな

いか、直面する最大の課題がそれだ。高齢者家庭で自主的に避難した人たちもいる。ここにいても生活ができないという不安があるからだ。

もちろん産業の問題も深刻で、自然環境を生かして信頼されてきた農産物のいずれも重大な事態である。数十万羽の鶏、酪農、牛の肥育、そして養豚…。

野菜類も同じである。土壌検査はどうなるか、作付けはできるのか、それはいつか。川俣も葉タバコの生産がさかんで、全国シェアの7%を担ってきた。だが、今年の作付けは無い。では農家はどのようにして暮らすのか。

「しかし、農業ができたとしても売れなければどうにもなりません。」高橋副町長がそういった。取引のあった東京の大手デパートから仕入れを拒否された。安全だ、といわれる野菜なども、「福島」「川俣」の名で拒否される。「風評被害というのが、こんなにコワイとは思わなかった。」高橋さんの言葉は重苦しかった。



津波に流され、ガレキになった家屋・生活用具などが、見わたす限り散らばっていた（南相馬市・2011.4.13）

風評被害に立ち向かうために、「安全」とされる作物にマークを付けるというのはどうか、と提案してみた。花のマークやおひさまのマーク…。狂牛病問題のときに、肉の安全を保証するレッテルを開発したことがあった、という話も出た。都市の生協と結びつく、という案も出された。

高橋さんはどれにも積極的に応じたが、根本的な解決にならない事は、誰にもわかっていた。でも、前を向いていこう。さいごに高野副議長も、高橋副村長も笑顔で握手した。町が立ち直るために、自分に何のお手伝いができるか、改めてその

ことを思った。

被災地での2日間、形容できない「何か」が胸に降り積もった。多くの人が傷つき、悲しみ、嘆き、怒っていた。だが立ち直るための信じられないほどに誠実な努力も始まっていた。

この事実を貴重な共有財産にし、積極的に提言しなければならない。温かく迎えてくれた皆さんへの感謝は、そのこと以外には無いと誓った。

(いけがみ ひろみち、自治体問題研究所)

# シリーズ 『非営利・協同 Q&A』

## 誌上コメント (その3)

出席者：秋葉 武（あきば たけし、立命館大学産業社会学部准教授）  
大高 研道（おおたか けんどう、聖学院大学政治経済学部教授）  
高山 一夫（たかやま かずお、京都橘大学現代ビジネス学部准教授）  
司 会：石塚 秀雄（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

### はじめに（第1回を引用）

司会（石塚） ブックレット『非営利・協同 Q&A』は2年かけて作りましたが、その間、状況も変わりました。政権も変わりましたし、民主党では鳩山さんの「新しい公共」、菅さんの「第三の道」など、政府も変わりました。非営利・協同というテーマと現実の政

治社会とがより密接に絡むようになったと言えます。しかしブックレットは比較的短い文章で原則論になっているので、執筆者の皆様にもいろいろ書き足りない部分もあると思い、何回かに分けて新しい状況にあった内容や足りなかった部分を機関誌上で補足いただくという企画です。

### 社会的連帯金融

司会（石塚） さて今回は、執筆者の中でも若手の方々に、ロートルがいないので大いに自由に発言していただけたらと思います。

まず社会的連帯金融についてです。この間、ご承知のように日本で3.11という震災・事故が起きて、非常に新しい社会・システム、あるいは日本をどうするかという議論が一般的にもかなり出てきています。議論には大きく分けると2つの流れがあると思います。

1つは竹中平蔵のような従来からの彼らの主張をますます強固に推進し、新自由主義的政策で強い日本を作って経済的に興すというものがあります。もう一方は内橋克人のような社会の新しい連帯や共生、地域コミュニティの復活が大事なのだという考え方です。この2つの議論があるかと思っています。経済、社会保障など色々な問題が出てきています。本日はそういう状況を踏まえて、新しい切り口でコメントをいただければと思います。

#### Q21 社会的連帯金融とは

A 社会的課題解決のために、金融的な利益のみならず社会的利益も求める組織による金融を指します。類似の概念として①社会的金融 (social finance) ②倫理的金融 (ethical finance) ③連帯金融 (solidarity finance) があります。日本では①が用語として普及しているが、フランスでは③が用語として最も普及しています。欧州では1980年代以降、失業者の雇用創出、社会的弱者への住宅提供、発展途上国への支援等を目的とした「ソーシャルバンク」が各国に誕生し、定着しています。また、発展途上国ではバングラデシュの「グラミン銀行」(2006年ノーベル平和賞受賞) に代表される「マイクロファイナンス」が拡大しています。

日本では、敗戦後の混乱期に労働者の支援を目的とする労働金庫や、高度成長期に生活者向けの貸付を行う岩手県信用生協が設立される等の動きがありました。外部環境の変化するなか、1990年代以降、インフォーマルな「NPOバンク」の設立に注目が集まっています。市民が自発的に出資した資金により地域社会の改善を目指し

て設立され、「金融NPO」などとも呼ばれる。日本では「近畿労働金庫」がNPO向けに本格的な融資を行い、事実上唯一のフォーマルな「ソーシャルバンク」といえます。(秋葉)

秋葉 「社会的連帯金融」というテーマで書かせていただきましたが、実は石塚さんの方が詳しいはずです。連帯経済の中における金融部門程度の捉え方を私はしているのですが、『いのちとくらし研究所報』34号で、北沢洋子さんが「新自由主義 VS 連帯経済」と語っておられます。しかし、北沢洋子さんが仰る連帯経済は、やや竹を割ったものという気がします。すごくシンプルで、連帯経済の一翼を担うのが協同組合である、ただし日本の農協や生協は大規模化しているから連帯経済には入らないという議論がなされています。しかし私は連帯経済の範囲は曖昧模糊としていて、どれをそれに含む、含まないということは丁寧に掘り下げるべきと考えています。連帯、ソリダリテ (solidarite) という概念自体が非常にフランス的なもので、どうしてもフランス的な連帯というのが私の中でイメージできていないところがあり、それが私の課題でもあります。

連帯経済というのがよく分かっていない中でQ21を書いたというところがあって、2ページ分なので非常に当たり障りのない書き方をさせてもらいました。今日対談があるので連帯金融について調べたのですが、一番コンパクトにまとまっていたのが、インターネット百科事典である「ソレコペディア」の「連帯金融」でした。説明はイギリス的な概念なのですが、「連帯金融は、連帯経済の原則を金融部門に応用する金融機関全体を指す」とあり、連帯金融を社会的責任投資 (SRI) と区別をしています。また、マイクロクレジットに注目しているのは金融の規模の側面からですね。マイクロクレジットとは連帯金融は区別した方がよいなど、なかなかコンパクトに整理されています。たぶんこれもイギリスとか世界銀行的な捉え方なのでしょうが、「連帯金融の長期的展望は、ソーシャル・キャピタルの増加である」とか「その使命は、平等で持続可能な発展のための金融ツールの活用である」と書かれていて、「連帯金融は、人間自身の危機、人間間の危機および人間と環境との危機といった、社会の主な危機3つに対して回答を提示しようとしている」と述べられて

います。それがソーシャル・キャピタルの強化につながるという形で語られています。非常に整理されていて、私はこれに対して正直に言いますと反論できないのですが、フランスやラテン系特有の連帯には、もっと哲学的な、意味が内包されているのだろうということをなんとなく感じています。ただ、それを私が語ることはまだできません。むしろ、石塚さんや大高さんの教育学の分野でそういった連帯をどのように語るのか、そちらを掘り下げていくと示唆的な面があるかなというのが率直な状況です。

司会 (石塚) 秋葉先生は、以前グラミン銀行について研究をされていますが、最近の動き、例えば日本のユニクロとの提携などについて、どのように評価されていますか？

秋葉 私は評価については中立的と言いますか、あとでまたSRIに関連して触れたいと思います。

司会 (石塚) 実は僕は、すごく評価しています。

秋葉 今の話と少しずれてしまうかもしれませんが、グラミン銀行がやってきたマイクロクレジットは、金融の規模の面ですよ。

司会 (石塚) 貸し出す金額の規模ということですね。貸し出すのはどのような理由で貸し出しているのですか？

秋葉 色々な目的があるのですが、一般的なのが女性の小規模ビジネス、起業ですね。グループを結成して、多くは五人一組で展開されていく。外国人の眼からすると、そこで共助・助け合いが行われて、それによってさらに女性のエンパワーメントが進むという文脈で語られます。実際そういう場合もあります。

ただし、現地に行った私などは、意外と五人一組がドライな関係であって、グループを作れば自動的に協同が生まれるというわけではなく、そこ

はきちんと峻別をしなくてはいけないという感じがしますね。グループを作ればそこに「連帯」が発生するとか、そういうものとは区別をした方が良いと思います。連帯金融とマイクロクレジットは重なっている部分もあるが重なっていない部分もあるのかなと捉えています。

**大高** 社会的連帯金融には、萌芽的な実践も、グラミン銀行やNPOバンク的なものも含めているのですが、Q&A本文の冒頭で「金融的な利益のみならず社会的利益も求める組織」を強調されていますね。これは非営利・協同組織一般にも言えることで、「経済的のみならず社会的利益の追求」などといった形で語られてきました。「経済的な利益」ではなく「金融的な利益」という言葉を使ったことの意味をもう少し補足していただけないですか。それと、社会的連帯金融と言った時、非営利・協同組織という特徴だけではなく、その独特の特徴・役割というものもあると思うのですが、それをどのように考えておられるのかということが、これを読んだ時一番聞きたかったことです。

**秋葉** 後者については、それが私の悩みです。どう語ったら良いのかという感じです。「金融的のみならず社会的利益を求める」というのは、一般に経済学の金融論の中でソーシャル・ファイナンスなどという言葉が出てきた場合にこういう表現をするので、そのまま使わせてもらったという形です。

**高山** Q&Aなので枝葉を削ぎ落としたまとめ方で、却って分かりにくくなる部分もあるかと思います。具体的な話でグラミン銀行については最近批判がありますね。それについてどのように見られますか？たしか3月初頭の報道では、ユヌス総裁が交代したことやバングラデシュ政府との関係も含めてかなり批判もあると、各紙がかなり大きなページを割いていました。

**秋葉** 色々な切り口から批判があるかと思います。バングラデシュの農村に行くと、マイクロクレジットは「供給過剰」です。グラミン銀行のみなら

ずブラック（BRAC）や大手のNGOが貸し出し競争をやっている、どうみても貸さなくてもいい人にも貸している。グラミン銀行やNGOからすれば、マイクロクレジットという形だと外国からの資金援助がとても得やすいのです。1990年代からそういう傾向があったのですが、ユヌスさんがノーベル賞を獲ってからますますそれが加速して、明らかに供給過剰です。だから一人の女性がグラミン銀行、ブラック、プロシカなど、3つか4つの融資を受けて、自転車操業で利子を返す事例もあります。実際にマイクロクレジットで成功するのは限られていて、成功事例が神話化されてしまっているかなと思います。

**司会（石塚）** バングラデシュでは明らかに過剰になっていて、大手のNGOはグラミンと違って儲け主義的な、シカゴで経営コンサルタントをやったような人が来ている。もう1つは、ノルウェー政府がグラミンに対して疑問を持っており、またバングラデシュの首相とはユヌスさんが政党を作るので対立したという政治絡みの話もあると聞いています。僕がグラミンを評価しているのは、先ほどのユニクロじゃないけれども、社会的企業を作ろうということで、マイクロクレジットより幅広い取り組みだと思うのです。あとはネガティブキャンペーンを張られているのかなという気がしています。

**秋葉** 先ほどの話に通じるのですが、非営利・協同組織であると同時にそういう組織を支援していく企業というのが、社会的連帯企業だと思います。

**司会（石塚）** 社会的連帯金融は何が違うのかを一口で言うと、社会的企業を作ろうということと、もう1つは世界的にみればフランス等がそうですが、人々がお金を社会的企業に対して投資するという積極的な新しい金融の形態であることです。今までの協同組合金融は信金や協同組合金融組織があって、そこで余ったお金を貸し出しますよということだったけれども、社会的連帯金融は単に貸す・借りるだけではなく、資金調達、インプットそのものに非常に社会的な参加があるのです。そしてアウトプットでは社会的企業を作る。お金

を集める時にも人々が社会的企業を支援するためにお金を出すという組織化をしているのが特徴だと思います。

**大高** ヨーロッパや北米では、クレジット・ユニオンというのが一定程度、大きな役割を果たしています。カナダなどの協同組合研究者は、むしろクレジット・ユニオンを出発点にして研究や実践の世界に入っています。北アイルランドでもクレジット・ユニオンが発達していますが、その基本は民衆です。民衆が主体になっている。Q&Aの「はじめに」でも高柳先生が書かれていますが、まさに抑圧された民衆が主体になって協同で何かをやっていく。そここのところでどのように連帯的なお金の使い方をするかが問われていると思います。

いま日本の場合、お金を借りたくても借りる先がサラ金です。大手の銀行はなかなか貸してくれない。額には限度があるでしょうが、早急にお金が必要だという人たちが気軽に借りられるような、事業を援助するというところもそうでしょうし、その部分はむしろ見直されていくべきだと思います。それが、先ほど述べた社会的連帯金融独特の役割のような気がします。

**高山** 生活資金の貸付と事業性の資金の貸付は違いますね。マイクロクレジットはどちらかという事業主向けですね。その区別はどうですか？

**秋葉** 社会的連帯企業を論じている場合には、今は両方を入れていますね。

**高山** 石塚先生は事業性に区分した方が良いとお考えですよ。

**司会（石塚）** 日本は生活資金を支援しようという傾向がありますからね。例えばグリーンコープなどです。社会的排除の問題として捉えることはできるけれども、それだけでは社会的連帯というよりは緊急避難的です。少し日本独特のところがあると思います。もっと日本の場合には広げた方が良いと思います。

**秋葉** クレジット・ユニオンの話が出ましたが、

ユヌスさん自身は協同組合に否定的です。彼はクレジット・ユニオン型を目指さず、むしろ外国から資金調達する方法を採ったところがあり、そのことの是非はこれから見ていく必要があるのかなと思います。

一方で、韓国の消費生協は、もともとは1960年代の信用協同組合運動から始まっていて、その当時にカナダ東部、ノバスコシア州アンティゴニシユの修道女が韓国に赴任して、信用協同組合運動を始めたのが最初です。カトリックの中学校が非常に辺鄙なところがあるので文房具や本が買えなくて、それで学校の先生と生徒が出資して購買部を作り、やがて消費協同組合、信用協同組合になっていく。そういう方が私の中のイメージではより社会的連帯企業に近いと感じます。

**司会（石塚）** それは歴史的にそうだと思います。日本だって産業組合のスタートは信用組合です。要するに日本の協同組合運動は、二宮金次郎じゃないけれど、金融がスタートだったと思います。社会的連帯金融というのはその発展形だと思うのですが。

金融の問題は協同組合資本の問題とあわせて非常に大事な問題なのですが、意外に手つかずのままです。うまく利用しようという議論が日本ではこれまで弱かったのではないかと、これからの分野ではないかと思っています。特に東北地方がこういう時、復興で協同組合金融組織が何をするのか。現在の状況を見てみるとごく普通の貸付、新聞で見ると城南信用金庫が脱原発宣言で目立ってきているものの、社会的連帯金融というコンセプトではやってないと思います。

**大高** そのような組織が日本各地にあれば義援金も地域に密着した金融機関に行き、多様で柔軟な使い方も考えられると思うのですが。

**司会（石塚）** 義援金は、国内・国外からあわせて約1000億円も集まるわけでしょう。それを政府が仕切って直接自治体に渡すという方法もあるでしょうが、もう少し協同組合セクターで、集めたお金をうまく使うという知恵があっても良いと思います。

大高 集めるときも連帯で、使うときも連帯にできるといいですね。

司会（石塚） 入口も出口も社会的連帯のシステ

ムとしていけば、金融は使える武器になると思います。続いて Q37のご説明をいただきたいと思います。

## 社会的責任投資（SRI）

### Q37. 社会的責任投資（SRI）とは

A SRI (Socially Responsible Investment) とは企業に対する投資に際して、経済的側面だけでなく、社会的、倫理的側面も考慮することを指します。アメリカで20世紀前半、キリスト教会が資産運用において教義に反するアルコール、ギャンブル等の企業への投資を制限したのがその源流といわれる。1960年代、アメリカではベトナム反戦運動など市民運動の1つの手法として SRI が広がりました（軍需産業の株式売却など）。

1980年代になると、SRI は地球環境への関心が高まる中で、その規模を拡大させて定着していく。環境のみならず法令遵守や雇用、人権問題、消費者への対応、社会貢献などの側面から、企業を評価・選別する投資手法が次第に洗練されてきました。また社会性の高い企業はそうでない企業より収益パフォーマンスも劣らないということが、一般の機関投資家、個人投資家に浸透し始めました。

現在、世界では300兆円以上の SRI 資産が運用されている。日本では1999年頃より「エコ・ファンド」という名称で複数の投資信託、投資顧問会社より販売され始めた。現在日本では多様な名称で販売され、総額400億円以上の資産規模となっています。（秋葉）

秋葉 SRI はソーシャル・ファイナンスではあるけれども社会的連帯企業には入らないと思います。ソーシャル・ファイナンスの一環として SRI がある。非常にアメリカ的な概念で捉えれば良いかと思います。株式市場でそれぞれの考えるソーシャルの概念で投資をしていく、評価・選別をしていくという機能的な手法としてあるという形です。ここでは「ソーシャル」という言葉が非常に曲者で、時代・人種・宗教それぞれによって変わってきます。一番アップデートなテーマでは、原子力関連企業をどのようにとらえるかです。1970年代の SRI は反原発を明確に出した投資が多かったのですが、90年代になると反原発運動が世界的に盛り上がりを欠き、一方で CO2 のことが出てくると原発関連企業はむしろソーシャルでないかという議論が一部で出てきた。日本のエコ・ファンドで出されている SRI のファンドというものは、結構電力会社が入っていることが多いのです。例えば日本財団は「地球にやさしい CSR ランキング」というものをやっているのですが、2位が東芝で3位が関西電力だったのです（「世界に誇る日本の CSR 先進企業実態調査」2010年10月）。おそらく来年からガラッと変わると思うのですが、

SRI 自体が時代の外部環境の影響を受けるので、それをどのようにとらえていくのかということがあります。SRI 自体を協同組合はあまり語りませんが。イギリスのコーポラティブバンクは言っていますが。

司会（石塚） SRI は一般の企業が社会的にどう責任を取るのかというロジックで出てきているもので、もちろん協同組合企業でも同じものがあります。テーマは時代によって変わりますが、色々なテーマ、例えば雇用・人権問題・消費者・社会貢献などを扱います。特に環境はドイツで顕著で、ドイツは税的優遇措置を環境への配慮でやっていますよね。ただし社会的連帯金融と違うのは、入口はブラックボックスで、アウトプットだけが社会的責任として出てくるというのが違います。そこで私は SRI がけしからんという立場とはらず、良いことをやっているのならそれでいいのではと思うのです。日本でもイオンが外国で木を植えたり井戸を掘ったりとしています。それはそれで一向に構わない。たしかにイオンの人事がどうか、労務管理がひどいかどうかはブラックボックスになっていて、分かりません。そういう限界がある

一方、企業がSRIを言うというのは、消費者が求めていて支持しているからですね。限定的ながらも良いことをやっているならば、評価したいと思います。

ただし、協同組合などのSRIとは質が違うということは押さえておかないといけないと思います。日本の場合、会社法が変わって営利・非営利の概念区分がなくなってきてきましたよね。ますますこのSRIというのは、割と世間一般に通じる言葉になると思うので、非営利・協同セクターの事業組織も使って良いのではないのでしょうか。

大高 秋葉さんが先ほど言われたソーシャルの中身をどう判断するかということに関して、ソーシャルということが時代など外部的要因に影響を受けて揺れているというお話でしたが、それは単なる外部環境一般ではなくて、多様な思惑や政治的な意図を含んだその時々で語られる「知」というものに翻弄されているのではないかと思います。

例えば今回の原発の問題もそうですが、結局は一部の知識人・専門家と言われている人たちが情報や知識を握っていて、地元の住民でも正確なところは分からないという状況にあった。そうするといわゆるソーシャルの中身を考えたときに、一部の人たちがコントロールしている「知識」だけを基盤にして物事を決定するというあり方自体の転換が求められるのではないかと思います。ソーシャルの中身を形成している「知」について、地域住民が非営利・協同活動を通して考えたり勉強したりする。そのような取り組みの積み重ねの結果、最終的には「分からない」という結論が出た時には、それを委ねるのではなく、「分からないからやめよう」という決定を民衆自身が下す。すなわち学習の先にある判断と決定の部分での役割も、非営利・協同組織には求められてくるのかなという気がします。

高山 特にアメリカ的な概念ですが、Investは株式投資がメインなんですね。しかしそれ以外にも、協同組合に対する出資とか、マイクロクレジットのような直接相対での貸付というものもあります。色々な形で資金の融通があるわけで、SRIについ

ては良いことをやっているなら良いのではないかと考えています。

ただし、投資の利回りを主たる目的とする株式投資のようなものに限定するのならば、ことさら強調する必要はないのかなと。

金融においては、先ほど連帯金融の話でもありましたが、どこに出資すべきか判断するような組織が不可欠なわけです。人々が寄付したり出資したり投資したりしたときに、それを銀行や政府に全部まかせてしまうのではなくて、例えば共同募金のように、非営利・協同組織が一定の基準で判断し望ましいと思うところに投資する仕組みがあっても良いのかもしれない。

司会(石塚) フランスの「フィナンソル・ラベル」というのがそれですね。協同組合銀行が中心に作っていて、法律的にも制度化されています。そのラベルが付いた企業は一種の社会的企業で、そこに投資をすると個人だと優遇税制があるのです。僕はこうした仕組みづくりについては、フランスが一番進んでいるという気がします。

高山 本来、間接金融というのはそうあるべきなのです。投資先の事業内容や社会的意義を個人が判断するには、情報やノウハウ、時間がないこともありますし。間接金融というのは、金融機関に預金の運用を任せているわけですよ。

司会(石塚) ファイナンス・ソリダリティの略で、ラベル認定が15団体かな。カナダのケベック州にもありますからね。金融の話は面白い、というかわりつつある。日本の場合は法律が足枷になって色々出来ないことになっていますからね。

高山 けれど、日本でも相対金融はインターネット上にあります。融資してもいいという人と融資して下さいという人とを、ホームページでつないでいます。たしか数十万円の単位ですが。出資法や銀行法などにどう対応しているのかは、分かりませんが。

司会(石塚) 日本の協同組合金融の社会的連帯金融的なものとして、パイロット的なものは20億

円くらいだと思います。労働金庫が一番やっているとありますが、信金や信組がもっとやれば、すごい金額になる。むしろ協同組合セクターが、社会的責任投資という言葉を使って自分たちの市民権を獲得していくと、幅が広がると思います。

大高 先ほどの連帯金融のときにも思ったのですが、「適正規模」ないし「コミュニティ・ベース」というのはやはり重要なポイントだと思います。金融はグローバルネット化されています。今回日本が大震災にあったときには円高が加速しましたが、遠くにいる人々にとってみれば、このような惨事でさえ金儲けのチャンスというわけです。そうではなくて地域のなかの、見える範囲のなかのものであれば、もう少し違った反応になっていたように思います。

司会（石塚） そういうシステム、例えば電源が複数あればいいけど、それこそ東電1社に「ここはエコ企業だから」、安定的に儲かるからと、その企業だけにお金をガンガンつぎ込んでいると、今回のようにベシヤッとなるでしょう。小さなコミュニティレベルでフィナンソルみたいに小さな色々なものを育てていくという方向性でやれば、いざというときにも機能しますね。

高山 東電の株式は株価指数の主要構成銘柄なの

## ●非営利・協同セクターと社会保障

### Q27. 非営利・協同センターと社会保障

A 社会保障と非営利・協同セクターは、「公助」と「共助」の担い手として、互いに区別できます。社会保障が公的な制度として営まれるのに対して、非営利・協同セクターでは、人びとの自発的参加や民主的な意思決定が、事業と運動の基本原理に据えられるからです。

非営利・協同セクターは、社会保障の発展にも寄与しています。非営利・協同セクターは、社会保障が苦手とする個別的で地域的なニーズを充足し、あるいは先進的なサービスを試行的に提供することができます。また、制度や政策を評価し代替案を提示するアドボカシー活動を通じて、社会保障の充実と発展にも寄与しています。

他方、非営利・協同セクターの事業が存続し発展するためには、財政的基盤としての社会保障の充実が欠かせません。この意味でも、非営利・協同セクターと社会保障とは、相互に補完し高めあう関係にあるといえます。

（高山）

司会（石塚） 次は高山先生に「非営利・協同セクターと社会保障」の補足説明をお願いいたしま

で、年金基金もずいぶん打撃を受けたのではないのでしょうか。また、東電債の動向も気になります。僕の身近に知っている人は、東電株を買って配当を受けているのではなくて、東電債を買って利子を得ています。

秋葉 実は東電は個人株主がすごく多いところで、年の配当利回りが約3%なので、退職して1000万円投資すると配当が30万円あるのです。それをお小遣いにしていた人たちが、今回こうなって生活設計が狂ってしまったのです。電力株は配当利回りが高いので、株価の値上がりはあまり期待できないけれども安定していて、高齢者中心にすごく多いのです。

高山 そうでしたか。それではかなりダメージを受けている人がいるわけですね。

司会（石塚） 債権で思い出したのですが、フランスで十何年前に、金融系の協同組合が参加証券を発行できるという法律に変わったのです。日本でも、協同組合金融を法律がなければ変えるなど、社会的企業が努力をした方が良いと思います。あまり規制ばかりを受けて利用されないのではなくて、自分たちで法律を作っていけば、ずいぶん変わってくると思います。

高山 内容的には大高先生の「Q44 福祉国家と非営利・協同セクター」と重なる内容だと思います。大きなテーマなので、抽象的に整理をしています。最初に断っておきますが、公助・共助・自助の区分そのものが正しいということではないですし、実際にはお互いに融合しているという部分でみないといけません。

概念的には公助と共助とを分けておくべきです。

医療や社会保障全般もそうですが、基本的には公助の世界だと思います。つまり、公的な責任というのをあいまいにはしてはいけません。年金は現金給付の仕組みですし、医療も財源面では税や社会保険といった公的な枠組みで運営されている。財源について、「国民健康保険は国民の助け合いです」という言葉の下に、公助を共助にすり替えて、実質的には自助にすり替えていくという議論に注意を喚起することが、念頭にありました。

ただ、医療は現物サービスなので、提供体制のところで非営利・協同セクターが存在する意味があると考えています。特に医療では、営利か非営利かという利益分配をめぐる話だけでなく、むしろ参加とか民主的意思決定などの側面を強調したいと思います。

この話になると、民主的医療機関と医療生協との違いはという話が出てきます。専門職の役割を否定するわけではないのですが、特に医療のような現物サービスの部分には、参加を重視すべきだと思います。

非営利・協同セクター、すなわち共助の代表的担い手と、公的な制度、公助としての社会的制度との関係性が、後段になります。中身は書いてある通りで、日本の社会保障は、医療や社会福祉、さらには教育等も含めて、非営利・協同セクター無しではありえないということです。しかし同時に、お金の部分、財政的基盤については、社会保障運動、社会保障の充実が必要です。この議論を抜きに非営利・協同セクターの議論だけをして、医療とか社会福祉、教育や住宅なども含まれるかもしれませんが、お金ではなく現物のサービスが必要な分野は、うまくいかないだろうと考えております。

ちょうど医療では、今の政権の新成長戦略にし

ろ、医療についての規制改革の閣議決定にしても、財源を裏付けせずに成長させようという虫の良い議論をしているので、それは無理だと書いています。

ところで、このQ&Aでは、公助と共助と書いて、次に自助とくるべきところを書いていない。自助の位置づけについて、例えば学生に社会保障の講義をするときに、最後はライフプランの話もし、ちゃんと就職しなさいという教育的指導も行います。そのときの自助、特に医療における自助とは何だろうなということは何度も悩ましい問題です。うまく扱わないと健康自己責任論にはまってしまうし、あるいは年金の足りない分は自分で貯金して下さいとなりかねない。それをいうと公助・共助をむしろ壊してしまう概念になるので、公助・共助・自助と3つ並びますが、書きながらも悩んでいたところです。いわゆる健康自己責任論には否定的な側面がありますし、年金や教育についても自助というところを特に新自由主義者は強調します。自助と選択がセットで来る。その部分は悩ましいので、本当は公助や共助という言葉を使うべきではないかもしれない。公的責任と参加とか民主的経営とした方が良かったかも知れません。

大高 共助の議論をするときに、言葉の使い方自体についても一緒に勉強して考えていくことが必要だと思います。共助という言葉を変えてみると、おそらくネガティブな要素も含まれていると思います。そのうちの1つは依存です。お医者さんに対して全てを委ねてしまう患者さんの意識の問題に重ね合わせて考えることもできますが、そのような依存体質というものは、過疎地の地域づくりや非営利・協同の活動のなかでも見られます。共助には自立(律)した個人の協同というのがベースにあるべきだと思います。

高山 それは自律ですか？自立ですか？

大高 僕は一応2つとも使っています。特に障がい者の領域では、全部を自分ではやれないけれども基本的に自分のやり方は自分で決定する、その時に自らを律するという言葉を使います。個人を

尊重したり自分で判断したり決定したりすることが、共助の前提としてあるべきだという議論があったと思いますが、そこをリンクする大事な部分ではないかと。

**高山** 社会的に言うと排他性とか集団主義の問題ですよね。福祉国家そのものがナショナリズムなんだという議論もあったくらいです。医療では個人の尊重や自己決定を重視すべきだという議論は、生命倫理学や医療社会学の分野でたくさんあります。そういう意味でも、非営利・協同セクターによる参加の促進という点は、強調したいところです。

**大高** その延長線上の財源の部分で、公的責任を曖昧にしてはいけないという部分に僕も賛成です。昨今の社会的企業の議論もそうですが、公的な資金から解放されて独自に自主財源を獲得するという風潮が強まっています。しかし提供しているサービスの公共性を考えても、財源の部分での公的な責任を曖昧にしてはいけないと思います。とくに公的資金への依存や補助金漬けといった批判が振り子の逆の方に振ってしまい、今度は、自分達でやっていかなくてはならない、強い市民社会組織を作らなくてはならないのだ、と極端な方向に揺れているところに不安を感じています。

**司会（石塚）** 菅政権は、最初に共助があって公的責任は最後にしています。それに対する反論として順序をどのように考えるか。公的責任の範囲もなかなか難しいと思います。非営利・協同セクターの難点ですが、「あなたは強い個人を求めているのか」と言われることがあります。依存せざるを得ない人がたくさんいて、自立や参加を求めることができないではないか、強い個人を求めるのは新自由主義ではないか、という解釈を世間ではしがちです。そういう受け止め方に対して、どういう組み合わせで分かりやすくするか。公助・共助・自助というけれども、世間の人には良く分からない。

**秋葉** 高山先生が自助という言葉に注意深く扱われているということは、そういう背景が日本のな

かにあるのだと感じます。カナダの協同組合運動だと普通に自助（セルフサポート）という言葉が出てきますが、それは新自由主義的な文脈ではなくて協同を通して組合員がセルフサポートしていく。そこが日本にくると新自由主義の強い個人を想定したものに置き換えられてしまう。国際的な協同組合間でも時として誤解を生じさせるような色々な文脈と背景があります。

**司会（石塚）** 少し話が飛びますが、厚生連佐久総合病院の色平哲郎先生から、宿題として「西洋の個人主義」とは何かという質問をいただいて、未だ返事をできていません。もともとセルフヘルプというのは宗教用語、キリスト教の言葉だと思っています。キリスト教の世界では分かっていることだと思います。我々、仏教徒・神道・無神論者には難しいです。

**大高** 実践的な蓄積から学べば、自立（律）した個人の協同というものが基本になります。それが協同というのは、どういったらいいのでしょうか。

高山先生が言われた一人一票制等を含めた参加の内実の検討にも関わる問題だと思うのですが。これまでの協同組織は、どちらかというと同質的で、同じような能力やバックグラウンドを持っている人々が協同してきました。しかし、これからはパートやアルバイトで働くような人もいれば、男性も女性もいるし、障がい者もいる。これまでは参加の度合いによって一人一票と言いながらも判断や決定に及ぼす影響力が異なってきましたが、これからは多様性・異質性を認めていって、その中で優劣をつけずに何らかの合意を形成していくような参加の在り方が求められています。

**司会（石塚）** ヨーロッパでは、イタリアの社会的協同組合、あるいは混合型協同組合、社会サービス協同組合など、いくつかの国で法律ができています。そこは混合型だから複数のタイプになり、障害者も普通の人も組合員となる。そういう法律を日本で作らないと新しい課題に答えられないと思うのです。

高山 イタリアでは参加の中身について色々な人の意見が反映するように、特段の措置が整備されていましたよね？

司会（石塚） イタリアで『やればできるさ』という社会的協同組合を舞台にした映画が2008年に作られました。僕もイタリアに何回か行って、本当に知的障害・精神障害の人がメンバーシップを発揮できるのだろうかとか疑問に思っていました。しかし、その映画を見たら、役所から弾かれて社会的協同組合になった人が頑張っていて、障害者に対しても「シニョーレ」と必ず敬称を付けて呼びかけ、本当に丁寧なのです。社会的協同組合の中身を決定するときも、全員にとにかく意思を尋ねる。本当にやっているのだと思いました。形だけ参加できますというのではなく、きちんとした会議でみんなに意見を聴いて、本人たちに決を取らせる。良い映画でした。

大高 映画で一番印象的だったのは、確かパリの地下鉄工事に関わる事業入札に参加しようとした

時に、障がい者当事者たちが反対をして、結局コンペに参加しなかった場面です。そのときに仲間のお医者さんが、コーディネーターをやっていたソーシャルワーカーに対して、「彼らの反対がお前の一番の成功じゃないか？」と言うのです。そのシーンから受け取ったメッセージは、色々な当事者の参加、色々な働き方や係わり方を認めているということでした。リーダーの役割も引っ張っていくというのではなく、色々な関わり・つながりをコーディネートすることにあるように見えました。

司会（石塚） 成功もあるし苦い失敗もあるわけですね。

大高 今年の夏に全国でも上映されるようです。非常にイタリアっぽいですね。シリアスな話だけど明るい。1980年代の社会的協同組合法ができる前の頃の話です。

（秋葉先生退席）

## ●非営利・協同の社会的位置

### Q42. 公共性と非営利・協同

A 公共性の一般的な用法として以下の3つが指摘されています。1つは、「国家に関係する公的 (official) なもの」で、これは公共サービスの提供など、公的機関が国民に対しておこなう諸活動を指します。2つは、「すべての人々に関係する共通のもの (common)」です。3つは、「誰に対しても開かれている (open)」ということです (齋藤純一『公共性』(岩波書店、2000年)。これらの異なる用法からも、「公共性」という言葉は、極めて多様で時として互いに対立する意味合いで使用されていることが分かります。この点について医療生協を例にみてみましょう。①の脈絡で公共性を論じれば、設置・運営主体による公私の違いが強調されるので、医療生協は公共性の担い手ではないということになります。②は「メンバーシップ制による事業」という性質上、「公益」に対して、特定の成員を対象とした「共益」という点が引っ掛かるかもしれません (ただし、公益についても、その範囲はつねに問題となります)。③については、急患の受け入れに顕著に見られるように、実態として医療生協は公共性を内包しているという議論が以前からありました。同様のことは私立病院にも言えますし、さらには私立学校による公教育の提供などにも当てはまります。公共性の担い手として非営利・協同組織を位置づける際には、これらの多様な理解とともに、その意義づけの多様性にも注目する必要があるでしょう。とくに、市民社会 (組織) の重要性が過度に強調される現代的文脈において、公共性論は市民社会論と結びつきながら「新しい公共性」や「市民的公共性」論への展開を見せていますが、脱国家論のレベルを超えた、真の意味での公共性の担い手として非営利・協同組織が役割を発揮するためには、むしろこれからの頑張りによるところが大きいと言えるでしょう。非営利・協同活動によって形成された協同性の延長線上に、どのような公共性が展望できるか、その議論は緒に就いたばかりです。(大高)

#### Q44. 福祉国家と非営利・協同セクター

A 「福祉国家」から「福祉社会」への転換は、20世紀後半、とりわけ1990年代以降の先進資本主義諸国に共通してみられる傾向ですが、この両者は一体何が違うのでしょうか。その違いは、「福祉」の後に「の担い手が」という言葉を挿入すると分かりやすくなります。つまり、「福祉（の担い手が）国家」から「福祉（の担い手が）社会」へと移行したということです。そこで問題となるのが、「社会」とは何か、という点です。それは、国家との対比で言えば、国家（行政機関）に限定されない多様な社会的アクターを指します。つまり、これまでのように国家に任せっきりにしなくて、社会の構成員である私たち自身が福祉活動を主体的に担う（社会全体で福祉を担う）ことへの期待が福祉社会という形で表現されていると言ってもよいでしょう。さて、次に問題となるのが、この社会的アクターとは具体的には誰か、ということです。もちろん、国家・自治体や営利企業も依然として一定の役割を果たすことになるでしょう。しかし、福祉社会において最も期待されているのは、ボランティア団体、コミュニティ組織、NPO、社会的企業、社会的協同組合などの非営利・協同組織です。現代福祉社会の最大の特徴は、この非営利・協同セクターに積極的な役割を与え、さらにはそれらが公式な場で活動しやすいような制度化が進められている点です。わが国の特定非営利活動促進法（NPO法、1998年）や、非営利・協同組織との事業契約を可能とする指定管理者制度（2003年）の整備もその延長線上に位置づけることができます。このように現代社会は、多様性をうちに含みながらも、全体として非営利・協同活動を制度的な枠組みの中に組み込む方向に進んでいるという意味で、新しい段階に突入したと言えます。しかしながら、そこに込められた思いは必ずしも一様ではなく、福祉国家再編の先に極端に縮小された国家機能とその穴埋めをする非営利セクターという構造が固定化されることも危惧されています。単なる非営利性や社会的有用性だけを強調するのではなく、これらの活動を通して形成される協同性への視点がこれまで以上に求められていると言えるでしょう。本研究が、「非営利・協同」を重視するゆえんでもあります。（大高）

大高 担当箇所は、大きな目次構成でいうと「6 非営利・協同の社会的位置」です。一番関心を持っている部分を割り当てられたかなと思っています。私自身は協同組合の研究をしてきたので、主にその文脈から検討しました。

協同組合あるいは市民社会組織という点、これまでその特徴は経済性と社会性という観点から説明されてきました。前者は価値・交換価値、後者は使用価値といった2つの側面が軸になります。組織の特性に照らし合わせて前者をみると、非営利性が特徴として語られてきました。これはともすると貧乏自慢のような話になってしまいがちです。後者の使用価値の部分は、社会的に有用な活動やサービスを提供しているという点ですが、これに関しては企業のCSRでも同じようなことを言っているわけです。

先ほど石塚先生も仰っていたように、私もCSR自体を否定するものではないのですが、協同組合や市民社会組織の特徴を説明する際には、これだけでは説明しきれないと思っています。既存の枠組みから評価すると、ある面では認知可能な側面に焦点化したような議論に引きずられてしまう。

もう少し補足すると、資本主義体制の市場の論理を中心構造とした関係性のなかで自分たちの活動や位置を評価し、その文脈上で市民社会組織の特徴とは何だろうということを考えるようになってしまいます。その傾向はNPO法ができた1998年以降強まり、非営利性と社会的な有用性が過度に強調されるようになったような気がしています。

それがもたらしたものは何かを考えると、1つは市民社会組織の独自性が逆に曖昧になり、協同組合などは最たる例ですが、CSRと一部の熱意を持った社会的起業家が引っ張っていくというような議論の狭間で埋没してしまいました。もう一方では、その活動が、機能的コミュニティや排他的なコミュニティの形成に走り、むしろ競争的な環境を作り出し、結果として地域の連携や協同的な関係性を分断させる力として働いているわけです。

このような動向や議論の最大の盲点は、「協同性」という視点の欠如です。非営利性や社会的有用性ととも、その活動を通してどのような協同性が形成されたのか。そこを問わないと、私たちの実践の特徴や独自性は説明できないので

はないでしょうか。単に「非営利」というだけではなく「協同」という言葉をつけて「非営利・協同組織」と呼ぶ。そこに込められた思いは、まさにこの点にあるのではないかということが一番主張したかったことです。

高山 社会的有用性や公益に関して、NPO法でいえば特定非営利活動というかたちでの限定列挙された公益、あるいは社会医療法人の4事業などのかたちで、公益性あるいは社会的有用性ということが定義され、そこを強調することによって、企業のCSRも社会企業もNPOも協同組合も全部同じに括られてしまう。いま先生が仰られているようなことを、自分はこれまではっきりと意識していなかった。NPO論の講義をしていてすごくやりにくいなと感じたのは、そういうことだったのかと気がつきました。公益性、社会的有用性の議論だけではなくて、非営利・協同組織に独自の協同性の中身をはっきりとさせる必要がある。そのなかで、営利企業や社会的企業との違いをはっきりとさせていく作業が必要だと思いました。

医療でも、社会医療法人の設立した1つの理由は自治体病院の経営問題でした。自治体が直接関与するのはやめようというわけですが、現実には民間委譲されたのは1件だけで、委譲は進んでいないのです。ところが、社会的有用性や公益性の視点だけで議論を組み立てると、なぜ医療で公的責任論が必要なのか、議論ができなくなる。

その次に協同性の中身ですよ。私もぜひ教えていただきたいのですが、参加とか協同性というのは、実際のところで問われる。法制度的な不備があるのかも知れませんが、現実には形骸化することの方が多く、例えば、私は大学生協の理事もしているのですが、入学当初に出資はするが、総代会は委任状が多かったりします。それをもって協同組合だ、協同性だといわれても、びんと来ない。先ほどの参加の話と全く同じですね。

医療についていうと、医療生協は明確に出資します。民医連の組織の場合、共同組織として友の会がありますが、必ずしも出資することが条件になってないし、ましてや利用のときの制約にはならない。だから、出資の面の協同性はどうあるべきなのか、考えています。社会医療法人のように

有価証券としての社債を発行しても良いということになると、協同性の意義がますます曖昧になります。公益活動をやっているのだから従来病院債ではなく、有価証券としてきちんと法的に担保された社債を発行認めようというのですが、うっかりすると営利化の入口になる。誰が買うのか、誰が出資するのかということ、よく見ておく必要があります。協同性の中身については、ぜひ議論したいですね。

司会(石塚) co-operativeというのは、共に活動する、動くということですよ。参加方法は、よく言われるように複数あると思います。お金で参加する、知恵で参加する、意思決定で参加する、利用で参加する、労働で参加する、それぞれが大事だと思います。協同組合という形態そのもの、それ自身が使用価値があるかと思います。そこで働いているということが人間の活動や自己実現では大事なことであり、そこを通じて単なる利潤を上げる道具ではなく協同組合そのものがある種の社会に対する存在形態を持っているからです。

このごろ、非営利と協同は分けて考えた方がいいと思っています。NPO法が出来て、最近はその論理に引きずられているかなと。特に協同組合との関係では、利潤の非分配原則がかなり浸食してきて、ワーカーズ・コレクティブが契約しようとする、役所に「あなたのところはNPOではなく、協同組合で儲けでやっているのではないですか」と言われる状況になってしまう。NPOの理論だけだと市民性のようなことは説明できるが、社会性が協同組合理論に比べると説明できないと思います。しかし、福祉国家という流れのなかで、非営利・協同は両方とも一緒になってセクターを作るべきで、構成もできると思う。ただし理論的には違う面もあるということを考えないといけない。

95年のマンチェスター大会で社会的配慮(social concern)という原則が入りました。あそこで協同組合はそれまでは内向きのメンバーシップで考えていたのが、社会という開かれたメンバーシップを考えざるを得なくなったのです。95年以降状況が変化したので協同組合をどう捉えるかというのは、市民社会との関係で、それまではメンバー

シップだけでは話が済んでいたのですが、95年以降原則が入ったのだからとりわけ社会的関与と協同組合がどうやっていくのかを、理論的に深めていく必要があると思います。

大高 NPO法は95年の神戸の大震災をひとつのきっかけとして成立していますが、その際、機動力がNPOの特色として強調されていました。しかし、今回の大震災では、被害の様相が違ったということが決定的だったとは思いますが、かなり無力さを感じたのではないかなと思います。私もそうですが、NPOはなかなか動きが取れませんでした。

司会（石塚） 僕は違う見方です。ボランティアやNPOはそれぞれが活動して、結果としてかなり無駄なことをやってしまうのは仕方がないことだと思うのです。それを役場が仕切るとかなり効率が上がるように見えるが、却ってボランティアの力を削いでしまう。かなりの無駄を前提にしてやるというのが、活力を与えます。

本当はヨーロッパみたいにボランティア組織やNPOとか、色々な団体や連合会といったネットワークがきちんと整備されていれば、日本の場合にももっと効率良くボランティアを組織できたと思います。しかし日本の場合は役場が窓口になってしまう。現地の市民連合会や何らかのネットワークが窓口になって差配すれば、もっと効率良くなるのではないでしょうか。まだ日本はこの点は弱いです。

先日、ラジオで聴いたのですが、ある避難所に避難者が130人いて、100枚毛布が届いた。みんな寒いと言っていたなかで結局どうしたかという、公平に行き渡らないから役所は配らなかったというのです。似たような話を何度か聞きました。ボランティアというのはかなり無駄な部分を含んでいて、効率を良くするなら会社組織にすれば良くて、ボランティアはボランティアだから命令系統でピリッといくものではないんですね。行っても仕事がないとか邪魔になっちゃうとか、需要と供給のミスマッチ論が新聞等でも載ります。それが大新聞の論調だと思うのです。

大高 何ができるかということを考えるときには、何をしてきたのかという蓄積が土台になると思います。このような社会的に有用なサービスを提供してきました、とか、うちの組織は非営利性を追求しています、といった単一的・画一的な説明では答えが出てこなかった。僕はそれが限界を感じた、無力感を感じたところの核心部分にあると思います。活動を通してどのような協同の関係性を地域のなかで築いてきたか、それが財産としてあるならば、今回のような事態が起きたときの対応力が違う。この部分が、高山さんがおっしゃったような協同の中身を考える上でも1つの鍵になるのではないかと思います。

司会（石塚） 今回の震災では、ボランティアやNPO的な人が目立った活動を行って、一方で協同組合セクターの目立った動きは報道されません。農協がどうしているとか生協がどうしているとか。協同組合セクターとしてやるべきこと、今後のグランドデザインを描くときに、金融支援やコミュニティ復活であるとか、風評被害に対して生協としてどう支援するのかなど、色々出来ることがあると思うのですが、日本の協同組合はそれほど目立ったことはしていません。独自の提案も出てこない。そこのあたりを日本の協同組合セクターを考えていくうえで強化していかないと、現実な諸問題に素早く対応できない。これから半年・1年後をどうするのか、農業・漁業をどうするのか、産業をどうするのか、雇用をどうするのかと考えたときに、社会的企業をやりましようと言うなど、協同組合セクターとしてできることがあると思います。

高山 地震の話でいうと、阪神大震災との違いはコミュニティが消滅したところが多いことですね。また今回は相当早くから自衛隊が入っていますね。原発が絡んでいたのも、米軍までやってきました。マスコミは、どちらかという政権は何も決めていないという報道の方が多いですが、実際にはアメリカを交えて国家的にやっているのではないですか。無為無策で右往左往していたというより、自治体を飛び越えてアメリカと一緒にやっちゃったので、自治体が怒っているというような印

象を受けます。ただそれは当面の話で今後ある程度落ち着いてきて、次に石塚先生が仰られた経済的・金銭的な部分をどうするのか、壊滅した地域をどう立て直すのかをいまから議論しなくてはいけないし、いまから知恵が問われる。民医連も医療機関なのでいまは目の前のことをどうするかですけれど、落ち着いてきたら地域医療をどう再生するかなど、知恵を絞る段階になってきますよね。これは社会性の内容に近いのではないのでしょうか？

司会（石塚） そういう流れでいくと、竹中とか中曽根が言っている方向のように再編されるのか…新自由主義・国家主義のような強い日本とか。関西では「日本は1つ」というのは受け入れられないみたいですが。

高山 関西からは距離があるので、最近では関心もあまり高くないように思います。話を戻すと、都知事選で石原知事が勝つとか、大震災を機に国家的な意思で動いているし、それがある種受け入れられる雰囲気になっている。民主党に対するある種の失望というのもリーダーシップが見えないという観点からですよ。ここがビン・ラディンを殺害するまでやめないオバマ大統領との違いです。あくまで国家意思でやるんだという。それは良いことか悪いことか問題があって、私は基本的に怖い話だと思います。

大高 怖い話だけどいまの国民はそれを求めている。大阪でもそうでしょうか？

高山 大阪ではそうですね。京都はちょっと違うように思いますが。名古屋を見ても、なんだかきな臭いところを感じます。そういう意味で、政治的にも非営利・協同セクターは大事なかと。

司会（石塚） ただ単に「連帯が大事だ」「心が1つだ」と言っても、非営利・協同セクターとしての役割は果たせないと思うのです。少し具体的に地方自治体や地域コミュニティや産業に対して、非営利・協同セクターとしてどういう係わりができるのか。具体案がないと大きな勢力のペースに

乗っていくしかなくなるのかなと思います。

大高 多くの国民が不満を蓄積して爆発寸前になった時、どのような方向へ走るかということ、カリスティックなリーダーを求めますね。

司会（石塚） 東ヨーロッパはそうでしたね。本当に民主的な社会になるか、独裁者みたいなものがでてくるのか。

大高 その裏返しに何があるのかということ、考えることを放棄した状態…最初の自助の話にも関わりますが、考えることをやめてしまう。それは協同の問題でもあります。そこるところに問題の核心があるからこそ、非営利・協同が協同を重視するのだと考えています。

高山 地域作りがうまくいかなかったということなんでしょうか？協同を考えてこなかったという話は。

司会（石塚） 地域作りというテーマは新しいテーマで、協同組合原則でも95年から正式に入っているわけです。もちろん常に地域でやってきているが、理論的には弱いところがあったと思います。理論的に弱いから法制度も弱いままで。そこを具体的にいうと、いまヨーロッパで作っているような社会的企業法や社会的協同組合法・混合型協同組合を設定するとか地域社会変革の色々な手段を考えて、制度的にはそういう方向を作っていくことをしないとなかなか有効な動きにならない。ある程度はやってはいるものの、どうしても大勢は握れなくて常にニッチになる。

高山 「非営利・協同と地域」というのを、次回の『非営利・協同Q&A』の目次に作らないといけないかもしれませんね。

司会（石塚） 東電のように大きいだけあってダメだと言うけれども、それではそれに代わってどうするのか、3つくらい電力会社を作るなどという代案を出さないと。ヨーロッパには電力協同組合というのがあるのですけれどね。

高山 それは送電と利用の分離論ですよ。発電は自然独占ですから、経済学的には一社で良いんですけど。私も、送電・配電の担い手は多様であっても良いと思います。協同組合が地域でやるのもよいかと思います。

司会（石塚） 東電を再編するなら協同組合的にはどうしたら良いのか、もっと議論ができると思います。被災者に貸付をすとか、若い人に起業してもらおうとか。非営利・協同セクターとして議論する必要があります。

高山 日本経済全体としても、東北地方がサプライチェーンの結節点になっていて、ひとたび地震があると国内はもとより、アメリカのGMの工場が生産がストップすとか、液晶パネルの供給ができないとかと聞いて、かなり驚きました。

司会（石塚） その点は神戸のときとは違いますね。神戸の産業は商業が多かったけれど、こちらは実態を握っている地域ですね。今日はどうもありがとうございました。

(2011年5月6日実施)

# 第13回自主共済組織学習会報告

## 「保険業法改正法（2010年法）と共済の課題」

相馬 健次

### 1. 保険業法の改悪に対する「自主共済」などの対応

#### 適用除外運動の展開

保険業法は2005年に大幅な改正が行われました。これは共済の立場から言うと大きな改悪であったのですが、ご承知のように保険業の定義が変更され、従来の法文にありました「特定の者を相手方として」という文言が外された結果、保険のしくみを使ったあらゆる経済サービスが保険業となりました。社会保険含めてすべて保険業となったわけですが、そのままではとうてい執行できませんので、社会保険をはじめ、協同組合法による共済であるとか、あるいは会社共済会であるとか、いろんな共済などを広範囲に適用除外に致しました。

ところがその時、適用除外から漏れたところがあります。漏れたところがいわゆる「自主共済」で、それ以来保険業法からの適用除外を求めて運動を進めてきました。適用除外の運動は、1つは「共済の今日と未来を考える懇話会」、皆さんもご承知だと思いますが、全国規模に運動が広がったわけではありますが、この人たちが国会対策など非常に積極的に進めてまいりました。それから、PTA や子ども会による運動も進められました。他にも知的障害者の互助会による運動も全国的規模で進められたようでもあります。

#### 各団体の個別的対応

こうした運動が進められた結果、どういう結果になってきているかと言いますと、1つはPTA や子ども会ですが、これは「PTA・青少年教育団体共済法」というのが2010年6月2日に公布されて、2011年1月5日から施行されるという状況になりました。もう1つは、保険業法の改正で、2010

年11月19日に公布されておりまして、多分施行は4月1日になると思いますけれど（4月20日現在施行日は未定）、現在、これに関係のある共済団体に対して金融庁ではヒヤリングをやっていて、省令の作成を進めているという段階であります。

このように一方で適用除外立法を求める運動が進められると同時に、保険業法によって規制の対象となる共済団体による個別的な対応も行われてきました。保険業法の適用をなんとか免れようということから、さまざまな工夫がされてきました。その1つは中小企業等協同組合法による事業協同組合への転換を図ったということです。レジュメには2つ例を挙げておきましたけれど、この2つの例に留まらず、事業協同組合による共済事業に転換を図ったところがいくつかあるようです。ごく最近も新しい事業協同組合による共済事業が発足致しております。もう1つは、少額短期保険業者への転換でありまして、それはNPO 法人 ACT です。

その他、それとはかなり違ったやり方ですが、組織を分割し、1000名以下のグループに分けた例であるとか、あるいは共済金を10万円単位に分けて10万円以下にした例もあります。これは共済事業で加入者1000名以下の場合、あるいは共済金10万円以下の場合にはどの法の規制も受けないからです。保険業法の適用を受けないということはもちろん、協同組合法によっても大体そうになっていると思います。私が見ているのは生協法の例ですが、10万円以下の共済事業の場合には行政庁の認可なしに自由にやれることになっております。実際あった例では3000名ほどの規模を3つのグループに分けたとか、あるいは共済金が30万円だったものを3つに分割して、あたかも3件の共済金給付だったかのような形にしたところもあります。

また、掛金を後払いにしたという例もあります。

以上のような事例がありました。個別の対応のなかで、事業協同組合への転換とか少額短期保険業者への転換の際には、従来やっておりました共済制度の一部が認められない、あるいは共済金の額をうんと引き下げなければいけないといったような犠牲と言いますか、変容を迫られてきました。相当苦痛を強いられながら個別の対応を図ってきたというのが実情なんです。

こういった個別の対応が進められつつですが、同時に全体としては適用除外運動が進められてきたということになります。

## 2. 保険業法改正法（2010年法） の内容と問題点

### 業法一部改正と PTA 共済法制定

まず、法の名称とその意味ですが、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」というのが今回成立した法律です。これは2つに分かれているわけで、「保険業法等の一部を改正する法律」がありまして、これはなにかというと2005年に制定された法律です。その一部を改正する法律なんだということです。一見するとなにがなんだか分からないような名称ですが、そういう法律であります。

はじめに申しましたように2005年の改正（施行は2006年4月1日）では、ご存じだと思いますが、共済事業でも適用除外されたところがありました。その適用除外から漏れたところを「特定保険業」と言っております。そういった特定保険業に対しては付則によって経過措置が設けられまして、一定期間に限って存続を認められていたのですが、今回の法律によってそういった特定保険業を認可制にすることによって、つまり「認可特定保険業者」とすることによって存続を認めていこうという内容の法律なわけです。

もう1つ、「PTA・青少年教育団体共済法」（以下、PTA 共済法）ができたのですが、PTAなども最初の段階は適用除外という目標をもって運動を進めていたように思います。ある段階から PTA や子ども会などは単独法をつくって制度共済になるということをめざしたわけです。文科省もそう

いう方向でもって対応したようで、だんだんそれが現実化してまいりますと、一時、自民党の議員立法という形で取り上げられるようになりまして、最終的には超党派の議員立法で成立しています。

PTA や子ども会の共済事業は自主共済の一部として捉えていいと思うのですが、この法律が共済事業の根拠法になったわけです。そこで保険業法の適用除外というようになりました。いわゆる制度共済として法的な根拠を得たということになります。

この PTA 共済法につきましては後ほど項を改めて触れることにしまして、保険業法の改正の内容について説明したいと思います。これは資料1（P50）によって説明致したいと思います。

### 業法改正の基本点

まず、「あらまし」をみますと、「特定保険業に係わる保険業法の特例」という表題の条文です。従来は「経過措置」という表題の付則第2条だったのですが、それが今回は「特定保険業に係わる保険業法の特例」と名称も変えまして、特定保険業を行っていた者は当分の間、行政庁の認可を受けて特定保険業を行うことができることになった、というのが要点であります。

つぎに「条文にみる改正の要点」というところの最初のところですが、今回の法律の名称は先ほど申しましたように、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」という法律ですので、直接改定した保険業法の法文がこの法律のなかに出てくるわけではないんです。この法律はいまある法律のどこをどう変えるか、といったことを指示していたり、保険業法の本体にあるどういう条文を準用するかということがいっぱい書いてあります。法律の専門家、弁護士の先生は別ですが、私のように普段法律に接する機会があまりない者にとっては、とても読みにくいものですが、今回の改正法の最初の部分ですが、そこを使いまして保険業法の付則の第2条第1項がどうなるかというのを想定してみたのがここに書いてあるものです。

現在、すでにその法文はできているはずですが、1月末現在で加除式法令集にも入っていません。政府の法令を開示しているホームページ（e-

Gov)がありますが、それでもって探してみました。そこに出ているのは改正された形の保険業法ではないようなのです。それで資料2 (P51)は、私が今回成立した法律にしたがって保険業法の関係条文を想定して書いたものです。実際の法文と違っているところがあるかも知れません。

まず第2条、「この法律の公布の際、現に特定保険業」、カッコ内は4行ありますが読んでも面倒くさいし、あまり関係ありませんのでここは抜かしまして、「特定保険業を行っていた者」、またカッコを飛ばしまして、「行っていた者は、新保険業法第3条第1項の規定に係わらず当分の間、行政庁の認可を受けて、当該保険業を行うことができる」となっているわけです。

ここで新保険業法第3条第1項の規定といいますが、保険業は内閣総理大臣の免許を受けなければ行ってはいけないという規定です。そういう規定があるにも係わらず当分の間、保険業法から言いますとこれも保険業の一種になるわけですが、共済事業を認める、行うことができるようにする、ということで特例だとなっているわけです。

しかし、特例と言ってもこれがずっと長期的に安定かという、そうではなくて、「当分の間」ということですので、引き続いて経過措置的なものであるという本質は変わっていないだろうと思います。

「公布の際」となっています。元の条文は「施行の際」となっていて、施行が公布になっているんです。国会でのこの法案をめぐる議論で政府側の答弁を見ますと、施行ではなくて公布にしましたのは、公布してから施行までの間半年ぐらいあるわけです。その間に、もうこういう法律ができたんでは共済事業はやっていけないから止めようということで、事業を廃止したり、保険に切り替えたところもあります。そういうところも今回のこの法律によって復活と言いますか、特定保険業として認可を受けて事業を継続する、復活できるようにするという余地を残してあるんだ、という説明がされております。

#### 認可手続

2番目に認可手続きです。まず認可の申請は平成25年(2013年)11月30日までとなっております。

所定の申請書を行政庁に提出しなければならないわけですが、その申請書には次の書類を添付しなければならないということで、資料(1)に書いてありますように、定款等一連のものがあるわけです。後から触れますが、こういう書類をつくるのはなかなか大変なことなんです。

3番目に、行政庁は申請者が一般社団法人または一般財団法人であって、その行う特定保険業が平成17年(2005年)改正法公布の際、現に行っていた特定保険業と実質的に同質のものであると認められる等の基準に適合すると認める時には認可を行うことができる。これは認可基準になります。

申請者の資格があるのは、一般社団法人または一般財団法人として法人格をもっていなければいけないということになっています。まず法人格の取得が課題となります。そして、申請で認めてもらう共済事業の内容は2005年法(平成17年法)が公布された際、現に行っていた、特定保険業を共済と読み替えて理解すればいいわけですが、共済と実質的に同一のものでなければならぬ、つまり、制度の改善等があってはならないということです。このあたりを条文で見たいと思います。

つづいて認可の手続です。ここは付則2条の2項、3項にかかわるところですが、認可申請の期限が2013年11月30日。

申請書の記載事項などずっと列挙してあります。申請書の添付書類も次のページに出てまいります。こういった書類の中身がさらにそれぞれ大変なんです。参考までにPTA共済法をみてみます。すでにPTA共済法は省令ができておりまして、共済規程の記載事項その他いろいろ細かいことが決められているんです。共済規程というのは、共済事業をやっている団体で使っている用語で、他に共済事業規約という言い方もします。保険業法では保険約款と呼ぶものです。

共済規程の記載事項はこういうものでなければならぬとPTA共済法ではなっております。さらにその下、認可申請書に必要な添付書類というので、「理由書」から始まって、たくさん出てまいります。1つ1つ見てみますと、比較的簡単にできるものもありますけれど、なかなか大変なものもあります。3年度にわたって事業計画と収支

予算書をつくらなければいけないとか、PTAの関係は規制がかかっておりませんが、特定保険業になってまいりますと、保険計理人（アクチュアリー）の証明がなくてはならないといったものがあり、なかなか大変です。たくさん書類をつくらなくてはならない。1つ1つの書類もなかなか大変だということだけご認識いただければと思います。

## 認可基準

認可手続（2）認可基準（P53）を見てください。先ほどのような形で認可申請をした場合に、審査されるわけですが、そのときの認可基準です。

まず申請者は一般社団法人または一般財団法人でなければいけない。ただし、定款が法令に適合しないとか、理事会を置かないとか、社団法人や一般財団法人であっても申請者になれないという「欠格条項」がたくさん挙がっています。

また共済制度との同一性、2005年法公布の時点で行っていた制度と同じものでなければいけないというのがあります。

「財産的基礎」といわれるもの、これは「主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること」というわけで、共済団体、特に自主共済のなかには比較的規模が小さかったり、掛金の額が少なかったり、財政的な基盤が必ずしも強固でないところも相当あるのではないかと思います。この財産的基礎というところも共済団体によってはかなり厳しいハードルになるのではないかと思います。

「人的基礎」といわれるものは、申請者が特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を要すること。少額短期保険業の場合ですと、保険会社で働いていたとか、そういう経歴があるとか、保険業について相当の知識、技能を持った者を特に常勤の役職員のなかに入れなくてはならない、ということが条件になっておりましたけれど、似たようなことです。

自主共済の場合は特にそうですが、共済事業というのはその母体組織の活動の一部であって、他に本体になるような活動や事業はあるわけです。そういった事業との関係ですが、その業務が特定保険業を行うのに支障となるような場合は駄目だ、

その場合には業務を分離しろということ。兼業禁止と同じような意味をもったものだと思います。

「保険数理」です。「保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること」で、これもなかなか難しいことだろうと思います。

いちど資料1に戻ります。金融庁の認可を受けまして、認可特定保険業者になった場合にも、さまざまな規制がかけられます。その規制のなかには、第1に区分経理があります。いくつかの業務をやっている場合に、共済事業の経理を区分しなければいけないということです。

2番目に出てきますものは、情報開示になります。事業年度ごとに事業、財産の状況に関する説明書を作成し、それを事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならない。

3番目は責任準備金の積立義務となりますが、毎決算日に主務省令の定める方法により、責任準備金、支払準備金、及び価格変動準備金を積み立てなければなりません。

4番目が保険計理人（アクチュアリー）を選任し、保険料の算出等に係わる保険数理に関する事項に関与させなければならない。

保険計理人の選任と関与と通常言われているこの条項は、共済団体全部に今回適用されるわけではなくて、長期の契約で共済責任準備金の積立を要するような事業を行っている場合であるとか、契約者配当を行うような共済事業の場合に共済計理人を置かなければならないということのようで、すべての共済団体についてこれが認可基準になるということではないようであります。

次の「監督規定」（P50）のところで、特定保険業（共済）が定款変更、事業方法書等の変更を行う場合は認可を必要し、その場合変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものでなければ認可してはならないということで、ここでも制度改善は認めないという枠がかかっています。

次は、事業年度毎に報告書を行政庁に提出しなければならない、という報告義務。

それから、監督官庁（金融庁）は報告の徴求、立入検査、業務改善命令等の監督権限を有する、ということ。す。

## 共済募集人の規制

「募集規制」について、「あらまし」では保険募集について禁止行為等の規定を整備した、とだけ書かれています。しかし募集人、誰が共済契約の募集をやっているのかという規制があります。それは第4条の2 (P54)です。今回の「一部を改正する法律」にこういう条文があります。「新保険業法275条第1項第2号の規定は、認可特定保険業者の保険契約に係わる保険募集について、新保険業法283条の規定は所属認可特定保険業者のために行う保険募集について、準用する」となっております。準用される条文がその下、法第275条の第1項としまして、「次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない」となっています。準用されるのは第1項第2号です。第2号は「損害保険会社の役員、若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店」となっています。

自主共済で代理店を設ける例はあまりないと思しますので、そちらを除いて考えますと、共済団体の役員若しくは使用人（職員）、つまり役職人を除いては共済の募集を行ってはならないということに今度の法律ではなりません。

また募集の際、虚偽のことを言ってはいけないなど、禁止行為が規定されています。どの共済事業にもあります。

## ソルベンシーマージン規制

ソルベンシーマージンをご存じでしょうか。保険会社の経営の健全性を判断するために、簡単にいうとその保険会社の資産、将来の支払いのために準備している資産と、保険会社が引き受けている保険で想定される最も大きな危険、それとの比率のことですが、ソルベンシーマージン比率と言っております。それはいろんな表現のされ方がありますが、ここではこういう言い方をされています。第4条第10項 (P53～54)。「行政庁は、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる」。

その際、用いる額として、①基金、準備金その他主務省令で定めるものの合計額。②として、引

き受けている保険に係わる保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額。となっています。

先ほど申しましたソルベンシーマージン比率は、①を分子にしまして②を分母にします。計算式は分母を1/2にするんです。それに100を掛けてパーセントを出すわけです。つまり次の計算式になります。

$$\frac{\text{②}}{\text{①} \times 1/2} \times 100$$

そうしますと100%とはどういうことかということ、将来予測される最大規模の危険の半分の準備金があれば100%ということ、おそらくこの基準ができた当時は、その程度の備えがあれば通常の場合はいい。それから、もし非常に大きなリスクに遭遇した場合もその2倍あればいいということでもって、ソルベンシーマージン比率は200%あれば保険会社の経営は健全であると判断されていたわけです。

いまは200%では足りない。協同組合の共済事業に対しても同じような規制がありまして、どういう指導をされているのか分かりませんが、大体大きな協同組合共済を見ますとソルベンシーマージン比率が1000%前後になっています。200%で健全だと、もともとこの数値はそういう意味をもっていたのですが、いまは1000%前後の数値を実績として示すようになった。これは準備金を積み立てると指導されているからそうなっているのです。認可特定保険業者になりましたら、こういう指導がやられて、絶えず準備金の積立を迫られる。ソルベンシーマージン比率が悪いと経営の改善をしろということで、いろいろ指導が入るといったような可能性をもった規定になっております。

## 改正の問題点

今回の保険業法改正の内容の主な点は以上です。細かく見るといろいろありますが、レジメに戻りまして、こういった保険業法の新法ですが、それがどんな問題をもっているだろうかということを考えてみますと、第1に今回の場合、従来使われ

ておりました特定保険業という用語そのまま、従前通り実体はあくまで共済事業なんだけど、それは保険業あるいは保険業者の1つとした取り扱いになっているわけです。そうしたことがそれぞれ共済団体のアイデンティティに係わる問題として本来重大な問題だと思えますが、ただ、今回はなんとか存続を図らなければならないといった状況のなかでできたものですから、受け入れざるを得ないの难道うかとも思います。

第2にすでに見たような認可基準は、自主共済にとって実際には高いハードルだろうと思います。手続きそのものもなかなか大変なんですけど、実はもうご存じの方もいるかと思いますが、認可特定保険業者になるための手続きを支援しますといった業者が現れています。たまたまインターネットで共済というキーワードで探したら、そういうところがありました。それから日本少額短期保険協会、これはNPO法人の形をとっているんですが、そこは相談窓口を設けています。認可申請を代行するというではありませんが、相談に応じますということが始められています。

認可手続とか諸報告が過大な事務負担になる。それをそれぞれの共済団体が独自にやれるのかどうか。実際にこういうことがやれなければ、今回救済の制度だとしてつくったにしても実際には救済されないということになってしまうわけでありませう。

第3は改善を許さないという規制。これも大きな問題だと思うんです。「当分の間」がどれくらいになるかということもありますが、それぞれの共済団体、やはり長期的には事業を改善する、共済制度を改善するといったことを普通であればやるわけですが、そういったことが許されないというのは問題だろうと思います。

第4は保険計理人の選任と関与の問題です。ご承知のように、保険計理人（アクチュアリー）というのは非常にお金のかかる仕事なんです。ちょっとしたことを依頼しても数百万円単位です。書類をつくって申請する場合のその書類の作成費ということになったりしますともっとすごいんです。何千万単位の世界だと聞いておりますし、アクチュアリー自体が日本で1万2000人ぐらいいないんです。大体が保険会社であるとか、大きな会

社ですと一般の企業でいまリスクマネジメントというのが非常に重要なことになっているわけで、アクチュアリーを抱えるわけです。官庁も抱えています。大体そういうところに所属しております、フリーで営業しているアクチュアリーはほんのわずからしいです。仮にお金があったとしても、保険計理人を探すこともそう簡単ではない。高額な利用料を取ってアクチュアリーの仕事を請け負う団体も存在しますが、共済団体、特に自主共済の場合はなかなか手が出ないのではないかと思います。

第5は募集問題で、特に募集人の問題です。共済団体によっては役職員だけで実際に取り扱いをやっているところもあると思いますが、もっと広範な関係者が実際に共済の加入募集をやっているという場合もあると思います。こういう募集人の規制の問題。

そしてさらに、準備金の積立義務、ソルベンシーマージン規制といったことなど、問題点として挙げられるだろうと思います。

#### 存続をはかるために

こういった問題点はあるんですが、とにかく共済事業を存続させるということを図らなければいけないわけです。認可を獲得しなければいけないわけで、そこでいま各共済団体に対するヒヤリングが行われていて、個別的な交渉が行われているんだろうと思います。そのなかで手続の段階での過大な負担の回避を求め、それを省令、施行規則に反映させていくという努力をやらないといけないんじゃないか。これをやりきれないと認可されないということになってしまう可能性があります。

共済団体によっては、独力でそれをやり遂げるようなところもあるかと思いますが、なかなかそうはいかないところも多いと思うので、可能な限り支援体制をつくる必要があると思います。実際には相当の負担がかかると思いますが、そういう負担も負いながら全体のために努力してくれるところが出てこないものかと思っています。

もう1つは、共済特有の用語があるわけです。保険業法上の用語、金融庁の用語は例えば「共済事業規約」とか「共済規定」といった用語ではな

くて、「保険約款」という用語を使います。共済契約ではなくて保険契約。そういう用語の上でも、共済としていままで使ってきているものの継続を認めさせていくということが重要なのではないか。用語まで全部保険になってしまったら、そうでなくてもだんだん共済の本来の使命を鮮明にしにくくなっているという状況があるなかですから、こういうことも重要だと思います。

### 3. 「PTA・青少年教育団体共済法」の内容とその特徴

これは内容だけ触れたいと思いますが、PTAや子ども会等が行っている共済の根拠法になります（資料3）。

共済事業の種類については、現在行われている共済事業全体を容認するように列挙されております。共済事業の限度は、個々の共済団体がやっている共済事業をそれで固定するというのではなくて、全体として限度を設けております。例えば、1被共済者当たりの掛金は年2000円。実体的にも数百円というところが多いようです。一番安いのは埼玉県のPTAの安全互助会ですが、ここは全国で一番人数が多くて2万人台の加入者があり、そこは年間100円です。そんな掛金でもってやっています。高いところでも1000円台ですから、2000円で大体カバーできるわけです。

共済金の金額が1事故1被共済者当たり3500万円。かなり高くなっていて意外に思ったんですが、こういう高額の保障をやっているところもあるだろうと思います。

掛金の総額が6億円、共済期間は1年ということです。

「保険業法改正法（2010年）にあって、PTA等共済法にない規制」という項目がありますが、保険計理人の選任と関与はPTA共済法にはありません。それは共済期間が1年間と短いことなど、共済制度の特徴によります。募集規制における募集人規制も、カッコをつけておきましたが、どうもないようです。例えばPTAを考えますと、実際に加入する場合に各学校単位で契約をまとめております。それは現場の事務職員、あるいは教員がやっているわけですが、それは禁止されてお

りません。共済団体には指導・監督義務が課されています。ソルベンシーマージン規制もありません。

このようにPTA共済法はPTAや子ども会の実態に則してつくられているといえると思います。

## 4. 協同組合法、保険法による共済規制と協同組合の対応

### 兼業禁止と募集規制—生協の場合

協同組合法による共済規制がいろんなところに及んでいるわけですが、ここでは2つだけ挙げておきました。特に生協を取り上げましたが、まず兼業禁止で、いままで購買事業と共済事業を同時にやっている生協がかなりありました。それが一緒にやることができなくなって分離をして、全国レベルで言いますと日本生活協同組合連合会がやっていた共済事業を、新たに日本共済生活協同組合連合会（通称、コープ共済連）という新しい連合会をつくりまして、従来日本生協連がやっていた共済事業を全部そっちに移します。また単協がやっていた共済事業を廃止しまして、それを事業譲渡と契約の包括移転をやって共済連合会に移すといったことをやりました。

募集規制では共済募集人を設けないといけないことになっておりまして、そのための資格制度等をつくって、特に大規模な生協では大々的な職員研修をやっています。生協の場合には日本共済協会のなかに、共済事業をやっている生協の全国組織がみんな加入しておりまして、それらの団体で生協共済懇話会をつくっているんですが、そこが研修の基準をつくりまして、それに基づいて各共済連合会などが研修を行って、募集人にあたる人材を育成することをすでにやっております。

### 保険法への対応—農協の場合

協同組合法ではなくて、保険法、ご承知のように契約概念としては保険契約と共済契約を分けてはいるんですが、同じ法文を保険契約についても、共済契約についても適用することになっています。これの評価はなかなか難しく、私は共済も保険も1つの法律が適用されるということから、共済も営利保険と同じなんだ、したがって当然各共済に対しても保険業法を適用し、金融庁が監督する

というあり方が正しいんだという議論に使われる危険性はあると思いますが、法律の内容そのものは共済事業にとってどういう影響を与えるか、あまりはつきりわかりません。書かれていることは契約者保護という観点から共済契約なり保険契約のあり方について、常識的に見て妥当な内容のものをずっと並べてあるわけです。

それで協同組合共済で実際に保険法に対する対応がどんなふうに行われているのか、どのように受け止められているのかというのを示すのが資料4です。これは農協共済の場合ですが、「保険法の10のメリット」として、いろいろと挙げております。

これを見ますと、農協共済が実態的にはいろいろ問題を内包するような状況になっていた。ご承知のように農協共済で共済金の不払い問題というのがありました。保険会社の保険金不払いが問題になった時、実は農協共済でも相当の不払いがあったし、全労済もあったんです。共済で具体的に挙げたのはその2つですが、保険会社と同じようにどんどん特約を増やして制度が複雑でわかりにくくなったり、契約者に渡す文書も多くなったりといった、いろいろな問題を含んでいるわけです。

そういうことを保険法をきっかけにして、いろいろ改善しているという実態がこの農協共済の文書を見るとわかります。「共済約款の平明化」というのが2番に出てくるでしょう。だんだん難しくなっているものだから、こういうふうに行ったわけです。「共済金等の支払の迅速化・適正化」も現状が問題を含んでいるからこういうことをやるとか、全体を見ると、非常に問題含みになってきた共済事業自体の改善のきっかけにこの保険法がなっている、そういうことが読み取れる資料です。

保険法についてはもっと別の面もあって、単純に肯定的な評価はできないかも知れないけれども、したがって独自の共済契約法の探求が課題であるとしても、保険業法の場合と違って保険と共済が同じ法文だからというだけで否定的な評価はできないと思っています。この資料を見ると特にそう感じます。

## 5. 若干の感想

この共済規制問題に私なりに取り組んでみて感じたことをいくつか挙げて締めたいと思います。

1つは、共済事業は社会的に認知度が低いのではないかと。共済というのはもともと全労済であるとか、コープ共済のように広く一般市民に呼びかけながら広めていくというのは別にしまして、そうでないのは大体決まった範囲の自分の組織の中で広げるということですから、広く世間に知らせる、アピールするということはやってこなかったわけです。それは当然のことですが、そういうこともあって、共済についての認識というのは、確かにテレビコマーシャルをやっている全労済という名前は知っているとか、JA共済については知っているということはあるけれども、共済のもっている社会的役割といったことの認識は、オピニオン・リーダーあるいはいろいろな社会運動をやっている活動家のなかでも、そんなに認識はされていないのではないかと。だからいま、様々な審議会に消費者団体の代表とか労働組合の代表も加わっていますが、そういった場で共済問題が出てきた場合に、営利保険と共済を分けて意見を出してくれるという人がほとんどいないようです。消費者保護、契約者保護という命題が出てまいりますと、それに対してはなかなか対抗できないというか、それが共済の場合にはちょっと違うのではないかと意見を出示してもらえるといいのですが、そういう状況ではないようです。

そうになっているのには、共済陣営の側の不十分さがあります。それはいろいろな面に表れていますが、一番大きいのは共済団体の横の連帯が非常に弱いということです。共済を一般的に代表して社会に訴える組織はありません。また大きな共済団体を含めまして、共済についての研究、理念・理論を深める、歴史研究を深めるということをやって、いわば理論武装を絶えず強めていくということを怠ってきているような感じがします。

ですから、いま共済について研究している学者は、本当に少ないのです。特に共済の側に立って研究している人。というのは共済を研究しても、就職口がないのです。大学の講座には共済だけで

はなく協同組合も大変少なくなっていますから、共済陣営の主体的な弱さが大きいと感じさせられました。

2番目は、根拠法の重要性です。そういう点からいきますと、自主共済、公益法人共済の今回の経験から感じさせられるわけですが、いままでの説明のなかで自主共済だけ取り上げて公益法人共済については取り上げませんでした。公益法人共済も今度の保険業法の改正で同じ扱いになりますから、公益法人共済の場合も先ほどからずっと述べてきたことがそのまま当てはまります。その関係がどうなるかというのは皆さんのお手元の最後のページから2番目の資料（金融庁の資料）。根拠法のない共済というのを大きく、任意団体と公益法人とに分けてありますけれども、公益法人の場合も任意団体との場合で同じような道をたどっていくことになります。どちらも今回「認可特定保険業者」になるという道で存続を図りましても、これも「当分の間」であるというのも同じです。

ですから、共済全体の法的根拠になるようなものを研究していく必要があるのです。実際を考えるとなかなか難しいのですが、そういう研究は法律の専門家、本日おいでの弁護士先生や共済団体の特に幹部の方などがやっていかなければいけないのではないかと思います。これは課題だと思います。

もう1つの大きな問題として、保険行政一元化と言われるものがあります。いまや協同組合の共済に関する規定も保険業法の規定とほとんど同じようになっていきます。法規制に関する限り、法律は別であって、監督官庁が金融庁でなくても、実際には金融庁があたかも保険業法で監督しているかのような状況が、実際には共済全体に生まれているというのが実情なわけです。こういう保険行政一元化がいいのかどうかを、いま根本的に考えてみないといけないのではないかと。

結局、適用除外運動をやったけれども、それも貫徹できなくて、途中から救済処置をとってくれという運動になったわけです。個別的に条件闘争に入ったということもできます。こういう事態のなかで、もう一度、共済全体を見渡して、保険行政の一元化が妥当なのかどうか、とりあえず2005年法の定義の改定を元に戻すべきではないか。具体的には削除された「不特定の者を相手方として」を復活させることです。さらには、金融庁は共済事業の監督官庁として適当なのかどうかです。今回、認可特定保険業の場合は金融庁の監督下に入りますから、そういうのが適当なのかどうかも問題提起していかなくてはいけないのではないかと考えております。

（そうま けんじ、共済研究会運営委員）

本号で公布された法令のあらまし

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(法律第五一号)(金融庁)

1 認可特定保険業者に対する保険業法の特例

(一) 特定保険業に係る保険業法の特例
(七) 平成十七年改正法による改正後の保険業法(平成十七年改正法)の公布の際現に特定保険業(平成十七年改正法による改正前の保険業に該当しないものをいう。以下同じ)を行っていた者、当該者と密接な関係を有する者を含むは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとした。(平成十七年改正法附則第二条第一項関係)

(二) 認可手続

(1) (一)の認可を受けようとする者は、平成二十五年一月三〇日までに所定の申請書を行政庁に提出しなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第二条第二項関係)
(2) (1)の申請書には、①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料及び責任準備金の算出方法書等を添付しなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第二条第三項、第六項関係)

(3) 行政庁は、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であつて、その行う特定保険業が平成十七年改正法の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、(一)の認可をすることとした。(平成十七年改正法附則第二条第七項関係)

(三) 認可特定保険業者に対する包括移転
平成十七年改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者(一般社団法人又は一般財団法人である者を除く)が、認可特定保険業

者に保険契約の移転を行う場合における所要の規定を整備することとした。(平成十七年改正法附則第三条関係)

2 認可特定保険業者に対する規制業務

(一) 認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業(以下「特定保険業等」という)を行うことができることとし、これら以外の業務を新たにを行うには、行政庁の承認を要することとした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(2) 認可特定保険業者は、資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の主務省令で定める方法によらなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(3) 認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(二) 経理

(1) 認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこととし、行政庁の承認を受けた場合を除き、特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金運用等をしてはならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第六項及び第七項関係)

(2) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(3) 認可特定保険業者は、毎決算期において、主務省令で定める方法により、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金を積み立てなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(4) 認可特定保険業者(主務省令で定める要件に該当する者を除く)は、保険計理人を選任し、保険料の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(二) 認可特定保険業者が行う保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託並びに合併等について所要の規定を整備することとした。(平成十七年改正法附則第四条第一項、第九項関係)

(四) 監督規定

(1) 特定保険業に関する定款変更、事業方法書の変更を行う場合には、行政庁の認可を要することとし、変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項、第八項及び第九項関係)

(2) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこととした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(3) 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令等の監督に関する所要の規定を整備することとした。(平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項関係)

(四) 募集規制
認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集について、保険契約の締結等に関する禁止行為等に関する規定を整備することとした。(平成十七年改正法附則第四条第二項関係)

(三) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令(政令第二二七号)(国土交通省)

1 東京都と青森市とを連絡する新幹線鉄道のうち八戸市と青森市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を平成二十二年二月四日から適用することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令(政令第二二八号)(財務省)
1 主要都市における鉄道に関する事業等に対する、株式会社日本政策金融公庫が開発途上地域以外の地域において投資資金に関する業務を行うことができる旨の規定を定めることとした。(第一二条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第二二九号)(内閣府本府)
1 ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成二十三年三月三十一日までとすることとした。(第一条関係)

2 ハイチ国際平和協力隊を置く期間を平成二十四年一月三十一日までとすることとした。(第二条関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

## 保険業法改正法（2010年）の要点

### Ⅰ 官報「本号で公布された法令のあらまし」による改正の要点

#### 1. 認可特定保険業者に対する保険業法の特例

##### （一）特定保険業に係わる保険業法の特例

「平成17年改正法」（2005年改正）公布の際現に特定保険業を行っていた者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることになった。

##### （二）認可手続

(1) (一)の認可を受けようとする者は、平成25年（2013年）11月20日までに、所定の申請書を行政庁に提出しなければならない。

(2) (1)の申請書には、つぎの書類を添付しなければならない。

①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料及び責任準備金の算出方法書等

(3) 行政庁は、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって、その行う特定保険業が平成17年改正法公布の際現に行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められる等の基準に適合すると認めるときは、（一）の認可を行うことにした。

\*申請者と平成17年法公布の際現に特定保険業を行っていた者が密接な関係を有するものであれば、この規定は該当する。

##### （三）認可特定保険業者に対する包括移転

平成17年改正法公布の際現に特定保険業を行っていた者（一般社団法人又は一般財団法人である者を除く）が、認可特定保険業者に保険契約を移転する場合について所要の規定を整備した。

#### 2. 認可特定保険業者に対する規制

##### （一）業務

(1) 認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業（「特定保険業等」）を行うことができる。

これ以外の業務を新たに行うには行政庁の承認が必要。

(2) 認可特定保険業者は、資産運用を行うには、有価証券の取得その他の主務省令の規定によらなければならない。

(3) 認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

##### （二）経理

(1) 認可特定保険業者は、特定保険業等に係わる会計と他の業務に係わる会計を区分して経理しなければならない。

(2) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならない。

(3) 認可特定保険業者は、毎決算期に主務省令の定める方法により、責任準備金、支払備金、及び価格変動準備金を積み立てなければならない。

(4) 認可特定保険業者（主務省令で定める要件に該当する者を除く）は、保険計理人を

選任し、保険料の算出方法等に係わる保険数理に関する事項に関与させなければならない。

(三) 組織再編等

(四) 監督規定

- (1) 特定保険業に関する定款変更、事業方法書等の変更を行う場合は認可を必要とし、その場合変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものでなければ認可してはならないことにした。
- (2) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。
- (3) 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令等の監督に関する規定を整備した。

(五) 募集規制

保険募集について、禁止行為等の規定を整備した。

## II 保険業法改正法（2010年）条文にみる改正の要点

### 1. 保険業法（「平成17年改正法」）付則第2条第1項の改正後の条文

（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）

第2条 この法律の公布の際現に特定保険業（第1条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第2条第1項に規定する保険業であって、第1条による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第2条第1項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者を含む。）は、新保険業法第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、行政庁の認可を受けて、当該特定保険業を行うことができる。

各号削除

- \* ①「経過措置」→「特例」
- ②「施行の際」→「公布の際」
- ③「施行日から起算して2年を経過する日」→「当分の間」「行政庁の認可を受けて」

第2項～第4項（略）

### 2. 認可手続

#### (1) 認可申請の期限と申請書および添付書類

付則第2条第2項、第3項

認可申請の期限 平成25年（2013年）11月30日

申請書の記載事項

名称

純資産額（主務省令で定める方法で算定される額）

理事および監事の氏名

特定保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容

事務所の所在地  
申請書の添付書類  
定款  
事業の方法書  
普通保険約款  
保険料および責任準備金の算出方法書  
その他主務省令で定める書類

## (2) 認可基準

### 付則第2条第7項第1号

申請者 一般社団法人又は一般財団法人  
ただし、定款の規定が法令に適合しない、理事会を置かないなど多数の欠格条項がある。

### 付則第2条第7項第2号

事業（共済）制度の同一性

申請者の行う特定保険業が、この法律の公布の際現に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一であること。

### 付則第2条第7項第3号

財産的基礎 申請者が、主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

### 付則第2条第7項第4号

人的基礎 申請者が特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

### 付則第2条第7項第5号

その他業務との関係 他に行う業務が、特定保険業を適正かつ確実に行うのに支障となるおそれがないこと。

### 付則第2条第7項第7号

保険数理 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

## 3. 準用規定など

### 第3条（保険契約の包括移転）

この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた者が認可特定保険業者に保険契約を移転する場合に適用する条文について規定。

### 第4条（認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用）

第1項 多くの準用条項があげられているが、

その中に第120条（保険計理人の選任等）～第122条（保険計理人の解任）がある。

第4項 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。

第6項 認可特定保険業者は、特定保険業にかかわる会計を他の業務に係わる会計と区分して経理しなければならない。

第8項 定款の変更（目的、事務所の所在地、その他特定保険業に関する事項等）についての社員総会又は評議員会の決議は、認可を受けなければ効力を生じない。

第10項 行政庁は、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として、

保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

その際用いる額として、

- ①基金、準備金その他主務省令で定めるものの合計額。
- ②引き受けている保険に係わる保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額。

第16項 認可特定保険業者は、他の一般社団法人または一般社団法人と合併して認可特定保険業者を設立す合併をすることができない。

#### 第4条の2

新保険業法第275条第1項第2号の規定は、認可特定保険業者の保険契約に係わる保険募集について、新保険業法第283条の規定は所属認可特定保険業者のために行う保険募集について、準用する。

##### \*法第275条（保険募集の制限）

第1項 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない。

同項第1号 次条の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介。

同項第2号 損害保険会社の役員、若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員もしくは使用人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介。

##### \*法第276条（登録）

特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）をいう。以下同じ）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

##### \*法第283条（所属保険会社等の賠償責任）

第1項 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

## 資料(3)

### PTA・青少年教育団体共済法の要点

#### 1. PTA・青少年教育団体の共済事業の根拠(法3条)

PTA、青少年教育団体(子ども会など)およびこれらの「特定関係団体」で、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

\* 「特定関係団体」=PTA・青少年教育団体と、人的または財産の拠出関係において密接な関係があるもの。

#### 2. 共済事業の種類(法4条)

##### (1) PTAまたはその特定関係団体

- ① PTA等が開催する主催する活動における生徒児童、保護者、教職員等の災害に係わる共済事業
- ② 学校の管理下における在籍児童生徒等の災害に係わる共済事業
- ③ 学校の管理下外における在籍児童生徒等の災害に係わる共済事業
- ④ 学校が主催する活動における保護者および教職員の災害に係わる共済事業

##### (2) 青少年教育団体またはその特定関係団体

- ① これらの団体が主催する活動における、青少年および保護者等の災害にかかわる共済事業

#### 3. 共済事業の限度(法5条)

共済掛金の額 1 被共済者当たり年2千円(省令5条1)

共済金の額 1 災害につき、1被共済者当たり3千5百万円(省令5条2)

1事業年度に受け取る共済掛金の総額 6億円(省令5条3)

共済期間 1年(法5条3)

#### 4. 認可手続

##### (認可申請)

認可申請には、共済規程と認可申請書を提出する。(法6条、省令3条)

共済規程の記載事項、認可申請書の添付書類については後記。

##### (認可審査基準)

申請者の財産的基礎、人的構成が共済事業の適切な運営に必要な要件を満たしていること、共済規程が一定の基準に適合していること、準備金の額が1千万円以上であることなど。(法7条)

#### 5. 監督

区分経理

準備金の積立義務

業務報告の提出義務

行政庁 都道府県教育委員会または文部科学省

#### 6. 保険業法改正法(2010年)にあって、PTA等共済法にはない規制

保険計理人の選任と関与

募集規制における募集人(ラ)

ソルベンシーマージン規制

## 共済規程の記載事項（省令6条）

- 一 共済事業の実施方法に関する事項
  - イ 被共済者の範囲
  - ロ 共済団体の委託を受けて共済契約の代理または媒介を行う者の業務上の権限
  - ハ 共済金額および共済期間の制限
  - ニ 被共済者の選択および共済契約締結の手続きにかんする事項
  - ホ 共済掛金の収受、共済金の支払い、その他の返戻金にかんする事項
  - ヘ 共済証書の記載事項、共済契約申込書の記載事項および添付書類
  - ト 再保険または再共済にかんする事項
  - チ 共済契約の特約にかんする事項
  - リ 共済金額、共済の種類または共済期間変更の取扱いにかんする事項
  - ヌ その他事業の実施にかんし必要な事項
- 二 共済契約にかんする事項
  - イ 共済金の支払い事由
  - ロ 共済契約無効の原因
  - ハ 共済単体とその義務を免れる事由
  - ニ 共済団体の義務の範囲を定める方法およびその義務の履行の時期
  - ホ 共済契約者または被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失
  - ヘ 共済契約の全部または一部の解除の原因ならびにその解除の場合に当事者が有する権利および義務
  - ト 共済契約者に提示すべき重要事項
- 三 共済掛金および準備金にかんする事項
  - イ 共済掛金の計算の方法にかんする事項
  - ロ 準備金および責任準備金の計算方法にかんする事項
  - ハ 未収共済掛金の計上にかんする事項
  - ニ その他共済の数理にかんして必要な事項

## 認可申請書に必要な添付書類（省令3条）

- 一 理由書
- 二 定款
- 三 一般社団法人等の登記事項証明書
- 四 共済事業において行おうとする「安全普及啓発活動等」の事業にかかわる三事業年度の事業計画および収支予算書
- 五 前号に規定する事業計画および収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書面
- 六 第四号に規定する事業以外の事業にかかわる三事業年度の事業計画書および収支予算書
- 七 最終の貸借対照表、損益計算書、財産目録、および事業報告書その他の最近

における業務、財産、および損益の状況を知ることができる書面

八 理事および監事の履歴書

九 申請者が一般社団法人または特定非営利活動法人である場合にはその社員の名簿、一般財団法人である場合には設立者の名簿並びに評議員の名簿および履歴書

十 共済事業にかんする知識・経験を有する使用人の確保の状況を記載した書面

十一 申請者が子法人を有する場合には、つぎに掲げる書類

イその子法人の名称、事務所の所在地を記載した書面

ロその子法人の役員の名簿、役職名および氏名、または名称を記載した書類

ハその子法人の業務の内容を記載した書面

ニその法人の最終の貸借対照表、損益計算書、その他最近における業務、財産および損益の状況を知ることができる書面

十二 共済規程の設定を決議した社員総会または評議員会の議事録またはその謄本

十三 申請者が一般社団法人等である場合は、PTA等と密接な関係を有する一般社団法人であることを証する書面

十四 その他認可審査の参考となるべき事項を記載した書面



## 特集 保険法とJA共済②

### 保険法の「10のメリット」

新たに制定された保険法がJA共済に適用されることで、組合員・利用者、またJA・JA共済連にとって、どのようなメリットがあるでしょうか。あるいは、どのようなメリットを実現すべきなのでしょうか。今号では、このような視点から、主なものを「10のメリット」にまとめてご紹介します。

#### 1. 利用者保護の拡充

保険法は利用者保護を主な目的として制定された法律です。その規定に合わせて各共済種類の共済約款を改訂することによって、利用者の保護が強化されます。

#### 2. 共済約款の平明化

各共済種類の共済約款が改訂される機会に、文章表現をわかりやすく、また、印刷の体裁を読みやすく改善します。

#### 3. 共済金等の支払の迅速化・適正化

共済金等の支払期限が保険法に定められたことに伴い、支払処理のプロセスを改善し、より迅速・適正な処理を行います。

#### 4. 仕組み・事務の簡素化

各共済種類の共済約款が改訂される機会に、仕組みの統廃合と事務処理の見直し・簡素化にも取り組み、推進・事務処理にかかる負担を軽減します。

#### 5. 推進プロセスの改善

ここ数年、利用者保護を目的に複雑化してきた、仕組みの説明や利用者の意向確認等の手順・方法を再整理し、負担を軽減します。

#### 6. 資料・帳票の改善

推進・保全・研修に用いる様々な資料・帳票に変更が生じる機会に、わかりやすさ・見やすさ・使いやすさの向上の観点から見直し・改善をすすめます。

#### 7. 事業運営の効率化

諸資料の記載事項の簡素化や重複の排除、事務・研修にかかる時間・費用の軽減等を通じ、効率的な事業運営を追求します。

#### 8. 保険会社や他の共済団体との連携の強化

保険法対応に関する調整、モラルリスク対策、重複加入案件の処理等を通じて、保険会社や他の共済団体との連携の強化をすすめます。

#### 9. 人材育成の高度化

保険法対応を通じて、契約法に関する職員の知識・スキルの向上をはかるとともに、各種研修の改善・負担軽減によって、各部門の人材育成のあり方を改善します。

#### 10. 共済事業理念の具体化

共済事業が、保険と肩を並べる独立の事業として法的な位置づけを得たことを踏まえ、共済事業の理念・独自性を具体的に発揮し、強化していきます。

#### ◆保険法の制定は「業務品質の向上」の契機

「10のメリット」のなかには、保険法が施行される平成22年4月に同時に実現すべきものと、施行後も継続的に取り組むことによって段階的に実現していくべきものがあります。

保険法への対応は、施行に向けた一過性の課題ではなく、共済事業のいろいろな側面を、利用者保護の強化、わかりやすさの向上、負担の軽減といった視点から改善していく大きな契機です。

保険法が施行された後も、これらのメリットの実現に向けて様々な取組みを重ね、組合員・利用者喜んでいただくための「業務品質の向上」を着実にすすめていきたいと考えております。

# 協同組合と政治的中立性原則の問題

石塚 秀雄

## はじめに

協同組合は社会における人々の経済的社会的文化的運動であるから、政治との関係も当然存在する。ただし、政治活動の協同組合がないのは、歴史的には人々の自主的な協働の活動が4つに分化したからである。すなわち政治的権利の分野では政治組織（政党）、労働の権利の分野では労働組合、そして経済的な権利の分野では協同組合・共済組合、そして社会的文化的な権利の分野ではアソシエーション（市民組織、社会組織および非営利組織など）である。

協同組合原則のひとつに、「協同組合の政治的宗教的中立性」がある。これはどのような経過で原則となり、またどのような現代的な意義をもつのであろうか。日本の協同組合がこれまで、社会的政治的な事柄に関心をもち、とりわけ、消費者運動、市民運動、農民運動、社会運動などに協同組合および協同組合の組合員たちが積極的に参加してきたことは事実である。協同組合の主張や利害が、政権党や野党などと密接な関係を持ち、一部では協同組合が選挙における集票マシンだと揶揄されてきたことも事実である。

実態からも理論的にも、協同組合の中立性は非政治性と同義ではない。協同組合が社会的な役割を果たす上で、協同組合の中立性を理由にして、その社会的役割の行使を妨げることがあってはならない。では、この問題をどのように捉えればよいのか。その検討が本稿の課題である。

結論を先に整理すれば、次のように要約できる。日本においては、

(i) 協同組合の政治的宗教的中立性の原則は、組合員の自由（人権）を保障するものである。協同組合は、組合員個人の政治的宗教的自由の行使を抑圧してはならない。

(ii) 協同組合の政治的宗教的中立性の原則は、協同組合の非政治性・脱政治性を意味しない。協

同組合は社会的責任を果たすことにおいて、政治と無縁であることはできない。

(iii) 協同組合の社会的（正式）機関（総会・理事会その他）は、自律性の原則からして、特定の政治的団体・宗教団体に関わる決議をしてはならない。

(iv) 協同組合は、ICA（国際協同組合同盟）協同組合原則のうち「社会的関与」に基づき、積極的に社会的問題（コミュニティ、平和、社会的問題等）に取り組まなければならない。（協同組合の社会的責任）

## 1. ロッチデール公正先駆者組合における政治的宗教的中立性の問題

協同組合発祥の地といわれるイギリスにおいてはロッチデール公正先駆者組合が1844年に設立され、いわゆるロッチデール原則を掲げたことで、協同組合とりわけ消費協同組合のルーツと見なされることが多い。しかしさらにロッチデール公正先駆者組合の先駆的な運動があり、それはフランネル織布工の賃上げ運動の失敗に遡るといわれる（注1）。「オウエン派社会主義者たちが『自らの生活状態を改善するために協同し、自らが手にしている手段を駆使すべきである』と主張したことに先駆者組合の真の出発点を求めている」としている。

イギリス産業革命の中心地であるマンチェスターにほど遠くないロッチデールにおいても、当時の主力産業であったフランネル織布業における労働者の権利運動は、1840年代前後のチャーチスト運動（労働者階級による人民憲章運動、選挙権獲得、政治・社会・文化運動として展開）および協同組合運動の父とされるロバート・オウエンのオウエン主義者などの労働運動、宗派別の運動が存在していた（注2）。1830年にはフランネル織布工

がロッヂデール友愛生産協同組合を設立し、1842年に解散した。いわゆるロッヂデール公正先駆者組合は労働者たちの生活防衛のために設立された。

ロッヂデール公正先駆者組合が有名なのは「原則」を立てたことである。ロッヂデール原則(1844年)といわれるものは要約すれば、次の通りである。

(i) 開かれた組合員制度、(ii) 民主的統制、(iii) 購買高に基づく配当、(iv) 出資に対する制限配当、(v) 政治的宗教的中立性の原則、(vi) 現金取引、(vii) 教育の推進

なお、ロッヂデールにおける政治中立性とは、宗派的なバランスを意味するものであった。

## 2. ICA 原則1937年における政治的宗教的中立性の原則の議論

国際協同組合同盟 (ICA) は1895年にロンドンで設立された。翌年1896年に ICA は政治的中立性を表明している。その後第一次世界大戦、第二次世界大戦を経て、一貫して ICA は平和、民主主義、政治的中立性を表明している。

当然ながら政治的宗教的中立性の原則は協同組合原則のうちの一つにすぎない。

ICA の記述によれば、1937年の協同組合原則の議論における政治的宗教的中立性の原則にかかわっては、一つの対立点があった。それに先だって、1934年にロンドンで開催された ICA 会議では、ロッヂデール原則として確立していたイギリスの消費協同組合 (小売り業) の原則を叩き台として協同組合原則を検討することとなった。

ロッヂデール公正先駆者組合はイギリスの1829年 (1834年改正) のフレンドリー・ソサエティ法 (友愛組合と訳される共済組合) に基づいて作られた。共済組合は相互扶助の原則を持つのであり、その着物をまとった協同組合が、相互扶助を原則とすると一般的に解釈されているのは、そうした出自によるものである。しかし、現在、ICA 協同組合の定義には「相互扶助」という言葉は入っていない。協同組合人々のニーズや利益の実現のための組織として、より広い社会的な組織として位置づけられているのである。イギリスにおいては

1852年に協同組合法と見なされる産業節約法が制定された。フレンドリー・ソサエティ法が相互扶助原則であるのに対して、産業節約法は、いわば組合員にもとづく有限会社法である。

ICA の説明によれば(注3)、政治的宗教的中立性の原則に関する1937年の議論は世界の41協同組合組織が議論に参加したが、その概要は以下の通りである。すなわち、この原則に反対する意見としては、ソ連の生協「セントロソユーズ」やデンマークの生協などが、政治 (政策) に中立はないと主張した。またスイスの「コンコルディア」生協も、宗教的中立はあり得ないと主張した。大多数の組織は、自分たちは政党との直接的関係はないと声明した。しかし、ベルギー、デンマークの協同組合は社会主義政党と緊密な関係にあると表明し、イギリスは協同組合党を持っていると言った。ソ連のセントロソユーズは、皮肉なことに、共産党は個人加入であるので議論そのものあまり意味がないという態度を示した。

24の生協のうち21が政治的宗教的中立であることを表明し、1生協が政治的には中立だが、宗教的には中立でないと表明し、3生協が宗教的中立だが政治的には中立ではなく政党と密接な関係があると表明している。労働者協同組合、農協、信用協同組合などのグループはこの原則に基本的に賛成した。

## 3. ICA 原則1966年における政治的宗教的中立性の原則の位置づけ

ICA は1966年に協同組合原則の議論を行った。その中で政治的宗教的中立性の原則は外れて、第一原則の「開かれた組合員制度」の中に文言が組み込まれることになった。すなわち、「協同組合の組合員制度は自主的であり、人為的な規制や社会的政治的宗教的差別を受けることなく、協同組合のサービスを利用し、組合員の責任を受け入れる者は加入できる」となった。この協同組合原則の検討は1963年から原則検討委員会にておこなわれた。5人の委員はイギリス、米国、ドイツ、インド、ソ連出身者で構成された。

1960年代の歴史的状況は1930年代とは異なり、

第二次世界大戦後の冷戦構造と新興諸国の台頭の中にあり、協同組合原則も時代に対応したものが必要とされた。この中で政治的宗教的中立性の原則は、組織の問題でもあり、かつ協同組合組織による組合員個人に対する問題としての観点が強調され、人種、性別等と同列に置かれた。協同組合としては組合員数が増大することは多様な出自の人々が加入することにもなり、組合員資格の門戸開放が重視されることになったと言える。議論としては、政治的宗教的中立性という表現は、組合員を政治的宗教的理由で排除しないということであり、非政治化非宗教化を要求するものではない、ということであった。逆に、政党や宗教団体の問題を協同組合に持ち込まないということも確認された。協同組合は歴史的にまた現実的に政治（政策）と不可分の産業部門を形成しており、政治に無関心であったわけではないし、政治もまた協同組合に無関心であったわけでもない。しかし絶えず変動する政治相関図の中で、特定政党などの結びつきを強調することは、協同組合の目的実現そのものの疎外要因となる。したがって、政治的中立は組合員全体の利益を実現するためにもっともふさわしい「政治的態度」である、とされた。また「中立性」という表現よりも「独立性」の方が好ましいという意見もあった。1995年の協同組合原則の第一原則を、煩を厭わず記すならば、次のようなものである。すなわち「第一原則。ボランティアで開かれた組合員制度：協同組合はボランティアな組織であり、サービスを利用し組合員としての責任を受け入れるすべての人々に開かれている。それにはジェンダー、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別はない」。

### 3. 協同組合原則と国家および社会との関係

1995年にイギリスのマンチェスターで開催されたおけるICA 国際協同組合連盟の100周年の大会では協同組合原則に「コミュニティへの関与」が追加されたことは先に触れたが、これはある意味画期的なことであった。すなわち、これまでの協同組合は組合員のためのものという内向きの定義から広く社会的責任と社会的役割を確認し、同時

に社会的にも開かれた組合員制度という考えも取り入れることになったからである。

J. バーチャル (Birchall) によれば(注4)、1995年の協同組合原則や価値の改定以来、協同組合は新たな課題に直面しているという。特に、グローバル化と公的セクターとの関係を強調している。経済のグローバル化だけではなく文化すなわち人々のグローバル化もすすんでおり、協同組合もグローバル化への独自の対応が迫られている。またいわゆる福祉国家のゆらぎにより、協同組合が公的セクターとの関係が深まってきたことである。歴史的に協同組合は民間セクターの出自をもち、国家や営利企業からできるだけ遠く離れていることが協同組合のアイデンティティであり、国家に抱かれることは「死の接吻」として嫌われていたのである。しかし、近年、公共政策や社会政策に関わる分野に協同組合の役割は増大し、その意味で政治（政策）と関与する局面がますます増大しつつある。さらに協同組合が「公共化」あるいは「非営利化」することについては、公的セクターと営利セクターがどのように役割を変化していくのかとともに、理論的な議論が必要である。

また堀越芳昭(2010)(注5)によれば、世界各国で憲法の条文の中に協同組合に言及している国は47カ国に及ぶという。少なくとも民主的国家を標榜する国家を見るならば、堀越が論じているなかで、イタリア、ポルトガル、スペイン等の憲法の協同組合条文を見るならば、協同組合は、国民の社会権・労働権・経済権の実現の手段として国家が推進すべきものと位置づけられている。市民にとっては結社の自由や消費者権、労働者にとっては生産手段へのアクセスの保障など、人々の主体性の保障のための権利的道具として協同組合が位置づけられているのである。

しかし、日本の憲法においては、協同組合への言及条文はない。これは日本に協同組合の一般的定義あるいは概念が欠落しており、一般協同組合法が存在しないこととも関連するが、国民の諸権利（人権）の主体的行使の手段とはなにかという発想が欠落しているためにほかならない。現在、日本の協同組合陣営では、2012年の国連の定めた「協同組合同年」に合わせて、「協同組合憲章」を政府に定めさせるという計画を立てているが、協

同組合についての各論があつて総論がないという、現在の日本の協同組合法制度と縦割り行政にあつて、憲章の実現作業は協同組合自体の自己検証に資するものになるであろう。

世界的に、協同組合と国家あるいは公的セクターの関係は、歴史的にも地理的にも対抗関係から協調関係、包摂従属関係、独立関係、連携連帯関係（パートナーシップ）などに変化形態を示しているが、日本においても望まれるのは連携連帯関係であろう。

協同組合と公的セクターとの関係は、日本においても新たな局面を迎えているのであり、人々の権利の実行においても協同組合の役割は高まり、それを支援する政策（公共政策・社会政策・労働政策・消費者政策等）との関連は強まり、協同組合はますます政策的（政治的）発言あるいは関与が要請されることになる。この場合、協同組合の政治的宗教的中立性の原則の本義は、政治から遠ざかることではなくて、「社会的関心」（協同組合原則）をもって関与することである。協同組合はそのために、政治的宗教的中立性あるいは独立性の原則を守る必要があるのである。政治的宗教的中立性の原則を排除の原理として使用してはならないのである。

## 4. ヨーロッパにおける協同組合と政党

すでに述べたように協同組合運動と政治とは切り離すことができない。協同組合は組合員のニーズを実現するために何らかの政治（政策）的対応を常にせまられている。歴史的に言つて、協同組合と政治活動とは密接な関係がある。歴史的には社会民主主義やいわゆる左派の政党との関係が強いが、中道派、保守主義、キリスト教民主主義などの政党との関係も深いので、協同組合を単純に左派的傾向を持つとは言えない。またかつてのソ連など社会主義諸国および現行の「社会主義国」においては協同組合は国家が統制する官製組織であり、組合員の民主的自主的な組織とは言えなかった。そこには政治的中立という概念そのものが成立する余地はなかったのである。すなわち、協同組合は民主的運営を原則とするものであるから、

民主主義が欠如している体制では、真正の協同組合は成立しないのである。しかし、理想型モデルは現実には存在しないのであるから、現実にはなんらかの部分的に欠損したモデルとして協同組合は各国において存在するのである。

### （1）イギリスの協同組合党と保守協同組合運動

イギリスは協同組合の発祥の国と言われるが、同時に協同組合主義を掲げ名称とする政党を持つ唯一の国である。イギリスの協同組合党は1917年に設立され、1927年に労働党の一ウイングとなった。その前身は1881年の協同組合連合である。労働党においては協同組合党の議員数は一定枠がはめられており、1990年以降は議員数30人以内とされている。2008年度の選挙では28人の議員が当選した。その中にはバートランド・ラッセルのひ孫もいる。地方議員は約700名いる。協同組合党の財源は、イギリス協同組合グループおよび個人の寄付および事業収入などでまかなわれている。

それではイギリスの協同組合党は協同組合の政治的宗教的中立性の原則から逸脱している存在であろうか。協同組合党自身は、協同組合原則を是認しているのであるから、自らは逸脱しているとは考えていないようである。協同組合党90年の歴史は、政権政党であったり野党であったりの繰り返しであった。協同組合党は政策提言をマニフェストとして出しており、2010年マニフェストを見れば、それは政府労働党の政策の一部として位置づけられる。イギリスにおいては協同組合セクターは長年の間、労働党の一部であると見なすことができる。この場合、政治的宗教的中立性の原則は、協同組合内部における組合員制度における原則であり、外部に対しては適用されない。

一方、イギリスの現政権保守党系の「保守協同組合運動」（CCM）が2008年10月に発足した。これはキャメロン首相のスローガンである「ビッグソサエティ」（大きな社会）のツールの一つとして保守主義サイドから、労働党系に対抗して協同組合運動を推進していこうとする勢力で、今回の2010年のイギリスの政権交代に大きな役割を果たしたものである。幹部の中には、国際協同組合相互保険連合会（ICMIF）の副理事長などもいる。

現在のイギリス政治においては協同組合問題を

ひとつの軸に展開されているとって過言ではない状況である。イギリスは協同組合が政治(政策)に深く関与している事例といえる。

## (2) イタリアの協同組合と政治

イタリアの協同組合セクターは、政治的傾向に基づいて3つの大きなグループに分かれている。最大のレガコープ (Legacoop, 協同組合連合会) は1886年設立で社会民主主義系、左派系であり、コンフコープ (Confecoop, 協同組合総連合) は、1919年の設立で、キリスト教社会正義系にルーツを持つ。またアジチ (AGCI, 協同組合協会) は1952年の設立で、自由主義系である。このことは協同組合が労働者の自主的運動として協同組合が発展したというイタリアの歴史的出自とその後の政治的動向によるものである。現在、イタリアのこれら3つの連合会は協同組合セクターとして協力し合いながら、独自の展開をしている。近年では3連合会の共同声明として、政府への政策意見およびマスコミへの広報として出している。最近ではニセ協同組合に対する規制要望について政府に対して共同声明を出している (2010. 12. 10)。

イタリアにおいても協同組合の政治的宗教的中立性の原則は、協同組合の組合員制度に関わる問題として是認されており、協同組合の非政治化・脱政治化を目指したものは見なされていない。

## 5. 協同組合と労働組合の関係

協同組合と労働組合の関係から見て政治的宗教的中立性の原則はどのように取り扱われるべきであろうか。そもそも労働組合と協同組合が共同することが政治的中立性を侵害すると見なされないであろうか。しかし、それは人々の基本的権利(人権)の行使の観点からも誤った観念である。労働組合は法律に基づいた労働者の権利行使のための組織であるからして、いわゆる政治的中立原則を適用することはできない。労働組合は政党と同じような自主的な組織である。

協同組合で雇用され働く職員には労働権があり、労働組合を組織する権利がある。また労働者協同組合の場合は賃労働または雇用関係にない、いわば自己雇用に当たるが、労働することにおいて、

労働条件、労働安全など賃労働と同様な問題が派生するために自らの組織を形成することになる。しかし、日本の現行法体系においては賃労働のみを労働概念としているために、この点の法整備はされていない。

労働組合は一般的に労働者階級の組織と見なされ、一定のイデオロギー性を持つ。日本において協同組合における労働組合の取扱は、政治的宗教的中立性の原則と連動されて捉えられることはない。この原則は、組合員制度に関わる問題と協同組合運営に際しての他団体(政治宗教団体)の介入の排除に関わる問題と見なされるべきで、協同組合および個人の政策的表明の排除の口実に使われるべきものではない。

協同組合と労働組合との共同では、2005年以来、ILO と ICA と国際自由労働組合連合会 (ICFTU) は Syndicoop (労働組合協同組合) のプロジェクトを立ち上げ、主としてアフリカ諸国などの発展途上国におけるインフォーマル経済における労働者の組織化推進を図っている。これは協同組合をツールとして経済活動を通じて貧困の克服をはかることを目指すものであるが、ヨーロッパにおいては協同組合と労働組合はその発生のルーツを同じくして、労働組合が協同組合運動を支援するという構図があった。

その意味でも、協同組合の政治的宗教的中立原則というのは、歴史的にみても労働運動を排除するものではなかった。

## 6. 日本における協同組合の政治的中立の規定

日本の公式的な協同組合運動は、1900年の産業組合法に始まる。ドイツの協同組合モデルなどを参考としたが、下からの農民運動の側面を維持しつつも、上からの協同組合という後発モデルあるいは開発独裁国モデルとの類似性があり、官製協同組合的な色彩も払拭することができなかった。その点で日本の農協が政府の政策に従属する形態を取りがちになったのは必然的であったし、そのことはまた逆に、協同組合は農業政策のツールとして不可欠であったことを示す。生協運動は戦後の主婦の消費者運動などに影響を受けつつ発展し

たために官製協同組合という性格は免れたが、制度化し巨大化するに従って政府の政策との関連性が深まってきた。日本においては協同組合推進を政策に掲げる政府は誕生していないものの、農漁業、消費・サービス、金融、共済保険などの分野での協同組合の果たす役割は大きなものがあった。また増加しつつある。こうした中で協同組合は否応なしに政治（政策）問題への関与も増大する。

協同組合は政治（政策）問題に中立・無関与を標榜するのではなくて、積極的な発言をすべきであろう。しかし、その場合、協同組合の正式機関における決定という形を取らねばならず、協同組合の自主性を守り、政府や政党に従属することなく、正式（フォーマル）な合意や契約に基づいて政策的関与あるいは政治参加をすべきである。そのためこそ政治的宗教的中立原則は存在するのである。また、その適用は各国の政治社会的形態によって異なることは自明である。

日本の協同組合が現在抱えている問題は、法制度的には個別協同組合法のみが存在し、協同組合に一般法がないことである。また一般法の制定について協同組合各セクターの合意も形成されていない。協同組合憲章制定の計画は、そうした点を補足する一助になるかもしれない。

また農協法、生協法の改正に伴い、協同組合の各事業部門が分離され一般営利会社との同一化（イコールフットイング）の動きと行政による統制管理が強まりつつある。協同組合は、人々の自主的なニーズとエンパワーメント（自主的活動力）の実現の経済的社会的道具であるという本質に基づけば、協同組合が社会的関与をする上で、協同組合および組合員が自主性を保持し活動することを保証することこそが協同組合の政治的宗教的中立原則の意味するところなのである。協同組合間協同は原則の一つである。協同組合は広く団結しネットワークを作り社会的政治的政策的関与をすることが、なによりもいま日本で必要とされていることである。

2009年4月に民主党は、参議院での農協法改正案可決の中で、「政治的中立」条項を農協法第8条の「営利を目的としてその事業を行ってはならない」の文章のあとに「政治的中立を担保するために特定の政党のために利用してはならない」と

いう文言をいれるとした。これは農協と自民党の関係を分離するためのものであった。ただし、この改正は衆議院で廃案となった。理由の一つとして非営利組織や協同組合などにおける「政治的中立性」の条文にはつぎのようなものがあるとしている。すなわち、

- a. 特定非営利活動促進法（1998年）（NPO法）第3条2項「特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない」
- b. 消費生活協同組合法（1947年）第2条2項「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない」
- c. 中小企業等協同組合法（1949年）第5条3項「組合は、特定の政党のために利用してはならない」
- d. 労働金庫法「1953年」第5条3項「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない」

また、厚労省社会・援護局長名の各都道府県知事むけの通達（2007.2.7）「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」では、1987年に各都道府県担当部（局）長に宛てた厚生省社会局生活課長通知を採録して、周知徹底を指示している。同指示ではつぎのように触れている。すなわち「組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする組織であって、政治団体ではない。組合が政治問題に組織として深く関わることは、多様な考えをもつ組合員に混乱と分裂をもたらすばかりでなく、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の活動の幅を狭め、消費者の組合への参加を阻害し、ひいては組合の本来の目的達成を困難にするなど、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれ強い。

「組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」（法第2条第2項）とされているのは、このような趣旨に基づき組合の政党からの独立を規定したものである。

以上のようなことから、組合は政治問題には慎重であるべきであり、とりわけ選挙の際に理事会、総（代）会等組合の機関で特定の政党又は候補者の支援を決定したり、組合の機関紙により特定の政党又は候補者を推薦するなど組織として特定の

政党又は候補者を支援してはならないこと。(下線は原文のどおり)」

そして、さらに1999年の課長通知「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」において、「選挙に際し組合を特定の政党のために利用すると考えらるる事例について」で、以下のような行為を列記している。

- a. 理事会、総（代）会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。
- b. 機関誌、チラシその他組合が発行する印刷物によって、特定の政党又は候補者の推薦を行うこと。
- c. 店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること。
- d. 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供すること。
- e. 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画すること。

さらに、2007年の各生協理事長の厚労省社会・援護局長通達「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」で、選挙にさいしての配慮するよう要請し、また各都道府県担当部長宛に、指導を要請している。

## 7. 協同組合としての政治的中立性への態度

こうした行政や政治家などによる協同組合の「政治的中立」問題についての干渉あるいは規制に対して、協同組合側はどのような態度をとっているのだろうか。農協法への「政治的中立」条項の挿入に関しては、農協の意見としては「組合員の自主的な活動を損なう恐れがある」として否定的な見解がある。

生協・医療生協などの一部においては、多少の議論の混乱が散見される。要約すればつぎのように整理できよう。すなわち、①「特定の政党のために利用してはならない」ということと「政治的中立性」を混同していること。言い換えれば、「選挙活動」と「政治活動」が区分されていないこと。②「選挙運動への組織的関与」と「機関決定」との概念が混乱していること。③「行政指導」を協

同組合の自律性より優先させる態度が見られること。すなわち、行政は三権の一部を構成するに過ぎないのだが、認可行政庁との良好な関係あるいは従属的な関係に陥る懸念があること。とりわけ生協法改正での第94条5項における役員解任権を行政が持つことの新条項などがもたらす理論的問題などが軽視されているらしいこと。④代表者理事の選挙立候補の禁止とする理論的誤りが一部に見られること。生協法における代表理事の代表性は、生協活動以外のものを規定するものではないので、選挙に立候補するなら代表理事を辞任しろというのは暴論である。以前、大企業従業員が選挙立候補したときに会社を首になったような人権侵害があったが、それと同様である。

協同組合のとるべき態度は、組合員の政治活動の自由を保証させるために、組合員の政治活動(組合員活動、市民運動、社会運動、住民運動、平和運動、地域活動その他)の場を積極的に作り出していくことを支援することにある。また選挙活動は政治活動の一部にしかすぎない。候補者として個人の選挙活動を保証することは協同組合にとって、組合員の基本的人権を保障することであり、協同組合原則や協同組合理念を保持することである。それと組織的関与とは別の事柄であり、あくまでも組織決定の問題である。しかしまた協同組合の政治的自由に関連した日本の法制度や常識が普遍的であるといえないことは、協同組合の元祖イギリスの協同組合党にたいする協同組合の関与の仕方、あるいはイタリアやベルギーなどの協同組合のあり方などを見てもあきらかである。

注1 中川雄一郎『ロッチデール公正先駆者組合と生産協同組合』『協同の発見』2002, 4, nNo. 118)。

注2 Takashi SUGIMOTO, “Red Store, Yellow Store, Blue Store and Green Store: Rochdale Pioneers and their Rivals in the late Nineteenth Century”, INHCC, Working Paper, November 2006, 非営利・協同総合研究所いのちとくらし

注3 ICA. The Present Application of the Rochdale Principles of Cooperation (1937), www.ica.coop.

注4 J. バーチャル『協同組合原則、この10年とこれから、』菅野正純訳、「協同の発見」第158

## 【事務局ニュース】・会員募集と定期購読のご案内

**会員募集** 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員（個人・団体）と賛助会員（個人・団体）があり、入会金・年会費は以下のようになっています。また、機関誌『いのちとくらし研究所報』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。なお会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。

### ○会員の種類

- ・正会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布され、総会での表決権があります。
- ・賛助会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布されます。

### ○会費（年会費）

	区 分	適 用	入会金	年会費(一口)
正会員	団体会員	団体・法人	10,000円	100,000円
	個人会員	個 人	1,000円	5,000円
賛助 会員	団体会員	団体・法人	なし	50,000円
	個人会員	個 人	なし	3,000円

**定期購読** 機関誌定期購読の申し込みも受け付けています。季刊（年4冊）発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・1冊のみの場合：  
機関誌代 ￥1,000円＋送料
- ・年間購読の場合：  
機関誌年4冊＋研究所ニュース＋送料  
￥5,000円

# 14 ベトナム戦争前後

野村 拓

## 66. 経済成長と医療

### —GNP と国民医療費統計—

1960年代の高度経済成長は、日本の医療に何をもたらしたか。戦前の日本経済は「豊富かつ低廉な労働力」の存在を前提として発展してきたが、この時期、はじめて経済成長のテンポに労働力の供給が追い付かなくなるのではないか、という危惧を財界が抱くようになった。「人づくり」という言葉が質の高い労働力の養成という意味以外に、「人を増やす」という意味もこめて使われるようになった。

優生保護法を改正して「経済的理由による人工妊娠中絶」を禁止することも試みられたが、婦人団体などの反対でつぶされ、よりマイルドな母子保健法（1965）による「妊娠の届出義務」に変わった。

大都市への人口流出の対極で過疎化に悩む農村地帯では「出産奨励条例」などが制定されるようになった。しかし、1960年代の終わりになると「かあちゃん労働力は最後の労働力」などといわれ、田んぼの中に家庭電器メーカーの下請け工場ができ、農業技術革新で余暇のできた農村の主婦たちを集めた。また、家庭電化製品による家事の省力化やマイカーの浸透は、婦人の社会的進出を促進し、そのことと表裏の関係で、保育所の整備も進められた。しかし、子どもを「あずけて」働きに出るといふコインロッカー的感覚で、「あずけられた子ども」の「痛み」に無関心過ぎたのではないか。やがて「あずけられた痛み」をもった世代が親になり、このあたりから「子どもの虐待」が始まったように思えてならない。

また、このような形で労働力を取り込んで高度成長した企業は各地で公害を激発させ、日本は各種公害のデパートのような形になった。大気汚染、水質汚濁や有機水銀、カドミウム、六価クロムなどによる中毒のほかに、森永ヒ素ミルク中毒、カネミ油症などのいわゆる食品公害まで起こるようになった。

これらは医学教科書に書かれていないことが多く、医学的対応は不十分であったが、「病院で患者を待つ医療」から「地域に出掛けていく医療」をめざす医師や医学研究者を少なからず生んだ。

他方で、病人、患者の増加にともなう国民医療費の上昇は、医療と経済との関係について考える機会を与えた。生活環境の悪化による患者の増加によって医療費が増大し、これがGNPにカウントされるのであれば、日本のGNPにはかなり「水ぶくれ」的要素があるのではないか、という基本的問題から、GNPの年成長率を国民医療費の年成長率が上回る状態が続けばどうなるのか、という医療経済的な問題にも目が向けられるようになった。医療経済学というべきものが、はじめて体系的に論じられるのは、この時期に出された

『保健医療の経済学』

☆Herbert E. Klarman : The Economics of Health. (1965) Columbia Univ. Press.

で、ここでは「32話」で紹介した「アメリカ医療費委員会」の「必要医師数算定法」が批判的に取り上げられている。また、「47話」で取り上げた国防総省御用の「軍用医療マンパワー計算学」のEli Ginzbergが医療経済的著書を出すのは1970年代に入ってからである。

他方、WHO関係者や公衆衛生学者の間では予防保健的措置によって病気を防止するための費用

と、そのことによって節約されるであろう医療費との比較研究などもなされるようになった。そして、日本の場合、重要なことは、予防保健の必要性が強調されながらも、一部の革新自治体を除いて、保健所行政が後退しつつあることではなかったか。

## 67. ベトナム戦争と医療

### —日米それぞれ—

ベトナム戦争は、医療史上特筆すべきことを数多く残した。ベトナムはフランスの植民地支配と戦い、日本軍の占領とも闘い、日本の敗戦後、息を吹き返したフランスの支配を敗って独立した。南北分離という形で独立した南ベトナムに傀儡政権をつくり、軍事顧問団を送り込んで介入したのがアメリカである。そして軍事顧問団という名の軍隊は、最終的には50万にまでふくれあがって、しかも敗れた。

ベトナム戦争のさなかの1964年3月、駐日アメリカ大使、ライシャワーが少年に刺される事件が起こり、負傷したライシャワーは虎ノ門病院に運ばれ輸血を受けて血清肝炎にかかった。そして、この事件は、日本の医療史に2つの土産を残した。ひとつは精神衛生法を改正して *Psychiatric Social Worker* (PSW) という職種をつくり、保健所に配置して地域の非行少年対策にあてることであり、もうひとつは、売血に依存していた日本の血液行政を改めて「献血」を促進することであった。そして、猛烈な献血キャンペーンによって集められた血液は保存血としてベトナムへ送られた。この時、献血に適さない「不健康な人」が主婦層を中心に数多く存在することも明らかになった。

日本国内には米軍の野戦病院がつけられ、当時の週刊誌は、これを「医療という名の参戦」と報じた。

ベトナム戦争の歴史に残る特徴は、米軍が「緑」を敵として展開した「枯葉作戦」であり、これはベトナムの生態系をこわしただけでなく、多くの奇形児を生んだ。公衆衛生史上の汚点として枯葉作戦をとらえた本として

『戦争と公衆衛生』

☆Barry S. Levy 他編：War and Public Health. (1997) Oxford Univ.Press.

が出されており、ベトナム戦争全体については『ベトナム戦争事典』

☆Edwin E. Moise：The A to Z of the Vietnam War. (2005) Scarecrow Press.

『ベトナム戦争』

☆Michell K. Hall：The Vietnam War. 2版. (2007) Pearson Longman.

などが出されている。

第1次世界大戦のとき、マーガレット・サンガーが“戦争は階級闘争であり、戦争で死ぬのは労働者階級”と指揮したとおり、ベトナム戦争の矢面に立たされたのはアメリカの黒人や貧困層であった。そして、貧困層、特に黒人たちの反発を和らげるために、アメリカで最初の公的医療制度、Medicare (1965)、Medicaid (1966) が施行された。実施にあたって、ジョンソン大統領は、ベトナムに息子を送った親たちの苦悩を考えた上での老人医療公費制度だとコメントした。

ベトナム戦線では救急ヘリが飛び交い、指揮官たちの連絡方法としてインターネットが利用されるようになってきているのに、アメリカ国内では、1966年段階で、救急患者の50%は霊柩車によって搬送されていた。寝かせたまま運べるクルマは霊柩車しかなかったからである。

また、ベトナム戦線で旧日本軍の衛生兵のような役割を果たした人たちは *Medics* (救命救急士) という新職種の草分けとなった。医療や看護の分野では、戦争を契機とした新しい技術的、システムの展開がしばしばなされたが、「人類的愚行」の副産物を利用することと、「人類的愚行」を肯定することとは、区別しておくべきだろう。

## 68. 荒らされるアフリカ

### —少女は売春、少年は兵隊—

いわゆる帝国主義段階において、欧州列強がアフリカでなにをしたか、については「17話」で概略を述べたが、クレオパトラのむかしからローマや欧州諸国と関係の深かった地中海沿岸諸国では、

専制政治に対する民衆の反発で揺れ、サハラ砂漠以南の「サブ・サハラ地域」では貧困や部族間の紛争で民衆はうめいている。

『サブ・サハラの経済』

☆Regional Economic Outlook, Sub-Saharan Africa. (2007) International Monetary Fund.

『サブ・サハラ・アフリカの乳幼児死亡』

☆Douglas C. Ewbank 他編：Effects of Health Programs on Child Mortality in Sub-Saharan Africa. (1993) National Academy Press.

などはサブ・サハラの貧しさや乳幼児死亡率の高さを示す本であるが、WHOの報告書

『アフリカ保健報告』

☆WHO：The African Regional Health Report. (2006) WHO.

はアフリカ全体における妊産婦死亡率の上昇傾向を指摘している。HIV感染率は女子に高く、ジンバブエは20%近く、南アフリカ共和国では15%を超え、ザンビアでは10%を超えている。また、貧困問題とジェンダーとの関係をしめしたものとして

『アフリカ女性物語—20世紀マラウイのジェンダー問題と女性』

☆Megan Vaughan：The Story of An African Famine—Gender and Famine in Twentieth Century Malawi. (2006) Cambridge Univ. Press.

がある。列強のアフリカ収奪が、いかにアフリカの自然環境まで変えたかについて述べたのが

『南アフリカ環境史』

☆Stephan Dover 他編：South Africa's Environmental History. (2002) Cambridge Univ. Press.

で、新しい視角を提供している。

アフリカ収奪によるサハラ砂漠の拡大が貧困、売春、エイズを生み、生存圏の圧迫が紛争や小戦争を生み、さらに「子どもの兵隊」をうんでいる。

『子どもの兵隊』

☆Michael Wessells：Child Soldiers. (2006) Harvard Univ. Press.

はアフリカ、ラテン・アメリカ、中東における子どもの兵隊をとりあげたもので、なかには義足をはめてカラシニコフ（銃）を持つ子どもの写真まで載っている。そして「子どもの兵隊」を特にアフリカに限定してとりあげたものとして

『アフリカの子どもの兵隊』

☆Alcinda Honwana：Child Soldiers in Alcinda. (2006) Univ. of Pennsylvania Press.

がある。

このような子どもの不幸をより広い視野でとらえたものとして

『植民地アフリカの子どもたち』

☆Melanie J. Newton：The Children of Africa in the Colonies. (2008) Louisiana State Univ. Press.

『世界史における南アフリカ』

☆Iris Berger：South Africa in World History. (2009) Oxford Univ. Press.

『プロレタリアとアフリカ資本主義—ケニアの場合、1960–1972』

☆Richard Sandbrook：Proletarians and African Capitalism—The Kenyan Case 1960–1972. (2008, 初版1975) Cambridge Univ. Press.

などがある。

少女には売春を、少年には銃を、という状況をもたらした勢力は、公衆衛生までマーケット化しようとしているが、これを取り上げたのが

『公衆衛生マーケティング』

☆Michael Siegel 他：Marketing Public Health. 2版. (2007) Jones & Bartlett.

で、ルワンダにおける公衆衛生的啓蒙をラジオ放送でやって金をとるやり方などが紹介されている。

## 69. 疾病の自己責任論

### —ケガと弁当自分持ち—

1960年代は、ある意味で、社会保障、医療保障上の諸要求が成長経済のこぼれ金によって充足された時代であった。国民皆保険が実施され、各種公費医療も実行されつつあった。しかし、この時期において、すでに反社会保障、反医療保障の布石が打たれつつあったことに注意しなければならない。

1965年3月26日、医療費基本問題研究員は、疾病の自己責任原理、受益者負担論をもちこんだ報告書を発表した。この「医療費基本問題研究員」とは、1963年8月に厚生大臣から私的に委嘱された研究員で分担項目とメンバーで構成されていた。

1. 医療の長期的な需要と供給の趨勢 嘉治元郎

- 2. 医業経営のあり方 高宮晋・伊藤長正
- 3. 医療のあり方および医療担当者のあり方 外山敏夫
- 4. 社会保障としての医療保険の社会的機能と  
そのあるべき姿 高橋長太郎・大熊一郎

医学サイドからは外山敏夫慶応大学公衆衛生学教授1人の参加であったこのグループは、次のような内容項目の最終的報告書『医学費基本問題研究員の研究概要』を公表した。

第1章 医療の需要と供給の傾向

第2章 医療の社会性・公共性およびプロフェッショナルコード

(1) 医療需要の社会性

(2) 医療の公共性および医療担当者のプロフェッショナルコード

第3章 医療経営の標準

第4章 診療報酬の支払方法

第5章 医療保険制度について

このなかで、高橋長太郎は「受益者負担の原則」について、また、大熊一郎は「疾病についての自己責任の確立」を明確に述べている(野村拓:『現代の医療政策』1972. 医療図書出版)。

この「疾病の自己責任論」は、日本医師会の「医療保険制度の抜本改正に関する意見」(1968. 10.) や、自民党医療基本問題調査会が作成した「国民医療対策大綱」(1969. 4.) にそっくり生かされることになるが、公害ゼンソクなどで苦しむ人達が増えるなかで、あえて「疾病の自己責任」を強調したのは、確信犯的「反医療保障シフト」というべきである。

## 70. 展望された70年代

### —無責任未来学と省力産業—

こと医療に関して言えば、1970年代は事前に展望された最初の10年間であった。1940年代の終わりに1950年代は展望されなかった。もちろん、社会保障、医療保障充実の闘いはあったが、医療という視点から次の10年間を展望することはなかった。1950年代の終わりには、60年安保と国民皆保険に関心が向けられたが、60年代の医療を総合的に

に展望するという論文や論説はみられなかった。そして、1970年代、ここではじめて「70年代の医療を展望する」テーマが生まれたと言っている。テーマだけ生まれても書き手が育っていなければ論文、論説はなりたないわけだが、書き手の方もそこそこ育っていたわけである。

しかし、将来展望にはかなり軽薄で無責任なものが多かった。アメリカの未来学者ハーマン・カーンがその著書で「日本の経済力はほどなくアメリカを追い抜く。21世紀は日本の世紀だ」と予言したことから、「未来学ブーム」のようなことになり、怪しげな学者や評論家がつぎつぎと現れては泡沫のように消えた。「未来学者」だけではない。大蔵省は1968年3月、20年後の1988年に、日本人の1人あたり国民所得は世界第1位になると予測し、「経済政策のカジ取りさえ誤らなければ、不可能なことではない」と自信満々であった。そして20年後の1988年、倒産ヤリストラで苦しむ国民を尻目に、無責任予測者はどこかに天下りして優雅に暮らしたのではない。

また、企業も家庭も「省力化」に邁進しはじめたのが70年代の特徴といえるのではないか。1970年9月8日の毎日新聞は「育児下請け時代、貸しおむつ」と報じたが、時代の流れは、自家製おむつ—おむつの商品化—貸しおむつ(洗濯の代行化)—使い捨ておむつ、と言う方向を辿るのである。当時の本の広告には「医療産業」や「教育産業」とならんで「省力産業」が登場している。貸しおむつも紙おむつも「省力産業」に属するのだろうか、インスタント食品や紙おむつで家事労働を省力化して、主婦が内職やパート労働やらなければ家計の帳尻が合わない時代にさしかかったのである。そして、紙おむつの購入費も主婦の労賃もGNPを構成する事によって、GNPは水ぶくれ的に増大し、家庭の保育力、介護力は低下し、国民生活における情緒性やクッション的部分は急速に失われていくのだ。しかし、このような深刻な事態に目をむけることなく、なんでも「産業化」すればGNPは増大し、やがて日本は世界一に…と無責任大蔵官僚は考えていたのかも知れない。ノーパンしゃぶしゃぶの売上もGNPを構成するのだ、と。

(のむら たく、国民医療研究所顧問)

## 単行本案内

◎ 「医療難民」「健康格差」はなぜ生じるか どう克服するか  
『日本の医療はどこへいく 「医療構造改革」と非営利・協同』  
角瀬保雄監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2007年9月25日発行、新日本出版社、238ページ、定価1995円（税込）  
ISBN 978-4406050616



### 目次

はじめに

序章 無保険、無医村の時代から現代に

第1章 医療保障と非営利・協同

第2章 日本の医療供給体制の現状と今後

第3章 2006年「医療改革」の行く末

第4章 高齢社会の実態、医療・介護における格差の広がり

第5章 米国の格差医療と非営利組織の役割

第6章 ヨーロッパの医療制度改革と非営利・協同セクター

おわりに

参考文献

角瀬保雄  
高柳 新  
角瀬保雄  
岩本鉄矢  
八田英之  
廣田憲威  
高山一夫  
石塚秀雄  
高柳 新

◎ 「崩壊」の構造を変える 『日本の医療はどこへいく』第2弾！  
『地域医療再生の力』  
中川雄一郎監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2010年1月25日発行、新日本出版社、237ページ、定価2100円（税込）  
ISBN 978-4406053334



### 目次

はじめに

第1章 自治体病院はどこへ行く

第2章 京都における医療機関の動向から地域医療の再生を考える

第3章 東京における開業医と住民運動の連携

第4章 佐久総合病院と地域医療

第5章 明日の見えない医療経営—経営論点と処方箋

結びにかえて——地域医療と「非営利・協同」

中川雄一郎  
村口 至  
吉中丈志  
前沢淑子  
石塚秀雄  
坂根利幸  
杉本貴志



# 医療産業における労働力 ④ イタリアの医療機関の特徴

石塚 秀雄

イタリアは人口約5800万人である。医療制度は、基本的にイギリスにNHS（国民医療サービス）と同様に、税を財源とした公的医療サービス制度（SSN, Servizio Sanitario Nazionale）がある。これは普遍主義にもとづく無料医療を基本としている。医療費全体で見ると、税でカバーしているのは77%、その他が23%である。医療給付基準は「医療サービス基準」（LEA, livelli essenziali di assistenza）に基づき、全国統一基準としている。医療サービスはイタリアを大きく5つの地域に分けているが、各地域はLEA基準外のサービスも適用できるが、その場合は独自の財政で行う。薬代は、全国薬価基準表に基づくが、SSN対象外の薬については、患者負担となる。プライマリケアは基本的に無料であるが、救急医療、薬剤などを含めて実質的な患者負担率は、またはGP（家庭医、ゲートキーパー医師と）などによって提供されるが、GPは政府との患者人数（平均1400人）に基づく契約により診療報酬を受け取る。患者はGPまたは予約センター（CUP, centro unico di prenotazione）を通じて病院予約を行う。

SSN 公的医療サービスの供給は地域医療機関

制度（ASL, Azienda sanitaria locale）によって行っている。すなわち、ASLにはSSNに参加している公的病院と認定（契約）民間病院（主として非営利病院）がある。この公的病院の多くは、AO, aziende ospedaliere とよばれ、独立病院企業として財政的・経営的自律性が与えられているものである。したがってより正確には、イタリアの統計基準における病院とは、一般病院、特別病院、軍病院、研究病院（IRCS, 公的病院18, 民間病院24）、教育病院、介護病院（一部老人ホーム）などを含んでいる。またSSN公的医療制度からは外れた、いわゆる営利的な民間医療も存在する。イタリアの医療経済指標を見ると（表1）を見ると、民間市場領域と公的領域（イタリア統計用語では非市場サービス領域と呼んでいる）の比率は私的（民間）セクター4割、公的（国家・自治州）セクター6割となっている。1990年からの20年間の医療経済の伸びは、インフレ率などを無視すれば、約1.5倍の伸び率である。これは公的セクターも私的セクターもほぼ同様の伸び率である。伸び率の高い分野は民間の専門医療サービスが著しい。これは高度医療等のニーズが高まったことが一因であろう

表1. 医療経済支出（単位：100万ユーロ）

項目／年度	1990	1995	2000	2005	2010	2010年 構成比	2010/2000 対比
医療費（現物支給）	38,927	44,283	63,443	89,606	105,451	100%	166.2%
市場領域	17,259	16,742	25,443	37,567	41,521	(39.4%)	(163.2%)
—医薬品	6,683	4,995	8,743	11,849	10,936	10.4%	125.1%
—一般医サービス	2,673	2,855	4,019	6,453	7,068	6.7%	175.9%
—専門医サービス	3,464	1,813	1,779	3,193	4,369	4.1%	245.6%
—民間病院サービス	2,981	3,869	5,630	8,472	9,637	9.2%	171.2%
—歯科技工・温水療法	1,232	2,715	3,750	4,037	3,975	3.8%	106.0%
—その他医療サービス	226	495	1,623	3,563	5,536	5.2%	341.1%
非市場領域	21,668	27,541	37,899	52,039	63,930	(60.6%)	168.7%
—病院サービス	15,504	21,755	29,611	40,722	49,579	47.0%	167.4%
—その他医療サービス	6,164	5,786	8,288	11,317	14,351	13.6%	173.2%

出所；Conti della protezione sociale, Anni 1990-2010, Istat, 2011に基づき作成。

公的医療セクターはすなわち SSN, ASL の制度に属するものと見なせるが、公的医療制度に属する医療機関は公的医療機関と非営利医療機関とに分類される。表2を見ると、たとえば、ASL 制度では、ASL 病院1,186のうち公的病院が645、契約民間（非営利）病院が541である。ベッド数は ASL 公的病院で205,895床、ASL 契約民間病院で45,718床である。病院は公的病院と民間（非営利）病院数はほぼ半々で若干公的病院が多い。2005年には公的病院669、民間病院553であり、両者とも若干減少している。また特別救急センター（ASA）は「医療サービス機関基準」（LEA）を適用する公的地域医療サービス機関で、ゲートキ

ーパーの役割を果たすプライマリケアの診療所とみなすことができるもので、一般診療、歯科、リハビリなどのサービスを含むものである。救急センター9,726のうち、民間セクターは60.1%を占める。リハビリ病院938のうち民間セクターは734で78.3%を占める。また薬局については92%が民間（薬剤師）であり、残り8%が公的（自治体薬局）である。2005年度比較で微増している分野は高齢者介護施設と障害者施設である。また公的施設が民間セクターにくらべて多いのは病院と障害者施設分野である。一方、ASL 民間セクターの比重の高いのは診療所、介護施設、リハビリ施設などである。

表2. ASL（公的医療）を提供する医療機関数 2008年度

医療事業機関の種類	公的セクター	%	民間セクター	%	合計
病院	645	54.4%	541	45.6%	1,186
救急特別センター	3,877	39.9%	5,849	60.1%	9,726
地域高齢者介護施設	1,429	26.7%	3,901	73.3%	5,320
地域準高齢者介護施設	979	41.7%	1,367	58.3%	2,346
その他地域施設（障害者等）	4,661	88.2%	623	11.8%	5,284
リハビリ施設（病院）	204	21.7%	734	78.3%	938
合計	11,785	47.5%	13,015	52.5%	24,800

出所：Ministero della salute, “Attività Gestionali ed Economiche delle ASL e Aziende ospedaliere, 2008”, 2011.

表3. は ASL 医療機関に属する医療従事者数である。この他に公的医療制度に属さない民間の医療機関が存在する。その数は現在のところ資料

が見つからないので不明であるが、高度医療、美容整形分野、歯科医療の少なからぬ部分などが含まれると思われる。

表3. ASL 公的医療機関に属する医療従事者数 2008年

医療専門分野計	402,031			専門分野計	98,172
医師	98,727	医療技術者	34,204	技術作業員	38,547
歯科医師	171	リハビリ専門家	12,678	医療技術作業員	28,817
看護師	246,691	検査者	816	専門補助者他	30,808
薬剤師	1,565	弁護士	55	業務分野計	43,395
生物学者	4,574	技術者	354	管理関係	11,383
化学者	333	建築家	64	事務関係	32,012
物理学者	738	地質学者	2		
心理学者	1,037	宗教者	387	その他分野計	4,028
医療管理者	496			合計	548,488

出所：Ministero della salute, “Attività Gestionali ed Economiche dell e ASL e Aziende ospedaliere, 2008”, 2011.に基づき作成。

注： 専門補助者他には、統計、社会学その他の専門家を含む。イタリアの医療サービスは、公的医療制度(SNN)を持ち、その供給は ASL 公的医療機関と ASL 契約民間医療機関（ほとんどが非営利、アソシエー

ション、財団、協同組合などの形式）をもつ。それはイギリスの NHS とも多少の相違をもったイタリア的な特徴といえることができる。

(いづか ひでお、研究所主任研究員)

## 『現代障害者福祉論【新版】』

(鈴木勉／田中智子編著、高菅出版、344頁、2011年5月、2476円)

石塚 秀雄

本書は障害者福祉論の分野では類書の少ない必読本である。新版となっているのは、2006年に最初の本が出ているからである。5年ぶりの改訂となった。改訂の理由の一端は新版まえがきによれば、障害者福祉政策史上初といえる情勢の劇的な変化があげられている。すなわち、2009年9月に民主党政府は障害者自立支援法を廃止して新たな総合的な福祉法制を実施することを言明し、2010年1月に障害者自立支援法意見訴訟の和解文書を国は締結した。この基本合意文書では、国が反省して、2013年までに障害者自立支援法を廃止することを目指して「障がい者制度改革推進本部」を設置することを確認した。しかしながら、2011年2月に内閣府が出した「障害者基本法改正案」は、障害者の権利と国の責任という点で不十分な内容のものであった。

こうした状況の中で、新版が出されたわけであるが、内容も執筆者もそれなりの変化が見られる。新版の16人の執筆者のうち、主として理論的な部分を執筆する人たち5人は旧版からの執筆者たちであるが、実践面での論述を中心に11人が新たに執筆に加わった。旧版は12人による執筆であった。本書は、佛教大学の通信教育課程用のテキストの役割も果たしているので、最新の内容を盛り込むという点で、執筆者の入れ替えが行われたものであろう。新版は実践家による障害者社会福祉実践に関する小論文がいくつか含まれている。

新版では旧版をそのまま引き継いだ章立ての箇所でも、文章内容は新たに手が加えられており、読みやすさ、内容理解への親切さは旧版より深まっている。新版が旧版と比べて説明が詳しくなった部分は次のようなテーマである。

たとえば、「障害者問題を発生させる経済メカ



ニズムとしての資本主義」という項目では、資本主義の効率と競争追求が「障害者」を作り出すことがわかりやすく説明されている。また近代市民社会の個人主義原理自由主義原理による「能力にもとづく平等」も「障害者」を作り出すという興味深い指摘もある。理論的な部分では、新版は「障害者の権利」についてより詳しく論じている。「ノーマライゼーション」と障害者権利条約に関する第4章では障害者を普通の市民と同格と見てその権利を重視することの重要性を論じている。こうした理論編に基づいて、第二編の「障害者の生きる権利と社会福祉援助」においては、いくつかの項目で、障害者の働く権利、住まう権利、余暇の権利、家族の暮らす権利、教育を受ける権利、医療を受ける権利など、それぞれ実践的な事柄に触れつつ論じられている。

制度的な議論では、障害者自立支援法の解説に新たに一章が割かれており、公的責任の重要性にも言及している。また新版では、障害者福祉領域における非営利事業組織としての日本の共同作業

所運動やイタリアの社会的協同組合についても項目をたてて言及している。これは旧版がどちらかというとも既存の障害者福祉施設で職員として働く予定の学生むけとしての教科書としての役割を意識したものであったのに比べて、新版は、障害者の権利としての場所としての施設およびそれを支援する職員という、より社会的に広げられた視点すなわち、ノーマライゼーションという原則をよ

り意識した構成になっている。やはり5年という年月における変化進展というものを感じさせる。

障害者自立支援法をめぐる問題も先行きは楽観できないものがあるが、本書は今後に向けるの大きな力を関係者に与えてくれるものであろう。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

# 『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

## ●第34号（2011年3月）—特集：持続可能な社会システムに向けて／地域と医療保健

- 巻頭エッセイ「先進医療技術を享受して」鈴木篤
- 「低炭素社会への課題：緑の経済成長とグローバル化の視点から」植田和弘
- 「新自由主義VS連帯経済」北沢洋子
- シリーズ『「非営利・協同Q&A」誌上コメント』（その2）杉本貴志、中川雄一郎、八田英之、司会：石塚秀雄
- 地域医療再編と自治体病院ワーキング・グループ第3回研究会報告「地域医療・自治体病院の再生について考える」山本裕
- 「韓国の非営利・協同医療機関訪問記」角瀬保雄
- 「医療・福祉政策学校（通称、赤目合宿）の歩み」高木和美
- 「共済法の課題と展望—PTA・青少年教育団体共済法の成立と平成22年保険業法の改正を踏まえて—」松崎良
- （寄稿）「命平等の国づくりを」小林洋二
- 社会福祉と医療政策・100話（61-65話）「13 人口・途上国・貧困」野村拓
- 書評：農林中金総合研究所企画、斎藤由理子・重藤ユカリ著『欧州の協同組合銀行』平石裕一

## ●第33号（2010年12月）—特集：社会的薬局／地域と医療保健—

- 巻頭エッセイ「条件不利地こそ協同の力の発揮どころ」田中夏子
- シリーズ『「非営利・協同Q&A」誌上コメント（その1）」富沢賢治、八田英之、坂根利幸、司会：石塚秀雄
- 「欧州における社会的薬局の活動について」廣田憲威
- 「ヨーロッパの社会的薬局」石塚秀雄
- 第8回公開研究会報告「佐久病院の概況と再構築計画について」油井博一
- 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ第2回研究会報告「保健師の仕事」菊地頌子
- 「シンポジウム 国境を超える患者と病院（2010年8月28日）参加報告」竹野ユキコ
- 「EUにおける越境医療ルールづくり」事務局
- 「韓国の社会的経済と医療—新しい取り組み手の登場」エリック・ビデ、訳：石塚秀雄
- 「社会的事業所制度と障害者の労働」斎藤縣三
- 社会保障と医療政策・100話（56-60話）「12 運動・胎動の時代」野村拓
- 2007年度研究助成概要報告『「多摩市民生活実態についてのアンケート」調査結果の概要』近澤吉晴
- 書評 「分かち合い」の経済社会は実現できるのか—神野直彦『「分かち合い」の経済学』小塚尚男
- 書評 石田一紀、埜田和史、藤本文朗、松田美智子編『高齢者介護のコツ～介護を支える基礎知識』川口啓子

## ●第32号（2010年8月）—特集：社会保障と社会の危機—

- 巻頭エッセイ「私と研究所」角瀬保雄
- 「社会保障の機能不全とその克服をめざして」伊藤周平
- 定期総会記念講演「学校は子どもの貧困を救えるか」青砥恭
- 「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）（下）」秋葉武
- 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ第1回研究会報告「千葉県と宮城県の『地域医療再生計画』について」八田英之
- 社会福祉と医療政策・100話（51-55話）「11 健康と社会保障」野村拓
- 「医療ツーリズムの概観と問題点」吉中丈志
- 2005年度研究助成概要報告「介護される人と介護する人の安全性・快適性向上を目指した介護・看護労働者の労働負担軽減に関する介入研究」埜田和史、佐藤修二、田村昭彦、服部真、舟越光彦、山田智、北原照代
- 書評 宮本太郎著『生活保障』安井豊子
- 書評 中川雄一郎監修、非営利・協同総合研究所いのちとくらし編『地域医療再生の力』松本弘道
- 医療産業における労働力③「フランスの医療機関、医療専門家数と報酬」石塚秀雄

●第31号(2010年5月)―特集:非営利・協同と労働―

- 巻頭エッセイ「定年・退職に思わぬ落とし穴～最新治療と自己決定」森川貞夫
  - 「労働政策の転換と非営利・協働セクターの役割」柳沢敏勝
  - 「生協事業構造再編と労働力構成の変容」田中秀樹
  - 「韓国の介護保険制度と市民社会(NPO・NGO、労働組合)(上)」秋葉武
  - 「都立駒込病院PF1の問題点」大利英昭
  - 2006年度研究助成概要報告「京都地域における大学生協の歴史的研究」
  - 翻訳ILO報告文書(2009.10)「トルコの社会的経済または『サードセクター』—社会的脆弱性を減らし、セーフティネットとディーセントな仕事作りによる社会的責任の推進—」石塚秀雄、竹野ユキコ
  - 社会福祉と医療政策・100話(46-50話)「10 第2次大戦と医療」野村拓
  - 書評佐藤貴美子『われら青春の時』早川純午
  - 医療産業における労働力②「ドイツの医療労働従事者(2008)」石塚秀雄
- 

●第30号(2010年3月)

- 巻頭エッセイ「いない人間は誰一人いない」長瀬文雄
  - 『療養の給付』の外堀—介護保険・障害者自立支援法・保育改革—後藤道夫
  - 「医療事故被害者救済制度のメカニズム—過失責任主義と無過失補償制度—」我妻学
  - 投稿「事務労働概念の考察—先行研究を遡って」川口啓子
  - 「オバマ政権の医療改革動向」高山一夫
  - 第12回自主共済組織学習会報告「米国の生命保険と生命共済」松岡博司
  - 投稿「ベトナムの医療・看護・介護は今—私たちの学ぶことは—」藤本文朗、渋谷光美、関山美子
  - 海外情報:翻訳「フランスの『人体の不思議展』に中止判決」石塚秀雄
  - 社会福祉と医療政策・100話(41-45話)「9 市場型医療とファシズム」野村拓
  - 「都立病院再編の現段階」石塚秀雄
  - 書評『いのちの平等をかかげて—山梨勤医協50年のあゆみ』角瀬保雄
  - 「民医連総会、活発な議論」事務局
  - 「医療産業における労働力①イギリス、イングランド」石塚秀雄
- 

●第29号(2009年12月)―特集:公立病院のゆくえ／オランダ視察報告

- 巻頭エッセイ「社会的企業と雇用創造」宮本太郎
  - 座談会「日野市立病院の現状と今後のあり方」窪田之喜、中谷幸子、高柳新、根本守、司会:石塚秀雄
  - 「公立・自治体病院『改革』の現状」事務局
  - 「総研オランダ視察 概要報告」廣田憲威
  - 資料翻訳「オランダ病院薬剤師協会」廣田憲威
  - 「MOVISIE とナレッジ・インスティテュート」竹野ユキコ
  - 「オランダの医療(保険)制度の特徴」石塚秀雄
  - 「日本の共済組織の危機的現状」石塚秀雄
  - 「協同労働の協同組合法」制定の特徴と社会的意義 田嶋康利
  - 「オバマ 医療保険改革のゆくえ」石塚秀雄
  - 「中国はどこへ行くのか」岩間一雄
  - 「ポルトガル社会連帯協同組合法—知的障害児童の社会復帰を目指す—」石塚秀雄
  - 社会福祉と医療政策(36-40話)「8 社会主義・社会福祉・優生思想」野村拓
  - 本紹介・「野村拓『講座医療政策史 新版』」山田智
  - 本紹介・「横山壽一『社会保障の再構築 市場化から共同化へ』の紹介」齋藤裕幸
- 

●第28号(2009年9月)―特集:「現代社会の転換と福祉・労働・経済」

- 巻頭エッセイ「診察室から見える日本人のルーツ」原弘明

- 2009年度定期総会記念講演「シチズンシップと非営利・協同」中川雄一郎
  - 「現在の経済危機と社会的経済 持続可能な社会を目指す『ネオ・ニューディール』2題—『就労・福祉ニューディール』と『グリーン・ニューディール』—」 粕谷信次
  - 「企業福祉と労働福祉の諸問題」橋木俊詔
  - 第7回公開研究会報告「現代フランス社会における若者と雇用」エミリィ・ギヨネ（石塚秀雄訳）
  - 「転換する中国の医療保険制度—国費から社会保険へ」 石塚秀雄
  - 【投稿】「京都東山の洛東病院の歴史を探る—語られなかった歴史的事実にせまる—」 永利満雄、藤本文朗、渋谷光美
  - 社会福祉と医療政策・100話（31—35話）「7 『戦間期』の問題」 野村拓
  - 書評「川口啓子、黒川章子編『従軍看護婦と日本赤十字社—その歴史と従軍証言』 歴史の事実から『看護とは』を考える一冊」 山本公子
- 

●第27号（2009年6月）—特集：経済と社会の危機への対応

- 巻頭エッセイ「ためきそばを食べて」高柳新
  - 座談会「経済危機問題と非営利・協同事業組織のあり方」角瀬保雄、富沢賢治、坂根利幸、司会：石塚秀雄  
シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（3）
  - 「国民生活の危機と再生プラン」相野谷安孝
  - 「自治体病院の危機を探る—第12回全国小さくても輝く自治体フォーラム」参加記—」 村口至
  - 「民主的な組織運営へのアプローチ—当事者のための5つの視点」川口啓子
  - 「ヨーロッパの共済を訪ねて」長谷川栄
  - 「スペインの医療過誤補償制度」石塚秀雄
  - 社会福祉と医療政策・100話（26—30話）「6 保健・医療政策の時代」野村拓
  - 書評リプライ「拙著『新年金宣言』への石塚書評によせて—改めて社会保険幻想の克服を—」 里見賢治
- 

●第26号（2009年2月）—地域シンポジウム「日本の医療はどこへいく—地域のいのちとくらしをだれがどのように守り発展させるか—」

- 巻頭エッセイ「スペインの保護雇用制度—カレス障害者特別雇用センターを訪問して」 鈴木勉
  - 「京都における医療機関の現状と地域医療の問題」吉中文志
  - 「開業医から見た地域の現状」津田光夫
  - 「アメリカの医療制度と非営利・協同セクター」高山一夫
  - 「千葉における公的病院の再編縮小問題と地域の課題」八田英之
  - 質疑応答、意見交換、まとめ
  - シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（2）「医療介護再生の思想的前提」岩間一雄
  - 「改正介護福祉士養成制度の方向性と課題」坂本毅啓
  - 「日本の看護師・介護福祉士への外国人労働者の受け入れについて」竹野ユキコ
  - 社会福祉と医療政策・100話（21—25話）「5 第1次大戦・前後」野村拓
  - 第11回自主共済組織学習会報告「〈貧困〉と〈労働基準法以下の労働条件の拡大〉とどうたたかうか—首都圏青年ユニオンと反貧困たすけあいネットワークの実践」河添誠
  - 書評 湯浅誠・河添誠編 本田由紀・仲西新太郎・後藤道夫との鼎談集『「生きづらさ」の臨界—溜め、のある社会へ』 相野谷安孝
  - 書評 里見賢治著「新年金宣言」石塚秀雄
- 

●第25号（2008年11月）—2006年医療制度改革の影響／医療・介護再生プラン（1）—

- 巻頭エッセイ「地方再生の条件」今田隆一
- 「『医療・介護制度再生プラン』に思う」角瀬保雄
- 「『医療崩壊』問題の—側面—医師・患者関係—民医連医療再生プランに寄せて」八田英之
- 「協同・連帯・共存・共生に基づく新しい社会経済システム」津田直則
- 「オランダ社会と非営利組織の役割」久保隆光
- 「韓国の社会的企業によせて—福祉と雇用の狭間で—」北島健一
- 「2006年度医療制度改革の障害のある人の暮らしへの影響」風間康子

- 「医療費抑制政策と地域の医療者の役割～医療の公共性・社会性と地域医療を守る協同～」向川征秀
  - 「住民のいのちを守る小さな村の取り組み—長野県栄村—」前沢淑子
  - 海外情報「キューバの医療制度におけるポリクリニコ（地域診療所）の役割」石塚秀雄
  - 社会福祉と医療政策・100話（16-20話）「4 植民地支配へ」野村拓
  - 書評 岩間一雄著『毛沢東 その光と影』石塚秀雄
- 

●第24号（2008年8月）—— シリーズ非営利・協同と医療 差額室料問題（2） ——

- 巻頭エッセイ「資本主義の制度疲労」岩間一雄
  - 2008年度定期総会記念講演  
「労働運動とアソシエーション—現代の連帯のあり方」富沢賢治（コメンテーター：角瀬保雄、坂根利幸、大高研道、石塚秀雄）
  - 「格差社会における『非営利・協同』—室料差額問題に寄せて」杉本貴志
  - 「室料差額と医療倫理（後）—格差処遇の正当性について—」尾崎恭一
  - 「『室料差額』に関する考察」肥田泰
  - 2007年度研究助成報告「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」細田悟、沢浦美奈子、平松まさ
  - 第10回自主共済組織学習会報告「ヨーロッパ共済組合法再検討の動向と共済組織の法的位置づけ」石塚秀雄
  - 北秋田市・鷹巣福祉のまちづくり研究交流のつどいに参加して」廣田憲威
  - 社会福祉と医療政策・100話（11-15話）「3 国民国家へ」野村拓
  - 海外情報「ヨーロッパ主要国の病院ベッド数」石塚秀雄
- 

●第23号（2008年6月）—— 農村地域と医療／室料差額問題 ——

- 巻頭エッセイ「市民社会の「普遍性」の崩壊のなか、輝く非営利・協同組織」大野茂廣
  - 座談会「農村地域の変化といのちとくらし」田代洋一、村口至、高柳新、色平哲郎、石塚秀雄
  - 論文「香川の地域医療の現状と打開の道」篠崎文雄
  - 「室料差額問題シリーズの開始にあたって」石塚秀雄
  - 「室料差額と医療倫理（前）—格差処遇の正当性について—」尾崎恭一
  - 「公的保険で安心して療養できる病室を—臨床医の立場から個室を考える—」池田信明
  - 「室料差額問題—看護師の立場から」玉井三枝子
  - 翻訳「日本の民主化する医療—日本の事例—」ピクトル・ペストフ、石塚秀雄訳
  - 第9回自主共済組織学習会報告「芸能人年金はなぜ必要か」小林俊範  
・「芸能花伝舎訪問—芸能文化を通じて地域・社会に貢献するモデルケース」事務局
  - 書評「『ビッグイシュー』を知っていますか？」柳沢敏勝
  - 社会福祉と医療政策・100話（6-10話）「2 産業革命へ」野村拓
-

## 「研究所ニュース」バックナンバー

### ○No.34 (2011.5.20発行)

理事長のページ「原子力発電（原発）のリスク認識とシチズンシップ」（中川雄一郎）、副理事長のページ「3.11事件」（高柳新）、副理事長のページ「東日本震災と『バランス』」（坂根利幸）、理事リレーエッセイ「税と社会保障の一体改革」（相野谷安孝）、「アメリカの電力協同組合」「第3回C I R I E C、社会的経済第3回国際研究会開催される—スペイン、バジャドリッド」「公平・無料・国営を貫く英国の医療改革」（石塚秀雄）

### ○No.33 (2011.1.31発行)

理事長のページ「Citizenship を翻訳して」（中川雄一郎）、副理事長のページ「消費税増税の民主党政権」（坂根利幸）、理事リレーエッセイ「迫られる公僕の意識改革」（岩本鉄矢）、「2011年冬季医療・福祉政策学校参加記」（奥田悠一）、「アメリカの生活保護制度のひとつ—貧困家庭一時扶助T A N F」「グラミン銀行とソーシャル・ビジネス」（石塚秀雄）

### ○No.32 (2010.10.31発行)

理事長のページ「日本協同組合学会第30回大会とレイドロー報告」（中川雄一郎）、副理事長のページ「インクレチン効果」（高柳新）、理事リレーエッセイ「登山と組織」（今井晃）、「自治体病院検討プロジェクト企画」（村口至）、「イギリス保守党政権の公的セクター縮小政策とエセ協同組合推進化」（石塚秀雄）、ほか

### ○No.31 (2010.7.31発行)

理事長のページ「『シチズンシップと地域医療』補遺」（中川雄一郎）、副理事長のページ「キャピタル」（坂根利幸）、「ハンセン病問題について」（苧雄二）、「イタリアのハンセン病患者支援の非営利組織」（石塚秀雄）、2010年度定期総会概要報告（事務局）

【事務局より訂正お知らせ】モンドラゴン紹介DVDは販売中止中

「研究所ニュースNo.31」（2010年7月末発行）の12ページに掲載した「モンドラゴングループ紹介DVDが発売される」についてですが、2010年8月現在、著作権の問題などもあり、販売、頒布ともしておりません。

関係の皆様、ニュース読者の皆様には誤った情報を提供して迷惑をおかけしてしまったことをここにお詫び申し上げます。

### ○No.30 (2010.4.30発行)

理事長のページ「医療の産業化」（角瀬保雄）、副理事長のページ「しあわせの黄色い旗—大田病院創設60周年、本館竣工記念式典」（高柳新）、「行き先の遠い韓国の医療現実」（カン・ボンシム）、「オバマ医療改革の教訓」（石塚秀雄）、本の紹介「中小路純著『無産者診療所運動』と豊住村』（成田史学会研究叢書）」、ほか

### ○No.29 (2010.2.20発行)

理事長のページ「空襲から生き延びて—学童集団疎開と東京大空襲」（角瀬保雄）、副理事長のページ「『レイドロー報告』30周年」（中川雄一郎）、「民主党政府は非営利・協同セクターを理解するか」（石塚秀雄）、など

### ○No.28 (2009.11.30発行)

理事長のページ「老化と難問」（角瀬保雄）、副理事長のページ「食事、散歩と人づきあい」（高柳新）、「広がる連帯経済の輪 — 『アジア連帯経済フォーラム2009』」（石塚秀雄）、「スウェーデン視察報告」（竹野ユキコ）、「アカウント3 理事長講演会参加報告」（竹野ユキコ）、新刊紹介

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

**【次号36号の予定】** (2011年9月発行予定)

- ・『非営利・協同Q & A』誌上コメント(その4、最終回)
- ・公平・無料・国営を貫く英国の医療改革
- ・地域医療における自治体・住民・地域病院とのコラボレーション、その他

**【編集後記】**

研究所は来年、設立10年を迎えます。先日、ニュースとともに会員アンケートを送付いたしました。ご協力いただけますと幸いです。地震や津波、原発事故によって、日本の社会は従来とは一線を画す状況となりました。この先をどう進むのか、いのちと暮らしを名前に掲げる研究所として、できることを行いたい所存です。

**【投稿規定】**

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただきます場合があります。

**1. 投稿者**

投稿者は、原則として当研究所の会員(正・賛助)とする。ただし、非会員も可(入会を条件とする)。

**2. 投稿内容**

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

**3. 原稿字数**

- ① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。
- ② 研究所ニュース 3,000字程度まで。
- ③ 「研究所(レポート)ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。  
(これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです)。

**4. 採否**

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

**5. 締め切り**

随時(掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定)

**6. 執筆注意事項**

- ① 電子文書で送付のこと(手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます)
- ② 投稿原稿は返却いたしません。
- ③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる(「ですます調」または「である調」のいずれかにすること)。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。
- ④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること(そうでない場合、版下代が生ずる場合があります)。

**7. 原稿料**

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちと暮らし」  
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL: 03-5840-6567/FAX: 03-5840-6568

ホームページ URL: <http://www.inhcc.org/> e-mail: [inoci.@inhcc.org](mailto:inoci.@inhcc.org)